令和４年第２回

高山村議会３月定例会会議録

令和４年３月３日　開会

令和４年３月18日　閉会

（16日間）

高山村議会事務局

令和４年第２回高山村議会

３ 月 定 例 会 会 期 日 程

会　期	月　日	曜日	開 議 時 間	摘　　要	備　　考
第１日	３月３日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託 ・予算審査特別委員会の設置	・予算審査特別委員会 ・全員協議会 ・議会報編集特別委員会
第２日	４日	金		休会（議案調査）	
第３日	５日	土		休会	
第４日	６日	日		〃	
第５日	７日	月		〃	
第６日	８日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第７日	９日	水	午前10時	本会議（一般質問）	（公民館３階講堂）
			午後１時	予算審査特別委員会（総務課） 〃　（定住支援室）	
第８日	10日	木	午前９時	予算審査特別委員会（健康福祉課）	
			午後１時	予算審査特別委員会（産業振興課）	
第９日	11日	金	午前９時	予算審査特別委員会（建設水道課） 〃　（議会事務局） 〃　（監査委員書記）	
			午後１時	予算審査特別委員会（住民税務課） 〃　（会計係） 〃　（教育委員会） 〃　（人権推進室）	
第10日	12日	土		休会（議案調査）	
第11日	13日	日		休会	
第12日	14日	月		〃	

第13日	15日	火	午前10時	予算審査特別委員会（総括質疑）	（議場）
			午前11時	総務文教常任委員会	（防災会議室）
			午後２時	民生産建常任委員会	
第14日	16日	水		休会（議案調整）	中学校卒業式
第15日	17日	木		休会	小学校卒業式
第16日	18日	金	午後１時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・追加議案説明・質疑・討論・採決	・全員協議会

令和４年第２回高山村議会３月定例会会議録（第１号）

令和４年３月３日（木曜日）

高山村告示第３号

令和４年３月３日、高山村議会３月定例会を高山村役場に招集する。

令和４年２月９日

高山村長　内　山　信　行

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第５　議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第４号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第５号　消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第６号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第７号　高山村手数料条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第８号　高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第９号　辺地に係る総合整備計画について

日程第12　議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算

日程第13　議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算

日程第14　議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算

日程第15　議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算

日程第16　議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算

日程第17　議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算

日程第18　議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算

日程第19　議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算

日程第20　議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算

日程第21　発議第１号　高山村議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付議した事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸般の報告

４　同意第１号

５　議案第３号～議案第18号

６　発議第１号

７　予算審査特別委員会委員長、副委員長の選任について

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　黒　岩　清　道　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　柴　田　弘　男　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事務局長	荒井孝浩	書記	槇田和子

午前10時05分　　開　会

○議　長（西原澄夫議員）

ただいまから令和４年第２回高山村議会３月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

おはようございます。高山村議会３月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和４年高山村議会３月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。日頃皆様方には、議会活動を通じまして村政発展のために御尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

まず初めに、国と国との対立が極端に悪化する中で、２月24日に他国に侵攻し、軍事施設等を空爆し、今なお侵攻は続き、多数の死傷者が発生するなどの報道がされ、全世界に大きな衝撃を与えております。各国の国際協力により、一刻も早い侵攻の停止と平和を願うものであります。

今年１月23日に千秋楽を迎えた大相撲初場所において、長野県上松町出身の関脇御嶽海が３回目の優勝を果たし大関に昇進されたことは、長野県民に明るいニュースをもたらし、勇気と誇りを与えてくれました。今月中旬から始まる春場所において、大関御嶽海関の活躍を大いに期待するものであります。

また、第24回冬季オリンピック北京大会が去る２月４日に開幕し、91か国・地域から2,900人が参加し、17日間の熱い戦いを繰り広げた平和の祭典が、20日に幕を閉じました。日本選手団は、最終日のカーリング女子の銀メダルを含め、18個と、冬季オリンピックとしては最多となるメダルを獲得し、国民に勇気と誇り、そして夢を与えてくれました。さらに、明日４日からは、引き続き北京において冬季パラリンピックが開幕し、13日までの10日間にわたり熱戦が繰り広げられるものと期待しておりますが、いろいろなハンディキャップを乗り越えてのパラリンピックは、人間の可能性の祭典と言われるように、それぞれの競技において自分の限界に挑戦する選手にエールを送りたいと思っています。

このように、平和の祭典と言われるオリンピック・パラリンピックが開催される一方で、国と国とが対立するなど、国際情勢はますます複雑混沌としていますが、一日も早い国際秩序の安定を望むものであります。

２月23日、気象庁は、長野・岐阜県境の御嶽山の噴火警戒レベルを、１（活火山であることに留意）から２（火口周辺規制）に引き上げました。レベル２は2017年８月以来で、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生する可能性があるとして警戒を呼びかけていますが、一日も早く火山性地震が収まり、安全に登山ができることを願っております。

さて、新型コロナウイルス感染症による感染者が国内で初めて確認されてから２年余りが経過いたしますが、いまだ収束の見通しすら立たない中で、第６波の中心と言われるオミクロン株は、これまでのウイルスとは桁違いに感染力が強く、長野県は、１月27日からまん延防止等重点措置の適

用を受け、適用期間を３月６日まで延長し、県民に対して感染防止対策の強化を呼びかけています。本村におきましても、感染拡大防止対策を徹底するため、村民の皆様の御理解と御協力をいただく中で、社会体育施設等公共施設の一部休止をさせていただいております。そうした中で、２月１日からは３回目となるワクチン接種を実施させていただいておりますが、おかげさまで、65歳以上の皆様の接種はほぼ終了したところであります。しかし、長期にわたって感染症が拡大し続けているため、観光業や飲食店等の皆様には予想をはるかに超える大きな影響を受けておられますことから、引き続きしっかりと御支援申し上げてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府が閣議決定した2022年度の予算案は、一般会計の総額で107兆5,964億円と、10年連続で過去最高となっており、年度内の予算成立が確実視されておりますものの、世界情勢の不安定化と経済情勢の悪化に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国の財政は依然厳しい状況にあります。したがいまして、引き続き地方におきましても厳しい財政運営が迫られるものと思われますが、新年度を迎えるに当たり、改めて「めざす未来は豊かな高山村とそこに暮らす村民の幸せ」を目指して職員とともに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位並びに村民の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案いたしました案件は、同意１件と新年度当初予算案を含む議案16件の、合わせて17件でございます。十分御審議いただき議決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配りしました印刷物のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番　山嵜秀治議員、11番　柴田弘男議員及び１番　久保田雄吉議員を指名します。

日程第２　会期の決定について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月18日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から３月18日までの16日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告します。

それぞれの委員長から、前臨時会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、12月及び１月分の執行した出納検査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４　同意第１号

～

日程第20　議案第18号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第４　同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第20　議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算までの17件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

令和４年度一般会計予算案をはじめとする各議案の御審議をいただくに当たり、私の村政運営に向けての所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症は国内での感染者が確認されてから２年余りが経過いたしましたが、現在では非常に感染力が強いオミクロン株に置き換わり、第６波となって、長野県を含む多くの都道府県でまん延防止等重点措置の適用を余儀なくされております。今なお収束が見通せない中にあって、医療、介護をはじめ、社会機能にも多大な影響を及ぼすなど、依然緊迫した状況の中で、須高地域でも、観光業や飲食店などを含む経済活動に大きな影響が及んでおります。

現在それぞれの自治体では、第３回目のワクチン接種に取り組んでおりますが、今なお治療や処置などに対応していただいております医療従事者等エッセンシャルワーカーの皆様には、改めて心から敬意と感謝を申し上げますとともに、新しい生活様式の徹底、さらには国・県・市町村が行う経済対策などにより、一日も早く安全で安心な活力ある地域社会や平穏な生活が取り戻せるよう願うものであります。

こうした中で、本村におきましては、基本的な感染症対策を念頭に置いた新しい生活様式を徹底する中で、イベントや行事等を工夫しながら開催するほか、新型コロナウイルスにより影響を受けた村民の皆様の暮らしや地域経済を守ることを最優先課題として、引き続き、きめ細やかな支援に取り組んでまいる所存であります。引き続き、村民の皆様には、現下のコロナ危機を克服できるよう３回目のスムーズなワクチン接種などに御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そうした中で、私は人づくりを柱に据えて、「豊かな高山村とそこに暮らす村民の幸せ」を目指し、職員とともに現場主義に徹し、50年先、100年先を見据えて村づくりに当たる中で、人口減少問題に取り組むとともに、農業、商工業、観光振興等により活力ある村づくりを進めているところであります。お陰様で、厳しい行財政運営が迫られる中ではありますが、「第六次高山村総合計画」に沿って事業を円滑に推進してまいったところであります。特にコロナ禍で大きな影響等を受けた商工・観光事業者を支援するため、商工会のプレミアム付き商品券発行事業を拡大して支援したほか、３回目となるクーポン券発行事業や宿泊事業を営まれる皆さんの多額な固定経費を緩和し、歴史ある温泉地の事業継続を図るため温泉使用料の減免等を実施したほか、子育て世帯を支援するための国の子育て世帯への臨時特別給付金をクーポン券に代えて全額現金給付するとともに、所得制限により給付対象外となった世帯に対しては村独自に給付金を支給するなど、真に村民の皆様に寄り添った行政運営に努めてまいったところであります。

また、災害に強い国土強靭化を図り、ゲリラ豪雨など異常出水に対応するため、懸案でありました千本松地区の用排水路改修工事のほか、不動川の整備に着手いたしました。

そのような中で、新年度は、抗体を高めるための新型コロナワクチン第３回目の接種と徹底した感染症防止対策、さらには経済支援策を強化するとともに、自然災害など、あらゆる災害に強い「安全・安心な村づくり」を最重要課題に位置づけ、子育て支援策の充実による「幸せな村」、村民の皆様が誇れる、そして訪れるお客様に満足していただける「誰からも愛される村」、安定した

果樹産業や村内の商工業事業者等への支援を強化した「各産業が充実した村」、お客様でにぎわう「活力ある元気な村」を５つの柱として、さらに積極的な村政運営に取り組んでまいる所存であります。加えて、日頃から村民の皆様にとって、分かりやすく、機能的かつ効率的な事務分掌に努めるため、新年度は役場組織を再編するとともに、デジタル化を進め、一層の村民サービスの向上を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも、なお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以下、主な施策につきまして、順次その概要を申し上げます。

まず、初めに「活力とにぎわいのある産業のむら」について申し上げます。

本村の基幹産業であります農業につきましては、恵まれた自然条件や村を挙げての環境保全型農業の推進等によって、りんご、ぶどうなどの果樹は安全で安心なおいしい農産物として市場や消費者の皆さんから高い評価をいただいており、特にりんごにつきましては「高山村産りんご」としてブランド化されておりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより樹園地の面積が減少し、生産量の確保が課題となっております。このような状況を踏まえ、農業委員会やＪＡなどと連携を図り、農地中間管理機構事業等を活用し、認定農業者や認定新規就農者など経営の規模拡大を目指す担い手農家の皆さんへの農地集積を図るとともに、りんご、ぶどう等の優良系の苗木の更新や棚資材の導入等を支援し、生産量の確保に努めてまいります。

さらに、本村で新規就農を目指す皆さんを村外から積極的に受け入れるため、ウェブ等を活用して就農相談会へ参加し、本村の魅力をＰＲするとともに、就農に関心のある方には、就農体験会等の開催により新規就農者の確保に努めてまいります。また、熊やイノシシなどの有害獣から農作物や人命を守るため、地域の皆さんによって恒久電気柵等の維持管理を行っていただいておりますが、高齢化とともに維持管理が大きな負担となってきておりますことから、電気柵維持管理交付金の単価の見直しにより、地域の皆さんの負担軽減を図るとともに、適正な維持管理に向けて支援をしてまいります。

将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりにつきましては、引き続き県営中山間総合整備事業により水路等の改良工事を進めるとともに、令和２年度から着手してまいりました地力増進施設の改修工事が完了する運びとなっております。また、自然災害や市場価格の下落など様々なリスクから農業経営を守るための収入保険に対する支援を行ってまいります。

林業振興では、森林の健全な育成や森林景観の保全の観点から、被害の拡大が懸念されております松くい虫の防除対策について、国・県の補助金を活用しながら重点的に駆除を実施してまいります。さらに、森林環境譲与税を財源とする新たな森林管理システムにより、民有林の現状把握等の調査を行い森林の適正管理に努めるとともに、私有林の間伐を促進するため、間伐や植栽等に係る経費の一部を助成してまいります。

商工業の振興につきましては、コロナ禍で大きな影響等を受けた商工・観光事業者を支援するた

め、商工会のプレミアム付き商品券発行事業を拡大して支援するとともに、県の中小企業振興資金等の融資に伴う利子補給や信用保証協会保証料の負担などの支援をしてまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍の影響で、従来のように多くの皆さんに参加していただくイベントや事業等の開催が難しい中で宿泊事業を営まれる皆さんは、営業の有無にかかわらず、多額な固定経費が重くのしかかってまいりますことから、歴史ある温泉地の事業継続を図るため、温泉使用料の減免等を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の徹底した感染防止に努めながら、新たな生活様式に対応した誘客事業などの観光振興に努めてまいります。また、本年開催予定の大きなイベントの１つである６月の日本棋院主催による「第77期本因坊戦」へ支援し、本村の魅力をテレビを通じて放映していただくなど、本村の知名度アップとともに誘客につなげてまいります。

次に、「笑顔あふれる健康・福祉のむら」について申し上げます。

我が国の人口は、平成17年に減少局面に入り、少子化問題は社会経済の根幹を揺るがしかねない待ったなしの課題であります。子どもは社会の希望であり、地域の宝であります。次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境を整備し、子どもたちが健やかに育つことのできる社会の実現を目指して、引き続き、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまでのライフステージに応じた総合的な少子化対策と子育て支援に取り組んでまいります。また、少子化の一因と言われております未婚化や晩婚化につきましては、長野県婚活支援センターと連携する中で結婚相談事業を実施するほか、社会福祉協議会並びに商工会等の皆さんとも婚活イベントを開催する等出会いの場の拡大に努めてまいります。さらに、結婚を機に村内に定住される皆さんには結婚祝い金を支給するほか、住宅建設及び賃貸、引っ越し費用を補助するなど、結婚に対する経済的不安の解消とともに、人口の流出防止と定住を促進してまいります。

子育て支援につきましては、出産祝い金をはじめ乳幼児家庭育児給付金を拡充するほか、不妊治療に対する治療費を助成するなど経済的な負担軽減を図ってまいります。また、家庭で保育を行っている保護者が都合により保育することができない場合は、保護者に代わって登録した保育提供者が保育を行うファミリーサポートセンターの充実に努め、子育て世帯を支援してまいります。

保育園につきましては、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、たかやま保育園の受入れ態勢を整えるとともに、３歳未満児の発達段階に応じて、きめ細やかな、安全で安心な離乳食の提供に努めてまいります。また、３歳から５歳児及び住民税非課税世帯に属する３歳未満児の幼児教育・保育無償化の対象児童の副食費を引き続き全額公費負担し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

高齢者施策につきましては、民生児童委員協議会をはじめとする関係の皆さんと連携を図りながら、独り暮らし高齢者等の皆さんに対する安否確認の見守り活動を充実するとともに、新たに高齢者のごみ出しを支援する「高山村ふれあい収集事業」により、高齢者の皆さんが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

障がい者施策につきましては、社会福祉協議会や須高地域総合支援センターと連携を図りながら、障がい者を地域で支え合い、あらゆる活動に参画していただけるよう自立を支援するとともに、須高３市町村で設置した須高地域成年後見支援センターを拠点として相談体制の充実を図り、制度の利用促進を図ってまいります。

健康づくり・医療につきましては、健康に対する意識啓発を図りながら、本村の特色を生かした健康づくり活動を推進してまいります。また、定期的な健康診査や各種検診等の受診を勧奨し、疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、近隣自治体や医療機関とも連携し、安心して医療を受けることができる体制の維持、強化に努めてまいります。そして、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と重症化の予防を図るため、第３回目のワクチン接種を早期に完了できるよう、県などの関係機関と連携を図りながら効率的に進めてまいります。

次に、「豊かな自然と共生する安全・快適なむら」について申し上げます。

高山村景観条例や高山村地球にやさしい環境基本条例、「日本で最も美しい村」連合や志賀高原ユネスコエコパークの理念に沿って豊かな自然環境の保全に努めるとともに、世界首長誓約を実践するため、エネルギーの地産地消や温室効果ガスの大幅削減、気候変動などへの対応の３つの取組を展開し、気候エネルギー自治の確立に努めてまいります。特に景観条約の理念に基づいた公共施設の整備は重要でありますことから、村民の皆様に安心して利用していただけるよう、景観に配慮したぬくもりのある役場村民ホールの改修に着手いたします。また、住宅用蓄電池システムの設置に係る支援を行うなど、さらなる再生可能エネルギーの活用に努めておりますが、３年度に策定した高山村地域再エネ導入戦略に掲げる再エネと地域産業が連携したゼロカーボン構想の実現に向けて、温室効果ガスの排出削減等に関する計画を策定してまいります。さらに、山田神社の敷地内にある公衆トイレは老朽化が著しいことなどから、改築し、施設の衛生環境の充実を図ってまいります。

生活基盤の根幹であります道路交通網の整備につきましては、幹線道路網整備計画や橋梁長寿命化修繕計画に沿って、引き続き国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら、安全性を重視した生活道路の確保に努めてまいります。また、通学路の歩道整備として、村道紫中山線に接続する村道荒井原紫２号線の用地取得を進め、児童・生徒等の安全な歩行空間の確保を図ってまいりますほか、狭隘道路における冬期間の除雪作業を支援するため、歩行型除雪機の地域配備を推進し、除雪体制の一層の充実に努めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、45歳以下の若者が親との同居を機に住宅の購入または増改築の場合に助成する若者住宅建設促進事業により、人口増加と世代間の支え合いを推進してまいります。また、増加傾向にある空き家対策として、空き家の購入や増改築する場合の助成を推進するとともに、個別相談会を開催するなどして、個々の問題や意向把握に努め、空き家の適正管理と利活用を促進します。

公園の整備及び充実につきましては、ＹＯＵ游ランド福祉公園の噴水広場付近に新たに乳幼児が楽しめる滑り台等の遊具を設置し、公園を利用される皆様の満足度の向上に努めてまいります。

上下水道のインフラ整備につきましては、水道水の安定供給と下水道の適正処理のため、施設の計画的な整備により長寿命化を図ってまいります。また、下水道事業では、農業集落排水処理区域の一部を計画的に千曲川流域下水道処理区域に編入するため、下水道事業変更計画の策定に着手してまいります。

下水道事業特別会計につきましては、国の強い要請に基づき公営企業会計へ移行するため、新たに資産調査などに着手してまいります。

治山・治水対策につきましては、防災・減災対策として引き続き緊急自然災害防止対策事業債を活用しながら不動川の護岸改修や牧地区の排水対策を進めるとともに、駒場地区の大雨による排水対策に着手し、災害の発生予防と拡大防止に努めてまいります。

安心で快適に暮らせるための公共交通の確保につきましては、利用される皆様の声を聞きながら、より利用しやすい持続可能なシステムの構築に努めてまいります。

村民生活の安全・安心の確保につきましては、今なお地震や大雨による土砂災害、火山噴火などによる大規模な自然災害が全国各地で発生しておりますことから、本村におきましても、令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、今後の集中豪雨や地震等による自然災害に備えるとともに、自主防災組織の皆さんと実践的な防災訓練等を通して、引き続き危機管理・防災意識の醸成に努めてまいります。また、常備消防における消防力の強化は大変重要なことでありますことから、老朽化した高山分署の消防ポンプ自動車を更新してまいります。さらに、自然災害など有事の際は、地域の安全・安心を守る消防団員の存在は極めて重要でありますが、年々団員の確保が難しくなっている状況や、生業を持つ傍ら崇高な消防精神で会社などを休み消防団活動に当たっていただく団員を支援するため、団員報酬や出動手当の大幅な見直しを図るなど処遇改善に努めてまいります。

次に、「一人ひとりが輝く教育、文化・スポーツのむら」について申し上げます。

村では、教育委員会との相互連携を図り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した総合教育会議や教育大綱に沿って教育行政の推進に努めてまいります。

保育園・学校教育につきましては、子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばしながら次代を担う人材として成長できるよう、保育園から中学校まで一貫した教育体系の整備充実により学力の向上を図るとともに、保育園、学校、家庭、地域が一体となって信州型自然保育やユネスコ・スクール等に関する学習を支援するなど、学校支援ボランティアの充実に努めてまいります。

小学校では、平成30年度に刊行いたしました小学校３、４年生の社会科等で使用している副読本により、村の素晴らしい自然や文化・産業などについて学び、ふるさと高山村に愛着を持つことができるよう活用を図っておりますが、年々状況が変化する中で、令和５年度の改訂に向けて、内容の検討などの準備を進めてまいります。

一方、中学校では、引き続き数学や英語の少人数学級編制のための学習支援員を配置し生徒の学力の向上を図るほか、小中学校に、心の悩みを抱えた児童・生徒の相談のためのスクールカウンセラーや、不登校ぎみな児童・生徒を支援する不登校対策支援員を配置するなど、基本的な生活習慣や学習習慣の向上に取り組んでまいります。また、小中学校における新学習指導要領では、新たに情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけており、小学校におけるプログラミング教育が必須になるなど、児童・生徒１人１人の個別最適化と創造性を育む教育を実現することとされています。このため、国が進めるＧＩＧＡスクール構想に基づき、児童生徒１人１台のパソコン端末機や学校内の高速通信網環境整備の充実に努めるとともに、教育現場において効果的にＩＣＴの活用が図られるよう授業の進め方に応じてデジタル教科書や学習用教材を導入するなど、時代に対応できる人材の育成に向けた学校教育を積極的に推進してまいります。さらに、小中学校入学時の入学祝金やテストの経費、総合的な学習の時間等に使用するバスの運行経費や緊急連絡システムの経費などを引き続き村費負担するとともに、学校給食費につきましても、１食当たり140円、児童・生徒１人当たり年間２万8,000円の公費負担を行うほか、非課税世帯の児童・生徒の給食費を無料とし、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、学校給食の質の確保と充実に努めてまいります。

一方、高校生に対しましては、奨学金の貸与をはじめ、村内の定期路線バスを利用する高校生を対象に定期券購入費の70％を助成し保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、バス利用者の促進を図ってまいります。

生涯学習・文化の向上・スポーツの推進につきましては、村民の皆様１人１人が、心豊かに生きがいを持って生活を送っていただける環境づくりが極めて大切であると考えております。このため、社会教育活動の拠点となる公民館の長寿命化修繕工事や安全な夜間スポーツに取り組めるよう南部スポーツパークの照明用発電機を更新してまいります。また、村民の皆様の御意見をいただきながら、学びの場、憩いの場として現在の生活スタイルを取り入れた公民館ホールや図書館機能の充実を図るとともに、地域の特性や人材を活用した特色ある講座を開催しながら、村内の文化活動団体の組織及び活動の活性化を支援してまいります。特に長野県では、令和４年度から県内市町村との共同により電子図書館事業を試行することとしておりますことから、村といたしましても、村民の皆さまの利便性等を図る観点から、この事業に参加してまいります。また、貴重な文化財を後世に引き継ぐため、一茶ゆかりの里「離れ家」の茅葺屋根を葺き替えるほか、隔年で実施しております高山村文化祭の開催や文化芸術を通してコミュニティー社会づくりに努めてまいります。

次に、「ともに創る参画と協働のむら」について申し上げます。

村民の皆様とともに策定いたしました第六次高山村総合計画に基づき、その将来像であります「ずっと住みたい　また訪れたい　いいね信州高山」の村づくりに向けて全力を傾注してまいります。

現在、国では地方創生を最重要課題に掲げ、人口減少克服と地域の活性化に向けた対策が講じられております。本村におきましては、国が定めた「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、第二期高山村総合戦略の推進により、関係人口の創出や拡大、子育て支援や定住・移住促進事業等の施策を通じて人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化に努めているところであります。そうした中で、行財政運営につきましては、地方交付税の増額が見込めない中で、自律して持続可能な魅力ある村づくりを実現するため、税などの収納率の向上や住民との協働による村づくりを一層推進しながら積極的に行財政改革を進めるとともに、本村の特産品等を返礼品とするふるさと納税は、村づくりや産業振興をさらに推し進めるためにも重要な課題と考えております。このため、特産品等の拡充を図り、高山村をさらに応援していただけるよう制度の充実に努めてまいります。

また、国が推進するデジタル社会の実現に向けた自治体ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進と社会インフラとしてのサービス提供を実現するため、マイナンバーカードによる住民票のコンビニ交付やＱＲコードを利用したキャッシュレス決済の導入など、デジタル化の推進と、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

最後に、村政運営に当たりましては、村民の皆様との協働による村づくりを推進するため、ブロック行政懇談会や出前いろり端会議、気軽に村長室やきらめきポスト等を通じて村民の皆様の御意見等をお聞きするとともに、広報紙や行政無線、ホームページなど、広報・広聴の充実に努めてまいります。村民の皆様におかれましては、可能な範囲で村づくりに参画していただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、本村発展のために、職員とともに一層の情熱を傾け、村民の皆様のための村政運営に努めてまいる所存であります。議員各位をはじめ、村民の皆様のなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、村政の運営方針といたします。

なお、提案いたしました議案のうち、条例等につきましては副村長から、予算につきましては総務課長よりそれぞれ説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

それでは、私からは、同意第１号から議案第９号までの８件について、一括して御説明を申し上げます。

同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります山際秀一さんの任期が来る６月30日に満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、政府の経済財政運営と改革の基本方針2020や規制改革実施計画及び職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、新たに職員となった者が行う服務の宣誓の際に任命権者等の面前で宣誓書に署名する規定を改めるほか、宣誓書の押印を不要とするなど服務の宣誓の実施方法等を変更するため条例の一部を改正するものであります。

議案第４号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、村長、副村長及び教育長の給料月額を減額するため条例の一部を改正するものであります。

議案第５号　消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、消防庁長官の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知により消防団員の報酬等の基準が示されたこと及び特別職報酬等審議会の答申を尊重し団員報酬及び出動手当を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第６号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことにより、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保に小口の資金貸付を行う年金担保貸付事業が廃止されたことに伴い、年金給付の受給権の保護の例外規定を削除するため条例の一部を改正するものであります。

議案第７号　高山村手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され段階的に施行されておりますが、本年６月からは、犬・猫の繁殖業者等に対し、犬・猫に個体識別のための情報を記録したマイクロチップの装着や登録が義務化されることに伴い、装着されたマイクロチップが狂犬病予防法上の鑑札とみなされることや、日本獣医師会の登録を受けたマイクロチップ装着犬は登録手数料を徴収しないことなどを規定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第８号　高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、政府の経済財政運営と改革の基本方針2020及び規制改革実施計画を踏まえ、住民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印義務の見直しを行うことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第９号　辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

本案は、奥山田地区の辺地に係る総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

以上、条例案等８件について一括して御説明申し上げましたが、十分に御審議の上議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

ただいまから、議場内の換気のため、15分間休憩をします。会議は午前11時15分に再開します。

午前10時57分　　休　憩

午前11時12分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案についての提案理由の続きの説明を求めます。

――――――宮本総務課長。

○総務課長（宮本孝雄）

それでは、私から議案第10号から議案第18号までの９件について、一括して御説明を申し上げます。

議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は41億8,700万円で、前年度の当初予算と比較して、0.6％の減であります。

歳入の主なものは、村税では、法人村民税で、新型コロナウイルス感染症の影響下においても業績が好調な企業の増収を見込んだほか、固定資産税では、新型コロナウイルス感染症対策の軽減特例措置の終了などを考慮して、2.1％増の６億7,761万3,000円といたしました。

地方譲与税では、森林環境譲与税の増額を見込み、4.8％増の5,381万8,000円を計上いたしました。

地方消費税交付金では、地方財政見通し及び令和３年度の収入実績等を踏まえ、前年同額の１億1,600万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として令和３年度に限り措置される地方税減収補塡特別交付金の皆減などにより、85.9％減の240万円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政見通し等を踏まえ、7.4％増の18億400万円といたしました。

使用料及び手数料では、新型コロナウイルス感染症により、ＹＯＵ游ランドや温泉施設などの利用者数はいまだ回復していないものの、徐々に回復傾向にあることなどから、3.3％増の7,415万7,000円といたしました。

国庫支出金につきましては、道路改良事業に伴う防災、安全社会資本整備交付金などが増額となったものの、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金などの減額に伴い、4.9％減の３億247万2,000円といたしましたほか、県支出金につきましては、中山地区不動川河川改修工事に伴

う農業水路等長寿命化、防災・減災事業補助金などが減となったことなどに伴い、27.9%減の２億2,273万2,000円といたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増額を見込み、22.0%増の3,300万1,000円といたしましたほか、繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に充当するため財政調整基金を繰り入れたほか、人づくり事業や道路橋梁施設整備事業等に充当するためふるさと創生基金や道路橋梁施設整備基金なども繰り入れたことにより、25.9%増の３億1,814万1,000円といたしました。

諸収入につきましては、その他雑入で、地域営農支援センターの余剰金、返還金収入などに伴い、11.3%増の１億3,578万7,000円といたしました。

村債につきましては、減災を目的とした河川排水路改修のための緊急自然災害防止事業債の減や地方の財源不足に対応するための臨時財政対策債の借入れ限度額が縮小されたことなどから、29.1%減の３億3,310万円といたしました。

次に、歳出につきましては、款項ごとに主なものを申し上げます。

まず、総務費におきましては、総務管理費の一般管理費で、職員の定年延長制度の導入に伴い、関係する例規の整備や職員健康診査など委託料に994万2,000円計上。文書広報費で、「広報たかやま」や行事カレンダーなど印刷製本費に788万4,000円計上。財政管理費では、地方公会計財務４表作成に係る地方公会計業務委託料に198万円計上。財産管理費で、村及び各地区公園の遊具点検のための調査委託料に71万2,000円、村民の皆さんの情報コーナーをはじめ、木材を使用したやすらぎのある村民ホールリニューアル工事請負費に2,500万円計上。企画費で、太陽光発電や住宅用蓄電池システム設置に係る地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金300万円、高山村ふるさと景観育成寄附金事業に1,626万8,000円計上。情報化推進費で、行政手続オンライン化に伴うシステム改修など電算委託料に1,598万4,000円、ケーブルテレビ村民チャンネルの番組制作委託料に594万円計上。諸費で、自治区施設整備等補助金に212万3,000円計上。基金費で、ふるさと納税寄附金を積み立てるため、ふるさと創生基金積立金に3,000万円、村営住宅等の適正な管理等を図っていくため、高山村営住宅等基金積立金に909万3,000円を計上いたしました。

徴税費の賦課徴収費では、地方税の納付書をＱＲコード対応にするためのシステム改修など、電算委託料に671万6,000円計上。戸籍住民基本台帳費では、コンビニ交付サービスの導入に伴う証明書発行サーバーの構築や改修費など電算委託料に3,854万3,000円計上。選挙費では、参議院議員通常選挙費に993万1,000円、任期満了に伴う県知事選挙費に798万円を計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉費の社会福祉総務費で、社会福祉協議会などの結婚相談事業委託料51万5,000円、須高地域成年後見支援センター業務委託料224万5,000円、結婚新生活支援補助金60万円、定住促進結婚祝金に60万円計上。高齢者福祉費で、高齢者等公共交通ＩＣカード利用者負担金109万3,000円、老人福祉施設措置費1,086万6,000円、寝たきり高齢者等家庭介護手当480万

円、シニアクラブの加入者促進を支援するため、シニアクラブ育成事業に146万9,000円計上。障害者福祉費で、障害者医療費特別給付金1,903万3,000円、重度心身障害者家庭介護手当144万円、人工透析等患者見舞金175万円、障害者自立支援給付費２億211万2,000円、地域生活支援事業給付金に427万円計上。社会福祉施設費で、高齢者福祉センターの指定管理料943万8,000円、高齢者センター送湯ポンプ更新のための施設改修工事請負費359万7,000円、ふれあい号奥山田牧線及び支線交通運行委託料や地域間幹線系統路線運行補助金など公共交通事業に5,438万4,000円計上。地域包括支援センター費で、介護予防サービス計画作成委託料に308万5,000円計上。保健福祉費で、後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金に8,103万円、国民健康保険特別会計繰出金に4,542万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に2,435万4,000円を計上いたしました。

児童福祉費の児童福祉総務費で、高校３年生相当の18歳までの医療費負担を軽減する乳幼児等医療費特別給付金に1,389万円計上。児童手当費で、児童手当8,914万円、出産祝金91万円、３歳未満時の乳幼児を日中家庭で育児する保護者の皆さんを対象に、村内で利用できる商品券を支給する家庭育児給付金に100万円計上。保育所運営費で、村外の保育所へ通園する園児の保育所運営費委託料779万9,000円、私立幼稚園へ通園する園児の幼保無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金に100万7,000円計上。児童福祉施設費で、安全・安心な給食材料費に1,034万6,000円、児童クラブ事業に1,669万3,000円計上。子育て支援センター費で、子育て支援センター事業など1,174万4,000円計上。子育て世代包括支援センター費で、子育て世代包括支援センター事業など297万6,000円計上。災害救助費では、災害備蓄品など災害救助一般経費に182万4,000円を計上いたしました。

人権推進費では、いきいきフォーラムの開催など男女共同参画推進事業に32万7,000円を計上いたしました。

衛生費では、保健衛生費の保健衛生総務費で、地域医療福祉ネットワーク推進事業負担金98万8,000円、村保健補導員会補助金に30万円、難病患者等見舞金に34万円を計上。予防費で、肺がん検診や大腸がん検診などのほか、後期高齢者の基本健康診査など健康診査事業に1,807万6,000円、乳幼児の定期予防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種など感染症予防事業に1,614万5,000円、水中運動などヘルスアップ事業に49万6,000円、新型コロナウイルスワクチン等接種事業に1,275万2,000円計上。母子衛生費で、妊婦一般健康診査委託料341万4,000円、不妊治療助成金に100万円計上。公園費で、ＹＯＵ游ランド雪と光の祭典補助金200万円、福祉公園の噴水広場に遊具を設置する施設改修工事請負費に288万5,000円計上。診療所費で、診療所特別会計繰出金に2,707万4,000円計上。環境衛生費で、新たに85歳以上の高齢者世帯を対象にごみ出しの支援に合わせて安否確認等の見守りを行う高山村ふれあい収集事業委託料49万5,000円、温室効果ガス排出削減等のための地球温暖化対策実行計画策定委託料16万5,000円、山田神社敷地内に設置してある公衆トイレを改築するため、施設改修工事請負費2,500万円、長野広域連合負担金1,536万7,000円、須高行政事務組

合負担金1,589万3,000円、狂犬病予防事業に52万3,000円計上。浄化槽費で、合併処理浄化槽設置補助金44万1,000円を計上いたしました。

清掃費の清掃総務費で、廃棄物収集所設置補助金に28万円計上。塵芥処理費で、一般廃棄物収集委託料に1,929万2,000円、一般廃棄物処理委託料に1,190万5,000円を計上いたしました。

上水道費の上水道施設費で、上水道事業会計操出金に2,008万円を計上いたしました。

労働費では、労働諸費で、ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金に100万円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業費の農業振興費で、農産物処理加工施設整備に対する農業６次産業化推進事業補助金に25万円、優良農地の保全を図るため、日本型直接支払制度多面的機能支払事業に1,446万8,000円、有害鳥獣駆除対策の強化を図るため、電気柵維持管理交付金など自ら守ろう農作物推進事業に705万7,000円、日本型直接支払制度中山間地域等直接支払事業に2,056万5,000円、新規就農者への支援など担い手育成事業に2,053万8,000円、最先端農業実証実験などＩＣＴを活用したスマート農業促進事業に989万2,000円、新規就農を目指す村外の皆さんを対象に、農作業体験の受入れを行う就農促進事業に126万9,000円、地域営農支援事業に251万8,000円計上。畜産業費で、山田牧場放牧推進事業補助金や公共牧場利用促進事業補助金、基幹診療所設置運営負担金など畜産業一般経費に576万9,000円計上。園芸振興費で、りんご、ぶどう及びワインぶどうの苗木購入に係る補助金や農家の収入減少を補塡する収入保険への加入負担金など園芸振興事業に700万6,000円、遊休荒廃農地対策事業に207万円計上。農地費で、将来を見据えた農業の基盤づくりのための県営中山間総合整備事業に5,749万2,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金に4,793万3,000円を計上。地力増進施設費で、老朽化したベルトコンベヤーなどの修繕費に308万8,000円を計上いたしました。

林業費の地籍調査費で、地籍調査事業に299万8,000円計上。林業振興費で、村有林の搬出間伐や植栽など森林造成事業委託料875万5,000円、恒久電気柵の維持管理や安全性向上を図る緩衝帯整備委託料424万6,000円、松くい虫の森林病害虫防除対策事業に1,934万9,000円、森林研究整備機構受託事業委託料に818万4,000円計上。林道費で、維持管理工事請負費など林道維持管理事業に407万3,000円を計上いたしました。

商工費では、商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症感染拡大により落ち込んだ村内経済活性化のため、プレミアム率等を拡大した商工会のプレミアム付き商品券発行事業へ支援するとともに、制度資金借入れに対する利子補給や県信用保証協会保証料のほか、村内での創業を目指す起業家への創業支援事業補助金や商工会婚活事業補助金及び金融機関預託金など商工業振興事業に7,288万5,000円計上。観光費で、全国に向けたテレビ番組制作の広告料66万円、信州高山温泉郷を案内する観光案内看板設置のための設計委託料110万円、産学官連携地域文化創生プロジェクト負担金120万円、観光協会補助金576万8,000円、桜まつり補助金310万円、第77期囲碁本因坊戦などのイベント開催補助金187万円、山田牧場冬季誘客支援事業補助金300万円、バス旅応援事業補助金

280万円、コロナ禍で大きく影響を受けた宿泊事業者の事業継続を支援するため、温泉使用料の２分の１を減免することとして、温泉開発事業特別会計繰出金に808万5,000円計上、蕨温泉ふれあいの湯の施設管理委託料や公衆浴場清掃委託料など蕨温泉ふれあいの湯事業に3,130万2,000円、山田温泉大湯事業に1,568万5,000円、信州高山アンチエイジングの里スパ・ワインセンター事業に879万円、本村ににぎわいの場を創出するための特産品開発支援事業補助金など、にぎわいの場創出事業に348万6,000円計上。消費者行政推進費で、迷惑電話防止機器購入補助金10万円を計上いたしました。

土木費では、土木管理費の土木総務費で、県の急傾斜地崩壊対策事業工事負担金に1,500万円を計上いたしました。

道路橋梁費の道路橋梁総務費で、防犯街路灯設置工事請負費649万円、道路維持費で安全・安心な道路交通の確保を図るため、道路修繕事業に3,188万2,000円、冬期間における良好な道路環境を維持するため、除雪事業に3,694万3,000円、協働の村づくり、道路おてんま支援事業に347万7,000円計上。道路新設改良費で、村道荒井原紫２号線歩道整備のための用地取得や建物移転補償、七味温泉の道路改良工事、牧19号線や駒場５号線の排水対策工事、さらには、ゆうゆう橋の橋梁修繕など道路新設改良事業に２億1,405万7,000円を計上いたしました。

河川費の河川総務費で、大雨による河川の氾濫を防止するため防災・減災事業として中山地区不動川の護岸改修工事請負費など河川護岸改修事業に5,350万1,000円を計上いたしました。

下水道費で、下水道事業特別会計繰出金に１億2,260万6,000円計上。住宅費で、村営住宅の長寿命化修繕計画に基づき給湯器を更新するなど修繕費に114万5,000円、高山村就農お試し住宅事業に64万9,000円、住宅の耐震診断やブロック塀除却事業など住宅耐震化事業に134万円、空き家の利活用を促進するため空き家相談会を開催するための報償費や空き家活用推進事業助成金のほか、新たに空き家バンク誓約奨励金など空き家対策事業に616万9,000円計上。村づくり推進費で、景観形成事業補助金126万7,000円、移住定住を推進するため、若者住宅建設促進事業助成金270万円を計上いたしました。

消防費では、常備消防費で、高山分署の消防ポンプ車更新を含む広域消防事務委託料に１億9,930万7,000円計上。非常備消防費で、消防団員の団員報酬や出動報償費のほか、分団交付金など非常備消防一般経費に3,022万3,000円計上。消防施設費で、消防用備品購入費など消防施設一般経費に1,149万2,000円、防火水槽を修繕する消防施設整備事業に396万円計上。災害対策費で、新たにドローンによる災害対応等協力者に対する報償費や地区防災計画、防災マップの作成など印刷製本費のほか、整備した防災行政無線等の維持管理費など災害対策一般経費に930万9,000円を計上いたしました。

教育費では、教育総務費の教育委員会費で、小中学校外国語授業のためのＡＬＴを配置するなど、語学指導等を行う外国青年招致事業に845万9,000円、築27年が経過し、老朽化が著しい教職員住宅

をリフォームするなど教職員住宅管理経費に1,306万3,000円を計上いたしました。

小学校費の学校管理費で、郷土を学ぶための副読本の改訂作業に携わっていただく編さん委員の報償費やＧＩＧＡスクール構想に基づき、教育のＩＣＴ化のための教員用パソコン等のリース料、デジタル教科書ライセンス料やＩＣＴ授業支援員を配置するためのＩＣＴ業務委託料などのほか、老朽化したブランコ等遊具を更新するための校舎等補修工事請負費や小学校入学祝金など、小学校管理一般経費に4,506万3,000円計上。きめ細やかな学習のための学習支援員及び障がいを持つ子どものための看護師配置、不登校児童対策としてカウンセラーの配置など会計年度任用職員人件費に2,122万3,000円計上。教育振興費で、定期テスト及び総合テスト購入代として消耗品費125万7,000円、遠距離通学児童のための自動車借り上げ料に173万2,000円を計上いたしました。

中学校費の学校管理費では、小学校費と同様に、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、教育のＩＣＴ化のための生徒用デジタル教科書ライセンス料やＩＣＴ授業支援員を配置するためのＩＣＴ業務委託料などのほか、防火シャッターなどを改修する校舎等補修工事請負費及び中学校入学祝金など中学校管理一般経費に5,437万1,000円計上。きめ細やかな学習のための学習支援員及び不登校児童対策としてカウンセラー等の配置、部活動支援員など、会計年度任用職員人件費に1,326万4,000円計上。教育振興費で、小学校費と同様に定期テストの印刷製本費165万円、遠距離通学生徒のための自動車借り上げ料に110万5,000円を計上いたしました。

社会教育費の公民館費で、老朽化した受水槽の交換など施設改修工事請負費842万6,000円、文化協会補助金に189万4,000円、信州高山音楽祭の開催、神楽フェスティバル出演など生涯学習推進事業に378万3,000円計上。文化財保護費で、一茶ゆかりの里の「離れ家」の茅葺屋根の傷みが著しいことから、ふき替えるための施設改修工事請負費1,000万円、一茶ゆかりの里の俳句大会のイベントなど一茶ゆかりの里企画展経費に174万7,000円計上。人権教育推進費で、人権教育総合推進地域事業による人権教育の推進や人権教育指導員の配置など569万3,000円を計上いたしました。

保健体育費の保健体育総務費で、体育協会や総合型スポーツクラブへの活動の支援など保健体育総務一般経費に688万1,000円を計上いたしました。体育施設費で老朽化が著しい南部スポーツパークの照明用発電機を更新するなど、体育施設一般経費に3,815万2,000円を計上いたしました。給食施設費で、施設の維持管理に伴う給食施設一般経費に1,641万9,000円、安全・安心な地元食材を活用したおいしい給食を提供するため、給食材料費に3,048万8,000円を計上。高等学校費で、高校生定期券補助金213万2,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は８億5,739万9,000円で、前年度当初予算比3.1％の減であります。

歳出の主なものは、保険給付費に６億3,025万3,000円、国民健康保険事業費納付金に２億451万6,000円を計上し、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は7,490万4,000円で、前年度当初予算比2.5％の増であります。

歳出の主なものは、総務費の施設管理費で5,475万4,000円、医業費に1,356万9,000円を計上し、歳入では診療収入、繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は７億5,395万4,000円で、前年度当初予算比0.6％の増であります。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費など保険給付費７億1,811万円、地域支援事業費に2,563万2,000円を計上し、歳入では、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は8,850万2,000円で、前年度当初予算比4.0％の増であります。

歳出の主なものは、総務費に104万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に8,735万9,000円を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は4,020万2,000円で、前年度当初予算比12.8％の減であります。

歳出の主なものは、森林スポーツ公園の温泉や山田温泉及び奥山田温泉の安定した給湯事業を行うための源泉管理等維持管理に要する経費など温泉給湯事業費に3,917万4,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金など所要額を計上いたしました。

議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は8,692万8,000円で、前年度当初予算比15.3％の減であります。

歳出の主なものは、処理施設の維持管理など農業集落排水事業費に4,018万7,000円、公債費に4,627万4,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金、村債など所要額を計上いたしました。

議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は２億4,761万8,000円で、前年度当初予算比3.2％の減であります。

歳出の主なものは、下水道費で処理施設の維持管理経費のほか、公営企業会計に移行するための固定資産調査や、段階的に農業集落排水処理区域を下水道に統合するための下水道事業変更計画策定など6,265万4,000円、千曲川流域下水道下流処理区維持管理負担金など流域下水道事業費に4,276万3,000円、公債費に１億4,061万3,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金、村債など所要額を計上いたしました。

議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算について申し上げます。

この会計の給水戸数は2,750戸、年間総給水量は78万4,750立方メートル、１日平均給水量は2,150立方メートルとしたもので、収益的収入は１億2,144万4,000円で、収益的支出は１億2,026万

円であります。また、資本的収入は3,970万2,000円、資本的支出は6,629万6,000円で、主なものは、資本的支出において久保水中間配水管布設替え測量設計業務や山田温泉減圧槽更新測量設計業務などの所要額を計上いたしました。

以上、一般会計及び特別会計等９件について御説明申し上げましたが、十分に御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから同意第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について、討論を省略し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は同意することに決定しました。

これから議案第３号から議案第８号までの６件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３号から議案第８号までの６件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第３号から議案第８号までの６件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議　案　付　託　表

議　　案		付託委員会
議案第３号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	総務文教常任委員会
議案第４号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第５号	消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第６号	高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	
議案第７号	高山村手数料条例の一部を改正する条例	民生産建常任委員会
議案第８号	高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例	

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第３号から議案第８号までの６件については、会議規則第45条第１項の規定によって、３月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第３号から議案第８号までの６件については、３月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第９号については、後日審議としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第９号については、後日審議にすることに決定しました。

これから議案第10号から議案第18号までの９件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、11人の委員で構成する令和４年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。本件については、11人の委員で構成する令和４年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和４年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第２項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。令和４年度予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

「令和４年度予算審査特別委員会」構成名簿

職　　名	氏　　名
委　　員	久保田　雄　吉
〃	勝　山　正　弘
〃	滝　澤　　聖
〃	梨　本　　進
〃	沖　島　祥　介
〃	髙　井　央　葉
〃	黒　岩　清　道
〃	湯　本　辰　雄
〃	松　本　　茂

〃	山　嵜　秀　治
〃	柴　田　弘　男

議　案　付　託　表

議　　案	付託委員会
議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算	
議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算	
議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算	
議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算	令和４年度
議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算	予算審査
議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算	特別委員会
議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算	
議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算	
議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算	

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま令和４年度予算審査特別委員会に付託しました議案第10号から議案第18号までの９件について、会議規則第45条第１項の規定によって、３月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。議案第10号から議案第18号までの９件については、３月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

委員会条例第７条の規定によって、令和４年度予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、本日の会議終了後、本議場において行ってください。互選に関する職務は、年長の委員、久保田雄吉議員とします。

なお、委員会終了次第、委員長及び副委員長の互選の結果を報告願います。

日程第21　発議第１号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第21　発議第１号　高山村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

――――――４番、梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ただいま議題となっております発議第１号　高山村議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明をさせていただきます。

さきの12月定例会において議決された課及び室設置条例の全部を改正する条例の施行に伴い、課及び室の名称が変更となることから、議会常任委員会の所管課及び委員会の名称を変更するもので、総務文教委員会を総務文教常任委員会に名称を変更し、所管課は総務課、住民税務課、教育委員会とし、民生産建委員会を福祉産建常任委員会に変更し、所管課は、健康福祉課、産業振興課、建設水道課、定住支援室とする条例の一部改正であります。常任委員会の名称については、標準町村議会委員会条例に倣い、これまでの呼称に合わせ、委員会の前に「常任」を加えるものであります。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、賛同されますようお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから、発議第１号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め討論を終わります。

これから、発議第１号　高山村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。本案は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日３月４日から７日までの４日間は休会とします。来る８日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後０時00分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年３月３日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　山　嵜　秀　治

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

令和４年第２回高山村議会３月定例会一般質問目次

令和４年３月８日（火曜日）

４番　梨本　進議員　……32
若者世帯に向けた移住定住施策について
須坂長野東インター周辺開発を見据えた本村活性化策について

２番　勝山正弘議員　……40
公共交通網対策の見直しについて

５番　沖島祥介議員　……46
高山ブランドりんごの存続危機について
役場の窓口対応について
ボランティア活動と健康ポイントカード制度について

４番　山嵜秀治議員　……59
学校給食費の無料化について
補聴器購入への助成制度について
新型コロナ感染症について

１番　久保田雄吉議員　……72
ライブカメラについて

７番　黒岩　清道議員　……75
高山村の公共交通について
役場の職場内の雰囲気について

令和４年第２回高山村議会３月定例会会議録（第２号）

令和４年３月８日（火曜日）

議　事　日　程

日程第１　発議第２号　ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案

日程第２　一般質問

本日の会議に付議した事件

１　発議第２号

２　一般質問

質　問　し　た　者

４番　梨　本　　進　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
１番　久保田　雄　吉　議員	７番　黒　岩　清　道　議員

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　黒　岩　清　道　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　柴　田　弘　男　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美

教 育 次 長
（人権推進室長）　山 﨑 久 志

事務局出席職員

事 務 局 長　荒 井 孝 浩　　書　　記　槇 田 和 子

午前10時00分　開 議

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

令和４年度予算審査特別委員会の委員長から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告があり、別紙のとおり構成名簿をお手元に配りましたので、報告します。

「令和４年度予算審査特別委員会」構成名簿

職　　名	氏　　名
委　員　長	柴 田 弘 男
副 委 員 長	久保田 雄 吉
委　　員	勝 山 正 弘
〃	滝 澤　　聖
〃	梨 本　　進
〃	沖 島 祥 介
〃	髙 井 央 葉
〃	黒 岩 清 道
〃	湯 本 辰 雄
〃	松 本　　茂
〃	山 嵜 秀 治

○議　長（西原澄夫議員）

これで諸般の報告を終わります。

日程第１　発議第２号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　発議第２号　ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　槇田和子さん。

○書記（槇田和子）

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案。

我が国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、ロシアは本年２月24日、ウクライナに侵攻した。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することができない暴挙である。このような力を背景とした一方的な現状変更への強行は、明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて看過できない。

プーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、各国の制裁の動きに対抗する姿勢を見せているが、これは核兵器で世界の諸国を威嚇するもので決して許されるものではない。

また、原子力発電所への砲撃は、大惨事につながる危険があり直ちに中止すべきである。

高山村議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、各国及び国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和４年３月８日、高山村議会。

○議　長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

――――――11番　柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

おはようございます。

ただいま議題となっております発議第２号　ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案の趣旨説明をさせていただきます。

２月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することができない暴挙であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。ロシアに対しウクライナへの軍事侵攻を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し現地在留邦人の安全確保を図り、各国及び国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く要請するものであります。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同されますようお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから発議第２号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています発議第２号について賛成の立場から討論します。

２月24日、ロシアは一方的に独立を承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設、キエフ、オデッサなどへの攻撃を行いました。ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる侵略行為です。

プーチン大統領は、この侵略行為に当たって、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、各国の制裁の動きに対抗する姿勢を見せています。これは核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、決して許されるものではありません。そして４日には欧州最大規模の原子力発電所に砲撃を行い、関連施設の一部が破壊されています。この危険極まりない攻撃を断固糾弾するものです。

万が一にも原子炉が破壊されれば、福島原発やチェルノブイリ原発事故をはるかに超える放射能による世界規模の大惨事につながる危険があります。攻撃は直ちに中止すべきです。

国連総会では、加盟国の７割を超える141か国がロシア非難の決議に賛成しています。世論でロシアを包囲し、戦争を止めるために世界が力を合わせるときです。

この決議に全面的に賛成を表明するとともに、議員各位の賛成もお願いして、討論とします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第２号　ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議　長（西原澄夫議員）

起立全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第２　一般質問

○議　長（西原澄夫議員）

日程第２　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

おはようございます。

通告に従いまして質問いたします。

まず、若者世帯に向けた移住定住施策についてお尋ねします。

村内人口は、県の人口移動調査によりますと、令和４年１月１日時点で6,462人、１年間の減少は135人となっています。第２期高山村総合戦略の人口ビジョンでは、令和37年の人口は5,013人と予想されています。

このまま自然減少が続きますと生産年齢人口の減少で地域経済の縮小や社会基盤整備の遅れなど行財政の悪化が懸念されます。担い手不足による地域機能の低下を招き、自治区の構成維持も困難になると予想されます。将来の人口減少と少子高齢化は深刻な状況で、その抑制対策は最重要と考えます。

その対策として、新規就農者の促進や空き家バンクの活用などで移住定住の促進を図るとともに、雇用拡大のための企業誘致など様々な取組が必要であり、実施しなければなりません。

そこで１番目の質問ですが、若い世帯、子育て世帯の増加を図るには、新たな宅地造成でゆとりある、良質な環境の住宅エリアの整備が有効と考えます。村行政として、計画的な宅地造成の構想はあるか。また、民間の宅地開発行為の計画はあるかお聞きします。

次に、２番目の質問ですが、現在、役場周辺や小中学校周辺の利便性の高い地区では新築住宅が増えて、若年層の人口増加が見られます。一方で、周辺地区や山間部の地区は高齢化が進み、空き家や単独世帯が増加し、人口減少が進行している状況です。

しかし、過疎化が進んでいる地区の空き地や空き家を見ますと、敷地面積も建家も大きく、利用価値の高いものと思います。村内の不動産業者と連携して空き地、空き家の買取りや宅地造成、耐震補強工事、また古民家再生工事などへの補助金や優遇政策により、高山村の魅力ある環境を提供することができると思います。

過疎地の若者世帯の増加と移住定住の拡大策は何かお尋ねします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

若者の世帯に向けた移住定住施策についてお答えいたします。

村では、若者世帯の増加策の１つとして、移住定住を促進するため、宅地開発に合わせ、平成12年度に若者定住促進住宅の整備を始め、平成19年度からは村内外の子育て世代の皆さんや、Ｕ・Ｊ・Ｉターンによる皆さんを受け入れるための地域有料賃貸住宅の整備を進め、平成26年度からはＩターンなどによる新規就農者を対象とした新規就農者住宅の整備を行い、これまでに38棟、40戸の村営住宅を整備してまいりました。

そこで、まず初めに、民間の宅地開発についてのお尋ねでございます。

民間が行う宅地開発については、平成27年度に緑ヶ丘地区で８区画の開発を最後に、以後の分譲実績はなく、また現時点での村への許認可の手続としては、民間の業者が行う宅地造成のための農用地の農業振興地域の除外申請や開発行為の協議がありますが、このような案件の提出はなく、また、民間が過去に宅地開発をした松南や樋沢、緑ヶ丘地区の分譲状況を見ますと、10区画程度が売却されずに残っている状況のようであります。

このように、分譲地の売却や宅地開発が進まない現状を村内の不動産関係業者にお聞きしましたところ、高度成長期とは異なり、子育て世代の所得の向上などが見込めない中で、建築資材も高騰している現状においては、新築住宅の需要が激減しているために、村内での規模の大きい宅地造成については大変厳しいものと考えておられます。

次に、村の宅地整備構想についてお尋ねでございます。

村では人口減少、少子高齢化に対応するため、人口減少の進行を可能な限り抑制し、持続可能な活力のある村づくりに向けて、令和６年度までの推進計画として、第２期目の高山村総合戦略を策定し、移住定住につながる居住環境の整備、充実を図るため、新たな村営住宅の整備を含む宅地造成の促進を図ることとしております。

しかしながら、現在、住宅地造成のための用地取得や資金計画などの具体的な計画はありません

が、宅地造成を計画する場合には、区画数にもよりますが、ある程度まとまった用地の確保が必要となり、農用地の農業振興地域の除外や農地転用の手続ができる適地が存在するか選定する必要があります。

また、造成に当たっては、利用に応じた区画面積を初め、道路や雨水の排水路、緑地帯、公園、上下水道施設の整備に加え、本村特有の高低差のある地形では、大規模な擁壁等の構造物が必要になることから、造成整備費がかさみ、分譲価格が高額になることも考えられます。

このため、分譲価格が高額になりますと購入される方の御負担が重くなり、また売れ残りが懸念され、ひいては村の財政を圧迫することになりますので、現在の不動産取引価格の範囲内で用地買収や造成費用が賄えるかなどを慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、若者世帯の増加と移住定住を拡大する施策についてのお尋ねでございますが。

村では、空き家の有効活用を通して移住定住による人口増加と地域活性化を図るため、平成28年度に空き家バンク事業を創設し、空き家の購入や賃貸を希望する若者世代を含む移住希望者等の皆さんに情報提供をするとともに、空き家活用推進事業を創設して、空き家の家財整理や改修費用の助成のほか、空き家の購入費用や金融機関からの融資の利子にも助成をし、空き家の流動化を図っているところでございます。

この空き家活用推進事業の助成制度は、空き家バンクの登録と利活用を強力に推進するため、令和３年度に大幅に見直しを図り、家財処分の助成限度額を10万円から30万円に引上げ、先ほど議員から御提案のありました空き地を含む空き家の購入助成については、助成限度額50万円の助成率を10分の１から２分の１に引き上げるとともに、空き家の震度補強工事や古民家再生工事などの増改築費用については助成限度額100万円の助成率を３分の１から２分の１に引上げ、移住者については空き家の購入と増改築の両方の最大150万円の助成をすることができます。

一方、村内では、若者の結婚や出産などによる転出を初め、少子高齢化による高齢世帯の増加や介護者不足などが人口減少と地域の担い手不足による集落の衰退につながる恐れがあると思っておりますことから、村では村内外の45歳以下の若者が親との同居を機に住宅を購入または増改築する場合には50万円を助成する若者住宅建設促進事業を今年度に創設し、人口増加と世代間の支え合いを推進しております。

したがいまして、今後も人口減少が進み、空き家の増加が懸念されますことから、引き続き空き家の適正管理とともに助成事業の充実を図り、空き家の有効活用と若者世帯の定住の促進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

再質問させていただきます。

移住促進のための移住お試し住宅の建設につきましては、また別の機会に私質問したいと思います。

今回の質問の趣旨は、高齢化で世帯数が減少している地区への若者世帯の移住促進と、今ある空き地・空き家の有効活用による移住促進策であります。

先ほど宅地造成計画についてお聞きしましたが、大規模造成は必要ではなく、世帯数が減少している地区に、それぞれあと５世帯から10世帯ぐらいの子育てファミリーの世帯を増やせれば、地区の活性化も大いに期待できるのではないかと思います。見晴らしがよく、広い庭があり、家庭菜園もできる、そんな広い敷地の宅地造成をして、魅力ある宅地を提供することで新たな若者世帯を呼び込むことができるのだと考えます。村行政の子育て世帯への手厚い支援策はもとより、何よりも安い土地価格であることが大前提となりますが、その地区ごとに子育てファミリー増加策としての宅地整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

それから、空き家バンクに登録されていない空き地、空き家も多いと思います。それらは敷地、建家面積が大きく、利用価値が高いと言いましたが、テレワークのできるセカンドハウス、またグループでの作業工房やグループホームなど様々な用途で有効な活用もできると思います。

４月より定住支援室が設置され、移住定住を希望される方々の窓口となりますので、より幅広く、有効な提案と対応をお願したいと思います。

答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問にお答えします。

再質問は２点というふうに思いますが、まず１点目については、本村においても高齢化が進み、中心よりも多少外れたところの造成等を含めてやったらどうかと、こういう御質問かと思いますが、若者世帯がやはり今議員の言われるように、そういうところに住んでいただけるものを検討していくことも当然考えていかなければならないと思いますけれども、どうしても、議員先ほど言いましたように、学校がある、あるいは役場がある、商店がある、そういったところに若い人が住宅を構えると、これは必然的な流れだと思います。

そういった意味で、他の地区への空き家を含めてということは、どちらかというと難しい面があると思いますけれども、子育てをしやすいよとか、あるいは敷地面積が広いとか、あるいは環境が非常にいいとか、そういう利点があるかと思うんですね。また、その辺も含めて実際に検討できるか、その辺は検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、空き家の状況について、いわゆる現在、空き家というのは平成28年から始めまして、そしてそれぞれ担当のほうで空き家物件を検索しております。全部で、当初137戸あったんですが、28

年度には空き家として登録された件数が全部で37件ございます。これは空き家だろうというふうに思われても、登録されていない部分もありますので、そしてその登録される中で、その全体も含めて制約件数とすれば37戸だけではなくて、ほかも含めて全部で26件が成約しております。そして、現在売却をする希望が６件、そして賃貸をされる数が１件、この７件がいわゆる公開物件としてあります。

そういう現状の中で、先ほど議員がお尋ねの、実際に空き家を持っておられる方の御要望がどうなのか、なかなか空き家としてどうしたらいいか非常に困っている持家の方もおられるんですね。そういった方を対象として相談会をやったり、そういうのは過去にも、今年度も開始しております。そういったものも含めて、そういう空き家が利活用しやすいような、こういうふうにしたらどうかとかということを含めて講習会もやったりしておりますので、今の御質問のように、またいろんなところでも講習会あるいは研修会を開くにおいても、相談会を開くにおいても、その辺を参考にしながら検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

先ほど最後に申し上げましたけれども、定住支援室の設置ということで、これ建設課長に、ちょっとその辺の意気込みといいますか、計画といいますか、その辺をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――小渕建設水道課長。

○建設水道課長（小渕義彦）

ただいま建設水道課長として、移住定住の形の中では住宅施策の関係を担当させていただいております。そういう意味の中でお話しさせていただきたいと。

意気込みという御質問でございますけれども、先ほども村長のほうからお話を申し上げさせていただきましたが、この令和３年度につきましては政策的な部分で大幅に見直しをしたところでございます。やはり議員おっしゃられるとおり、地域の皆さんの中で、特に地区の区長さんにおきましては、高齢化によりまして独り世帯が多くなっているというような状況の中で、区民も減り、担い手も減ってくるという中では、地区に支えていただける若い世帯が増えることが必要であろうという中で、今回移住施策の中で、特に空き家については補助事業の関係を充実させたということで、そういった意味で意気込みは感じていただけるかどうかもありますが、そういう念願を持ちながら、また世帯としても高齢化ということで、独り親になってしまった中で介護が必要になって、誰も近所に支えてくれる方もいらっしゃらないとか、そのようなことがこれからも増えないようにということで、若者世帯に対しては、特に住宅を建設する場合において、同居世帯に50万ということも新

たに政策を加えたということでございます。

これから令和４年度の形の中では、予算化の中でなかなか新しいことを始めることは難しい部分はあったわけですけれども、それなりにこの事業を周知しながら、新しく来ていただける、移住されるような皆さんにしっかりおつなぎを申し上げて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

須坂長野東インター周辺開発を見据えた本村活性化策についてお尋ねします。

2024年開業予定のインター周辺地区開発は、大型商業施設やものづくり産業施設、物流産業施設など新しい複合交流の拠点となるもので、須坂市が民間企業と連携した大きな開発計画となっています。それにより、須坂市はもとより近隣周辺地域の活性化も大いに期待されています。村内から身近なところで新たな雇用の場が生まれることに大きな期待が持てます。

また、観光ショッピングの場として県内市町村や県外からも多くの観光客や買い物客が訪れると予想されています。この開発事業による人の流れと物流の変化は、高山村にとっても大きな好機になると思います。村内温泉観光への誘客や高山村自慢の特産物の販売拡大、特産品加工の開発など、多くの成長が期待できます。何よりも、自然豊かな美しい高山村を多くの方々に知ってもらえるチャンスだと思います。

人の流れを呼び込むには、魅力ある高山村でなくてはなりません。そこで、コロナ禍後の旅行、観光業の復活やインター周辺開発による人流変化を見据えて、本村の活性化策を講ずるべきと考えますが、現在の村の施策はどうかお聞きします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

須坂長野東インター周辺開発を見据えた本村活性化策についてお答えいたします。

須坂長野東インターチェンジ周辺における大規模開発につきましては、平成27年に開発計画が浮上し、平成29年に施行された地域未来投資促進法を活用することで大規模な開発が可能となることを受け、令和元年度に同法に基づく土地利用調整計画地域経済牽引事業計画の同意及び承認を得た後、令和３年３月に農地転用と開発行為の許可を得て、現在造成を実施しているところであります。

この大規模な開発のエリアにつきましては大きく３つに分かれますが、１つ目が須坂市や周辺市町村はもちろんのこと、県内及び県外からのアクセスが非常によいことから、買い物や食事、観光

などで多くの人が集まることができる観光集客施設用地として22.47ha、２つ目が高速道路インターチェンジ周辺ということで、物流の拠点となる物流関連産業施設用地として10.44ha、３つ目が企業の誘致を促進するためのものづくり産業施設用地として8.56haとなっており、トータルで41.47haもの県内でも屈指の大規模開発事業となっております。

このうち、一番大きなエリアである観光集客施設用地には、県内でも有数の規模となる大型ショッピングモールやホームセンター、ホテルが開業する計画となっておりますことから、今後、国内のみならずインバウンドも含め、大変多くの皆さんが集まる一大拠点となります。

この場所での買い物や食事はもちろんのこと、様々なイベント等の開催や周辺地域も含めた観光情報等が発信できる場所となりますので、須高地域だけでなく、北信地域全体が大きく発展する役割を担う施設として大きな期待をしているところであります。

さらに、この観光集客施設用地だけでも2,000人を超える雇用が創出されるとお聞きしており、この地域の住民の雇用確保による所得の向上や、新たな転入者の増加による人口の増加などについても期待をしているところであります。

そこで、インター周辺の開発を見据えて高山村活性化策を講じてはとのお尋ねでありますが、このたびのインター周辺の開発による集客や雇用創出などの効果としましては、高山村としても地域の発展につながる大きな契機となるほか、村民の日々の生活の充実にもつながるものと考えております。

そして、このような地域の発展が期待される中で、多くの皆さんに向けて高山村のＰＲ、高山村への観光、高山村産品の購入などについて、様々な施策を講じていく必要があると考えております。当然これらの行為は経済活動の一環でありますことから、様々な場面での競争も激しくなると考えておりますが、今後、高山村独自のものや、高山村ならではのものを開発し、磨きをかけ、広く発信していくことが重要であると考えておりますので、村内の農業、商工業、観光業等を営む皆さんの御意見等をお聞きしながら、高山村の活性化につながるような施策等を検討してまいりたいと考えております。

そこで、令和４年度の当初予算には村独自の特産品を開発するための特産品開発支援事業、人が集まる仕組みづくりを支援するためのにぎわいの場トライアル事業、冬のスキー場への誘客に努めていただくための山田牧場冬期誘客支援事業、観光バスによる村内への旅行等を促進するためのバス旅応援事業などの予算を計上しており、高山村の特産品の開発や高山村に来ていただくための施策を講じていく予定であります。

さらに、地域の特産品のＰＲや観光情報等の発信についても、村単独ではなく、近隣市町村とも連携を図りながら適切な時期に適切な施策を講じられるようにしていくことも重要であります。

昨年の９月20日に開催されました須坂青年会議所が主催する第２回すざかいぎにおきまして、私も含め須坂市の三木市長、小布施町の桜井町長もパネリストとして参加させていただきましたが、

その席で「インター周辺開発とまちづくり」がテーマとなり、３市町村とも連携していくことの重要性で意見が一致したところであります。

なお、現在鋭意進められております開発事業に関しましては、まだまだ具体的に決まっていない事項等がございまして、その全容をつかめていない状況でありますことから、現時点で具体的な活性化策等を講じることは難しい面もございますけれども、今後、須坂市をはじめとする周辺市町村や関連企業等との連携を深め、併せて村議会や村民の皆様の御理解をいただきながら、各種の活性化策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

それでは、再質問させていただきます。

具体的な施策というところで、ちょっと踏み込んで再質問させていただきます。

高山村に来たら誰もが立ち寄ってみたくなる場、そんな拠点が必要だと思います。本村のブランド品のりんご、ぶどう、ワイン、お米などが豊富にそろって買い物ができれば、飲食店、旅館、ホテル、桜の名所など観光レジャーマップが一目で分かる場、また伝統芸能やイベント紹介など情報発信の場、そしてそこに集う人々の交流の場、そのような複合的な施設を備えた道の駅、そんな拠点が必要と思いませんか。

農業、商業、観光が一体となり、そこが交流の場となり、憩いの場所となるでしょう。高山村から望む美しい風景、北信五岳、遠くに北アルプス、夜には善光寺平の夜景、それらが一望できる場所につくれたらと。そんな夢の場所が欲しいと思います。

村内６か所のにぎわいの場所構想もいまだ具体的な姿が見えていない段階です。昨年の６月議会一般質問でも、先輩柴田議員から、にぎわいの場創出事業について質問されています。内山村長の令和４年度の村政運営方針では、にぎわいの場構想は描かれていなかったと思います。およそ２年後にはインター周辺開発によって人の流れが大きく変わると思います。

私は夢と申し上げましたが、拠点となるにぎわいの場、道の駅構想を活性化施策の選択の一つとするお考えはないか、村長の答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問にお答えします。

拠点について申し上げたいと思います。

私も、皆さんに御協力いただきながら、村政運営をしていくなかで一番大事なのは村外からお客様に来ていただける、呼び込む。そしてそのためには何が必要かということで、拠点の設置という

ことで取り組んできたつもりでございます。そして、その拠点の考えとしては、今までの道の駅というのは、そこが最終的、そこが目的ということでありますので、そうではなくて、いろいろ拠点をつくって、その拠点同士、特色のある、そこを回っていただいて、そして最終的には山田牧場に行って、あるいは村内に泊まってもらうと、こういう構想で皆さんに御理解をいただいてきました。

そういう中で、一番大事な山田牧場について検討をしてまいったわけですけれども、なかなか御理解が得られない状況の中で、今日までなかなか結論が出ないというふうな状況にあります。現在のところ、各ところでそれぞれ検討いただき、御理解をいただく段階まで来たものと理解しておりますので、そういった点も含めて、令和４年度においては着手をしてまいりたいと、このように思っております。

６か所を挙げてありますので、やはり一つ一つ準備していかなきゃいけないと。複数個所やっていくのは非常に難しい点がありますので、そういった点で令和４年度につきましては山田牧場に着手をする計画であります。ただ、予算的には計上してありませんけれども、ここで検討していただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ただいま内山村長から６か所のにぎわいの場というところを、また検討していきたいという話でございました。少し進捗が遅いのではないかと思います。

このことは今後も継続して私自身も研究して、いろいろまた調査なりしながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後また議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、梨本　進議員の質問を終わります。

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

勝山です。よろしくお願いします。

通告書に従いまして質問させていただきます。

公共交通網対策の見直しについてということであります。

質問の要旨でありますが、平成30年より現在の公共交通網対策がされています。長電バス、路線のほうとか、それとふれあい号、山田牧線、牧場線、デマンドタクシー、高井中山乗合タクシーなどで構成されて運用されています。

学生、生徒、高齢者、障害者等交通弱者にとっては生活上不可欠な移動の手段であります。この

運用に当たっては、社会情勢や住民のニーズの変化を踏まえて、適宜、見直しを図りながら進めると決めていると思います。住民からは、「ほとんど空っぽのまま運行しているんではないか」「無駄ではないか」「高校通学は家族が送迎をほとんど実施しており、また高齢者は90歳ぐらいでも運転が可能であれば運転をしている」と。個人の負担軽減としてそれぞれ村は70％を負担しているとなりますが、制度の利用状況がよく分かりません。デマンドタクシーも、エリアが村内の部分限定となっており、乗降も指定の停留所となっております。

そこで質問ですが、現在の利用状況を確認しながら見直しを図っているのかどうか。

それと、長電バス、これは委託事業のところでも委託金、営業補償費など公共交通への高山村の負担金がトータルでは年間コスト5,000万円以上となっており、今度の予算のほうでも同様に見られているかと思いますが、村としては、このコストの問題をどう考えておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

公共交通網対策の見直しについてお答えいたします。

村では、村民の皆さんの重要な交通手段であります公共交通システムの見直しを行って、平成30年10月１日から新たな公共交通サービスを開始いたしました。

この公共交通システムの見直しに当たっては、バス利用者の急激な減少に伴い、長電バスが山田温泉線から撤退を検討される中、村では路線バスの維持存続を図ることを目的に、交通システムを再編させていただいたものであり、利用者が相当数見込めるＹＯＵ游ランドまでを路線バスが運行することとし、これに合わせて運行経路や運行本数などの見直しを図ったところであります。

こうした中、保育園児や小中学生、高校生、さらには移動困難者である高齢者の皆さんなどの交通としての足を確保するため、新たに支線交通として奥山田牧線を運行するとともに、路線バスが運行しない交通空白地帯を補完するため、高井地区及び中山地区につきましては、高山村地域公共交通協議会が主体となって予約制乗合タクシーを運行しております。

また、バス利用者の利便性を高めるため、ＩＣカードくるるを導入し、特に70歳以上の高齢者の皆様につきましては、ＩＣカードくるるのふれあいパスポートを御利用いただくと、通常料金の３割程度で利用できる割引制度を導入し、より利用しやすい環境に努めております。

そこで、まず初めに、利用状況に応じた見直しについてのお尋ねでありますが、平成30年度に行った公共交通の再編では、あくまでも公共交通機関である路線バスの維持存続を目的としており、路線バスが運行することを基本に据えて、これを補完するための支線交通等を設定しておりますことから、基本的に大きな見直しを行うことは難しいものと考えております。

そのような中で、現在の路線バスの利用状況を見ますと、年々利用者が減少しておりますことか

ら、運行本数を減らすことも必要かと思われますが、長電バスにお聞きしますと、仮に本数を減らしても運転手の拘束時間は変わらないことなどから、村の負担額に影響はないとのお話をお聞きしております。

また、現在のバスの午後便の運行時間は、小学校の下校時刻にも配慮しており、夏時間や冬時間、さらには学校の行事等で年間を通じて学年によって下校時刻が異なることから、簡単に運行本数を減らすことができない状況でございます。

そうした中で支線交通の１つである乗合タクシーにつきましては、開始当初、予約時間を前日の午後３時までとしておりましたが、利用者の御意見をお聞きする中で、令和元年10月からは当日の午前10時まで予約できるよう変更させていただいております。

また、乗合タクシーの指定停留所につきましては、増設希望があれば対応させていただくこととして区長会等を通じて説明をさせていただいております。今後も、利用状況や実際に利用されている皆さんの声をお聞きしながら、可能な範囲での見直しを行って、利用しやすい公共交通サービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、長電バスへの委託金、営業補償等、公共交通への村の負担金をどう考えているのかとのお尋ねでございますが、令和２年度の実績では、長電バスへの地域間幹線系統路線運行補助金が1,131万4,000円で、朝夕の支線交通であるＹＯＵ游ランドから牧及び山田温泉間の運行委託料は1,167万5,000円、朝夕を除く日中の支線交通「ふれあい号」の委託料は1,211万7,000円で、その他乗合タクシーを運行している高山村地域公共交通協議会負担金やＩＣカードくるるのシステム整備負担金、それと支線交通ふれあい号の燃料費等運行経費で333万4,000円となり、合計で3,844万円を負担しております。

特に２年度はコロナ禍ということもあって、国から長電バスに対する助成があったことにより、村からの運行補助金は予算額を800万円余り下回る実績となっており、令和３年度につきましても２年度と同様に国の助成があることなどから、今定例会に1,100万円余りの減額補正予算を追加提案させていただくこととしております。

そこで、現在の負担金の考え方についてでありますが、小中学生や高校生、さらには高齢者などの運転免許証を持たない方々の足となる公共交通機関を確保するためには、幹線交通の路線バスを維持存続させなければならず、併せて朝夕の支線交通や日中の支線交通「ふれあい号」、さらには日中の乗合タクシーの確保などが必要でありますことから、現段階での負担額はやむを得ないものと考えております。

しかしながら、今後も利用者が減少するようであれば、さらに村の財政負担が増えていくものと思われますことから、引き続き国や県に対して公共交通機関の赤字路線に対する何らかの措置を講じていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、現在の高山村地域公共交通網形成計画は、平成29年度から令和５年度までの７年計画とな

っております。今後、第２次の計画策定に向けて作業を進めてまいりますが、第２次計画では現在の路線バスの存続の必要性などについても十分に検討を行うとともに、その費用対効果も含めて新たな公共交通体系も視野に、シミュレーションを行いながら、真に利用者が安全に、安心して利用できる公共交通システムの構築を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

再質問でありますが、１番目の現状の把握というところで、管理しているかどうかというところを私ちょっと確認したんですが、今の乗降状態がどうなっているのかというのは、まだお答えいただいていないんですが、それちょっとお答えいただけますか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

再質問についてお答えいたします。

幹線交通であります長電バスの山田温泉線につきましては、実際に乗降調査を行わないと正確な数字は出ないということでございまして、村では、この再編計画をつくる段階では乗降調査を行う中で再編計画を策定しております。

その後、今現在、乗降調査を行っていない状況でございますけれども、実際の乗車人数につきましては、長電バスさんにお聞きしたところでは、単純に売上げ料金から推計をさせていただいて、国、県にも報告をさせていただいているというところでございます。

そういった中で、平成30年度につきましては、これ再編前の数字も30年度は入っていますけれども、年間で約14万人、そして令和元年度につきましては再編後になりますけれども、１年度で８万7,000人、それから令和２年度はコロナ禍の影響もあって大幅に減少して約５万5,000人との報告をいただいてございます。

その他、牧奥山田線、支線分につきましては人数把握できるわけでございますけれども、平成30年度が約3,000人、令和元年度は約7,000人、令和２年度は約2,000人ということになってございます。

その他、牧奥山田線の日中のふれあい号につきましては、30年度が1,430人、それから元年度は2,441人、２年度は1,558人ということになってございます。

また、その他乗合いタクシーにつきましては、30年度は400人、元年度は435人、２年度が302人ということでございます。

一応、大まかな利用者数について説明をさせていただきました。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

再々質問ですが、今おっしゃられたデータ、これ乗降調査は把握していないとはっきり言われたんですけれども、ここら辺は、やはり管理するという意味では当然やっていったほうがいいと思うんですが、いかがなもんでしょうかね。第６次計画の中に、説明に当たってアンケート調査、皆さん御存じのとおりしているんですけれども、アンケート調査の結果、満足度の低い項目ナンバーワンが公共交通機関ということで出ているんですよね。一番問題になっている公共交通機関という重要課題について、もう少ししっかり管理していかなきゃいけないんじゃないかなと。

お金を投資するのはいいと思うんですが、それがいずれはね返ってくるとか、よくなってくるということであればいいんですけれども、今の時点で乗降客も管理できていない、長電にきくと令和２年で年間５万7,000人使っているんじゃないか、これはさっき説明があったとおり暫定ですけれども、これ土日も含めた365日で１日当たりを割ると、１日156人乗っていると、平均ですけれども。そういう数字が出るんですが、その数字自体、誰が見てもバスにそんなに１日乗っているかというふうに考えられるんですね。ですから、単純に売上料金からの推計については余りよろしくないかなと。

ふれあい号については、やはり村が管理しているという点で、実測の乗っている乗降者が年間で、先ほど言われたように平成22年からどんどん減ってきているわけですけれども、平成31年で2,400人、令和２年で1,550人と。ただ、コストは同じように1,200万、奥山田牧線が平成31年（令和１年）で1,200万かかっている、牧場線は５万1,000円、ただ、牧場線を調べさせていただいた場合、牧場線を利用した人はゼロ人であります。令和２年は牧場線は１人、奥山田牧線は1,558人、これでも1,200万、牧場線は15万3,000円と費用がかかっているんですね。

ですので、8,000人、5,000人、2,000人、そして令和２年は1,500人とふれあい号についてはだんだん減ってきている実情の中で、費用は減っていっていないんですね。一番言いたいのは、村のほうの住民のために、弱者のためにやっているということなんですけれども、場合によって見方を変えると、路線の存続のためにやっているように映ってしまうと思うんですね。お金をかけてそれなりに効果が出ていれば非常にいいんですけれども、そこら辺がちょっと難しいなと。

私の考え方というのは余り赤字、黒字というので注視しているわけじゃないですが、ある行政の方には、「それは勝山さん、企業型の考えだ」と言われました。私は、長電バスに対して敵視しているわけでもなく、今までお世話になっているんで、今後の中でも利用して、最終の目標は住民が満足していればいいんですが、路線はちょっと短くなってしまった、デマンドはやりづらいというところも出ている。去年見直しをして、今度は当日の10時まで予約も可能となったと言っているんですが、新潟などにおいては、デマンドタクシー、予約は１時間前までオーケーとか、そういうと

ころも幾らでもあるんですね。

ですから、本当に交通弱者のためにお金を使って、一番問題になっている不満足度の課題をそこの部署がきっちり管理していかなきゃいけない。部署の人間は十分、仕事を一生懸命やっていると思うんですが、長年に対してそこら辺の調査、データというのは調べられると思うんですよね。１日の乗降数、運転手さんが毎日運転手日報をつけていると思いますので、そこら辺から見れば正確な数字が出ると思います。本当にそれが今までそういう政策を、平成30年度見直しをしてやってきているんだけれども、いい方向に向かったらいいんですけれども、余りいいほうに向かっているようには見えないんですね。

じゃ長電さんのほうとそこら辺の交渉をきちんと誰がやっているのか、改善はどうやっているのかという回答までつけて管理していかなきゃいけないんじゃないかと、私はそう思うんですけれども、副村長、どう思いますか。副村長、今まで十分いろいろ行政に携わってきて、この問題があると思うんですが、回答お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

今、議員おっしゃるとおり、この公共交通の問題につきましては、これはうちの高山村だけではなくて、県下の状況を聞きますと、かなりどこも苦しいといいますか、費用がかさんでいるという状況にあるようです。

そんな中で、これまでもいろいろと乗られる方を中心に村も調査をしてきているわけでありますが、先ほど長電バスの乗降調査がちょっと不明確だということもおっしゃっておられましたけれども、これにつきましては、ちょっと村では直接、乗降調査というのはできないので、これはもう本当に長電のほうで調査をしてもらうしかないと思っております。その調査の方法につきましても、またしっかり長電のほうに話をさせていただく中で、やはり村としてもこれは重要な問題でもあるわけですから、その辺、今後しっかりと長電のほうにもお話をさせていただきたいなというふうに思っておりますり。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

今、副村長おっしゃられたように、日本中、過疎のところで路線バス廃止という方向は防げないかなと、人口的な問題もありますので。ただ、村営バスといったところで手当てをしてやってみたところで、やはり大きな赤字のところもありますが、全国調べますとうまくいっているところ、あと逆に赤字幅を相当抑えられたというところも結構ありますので、そこら辺も含めて、ぜひ今後の中で検討していただければと思います。

事業者の一つでありますバスの会社の社長さんにざっくり見積もっていただきましたけれども、１日４万円で交通費、車全て会社持ちで、今、路線バスというのが国交省の許認可の必要性があるので、どうしても予約型の大型タクシー、大型観光バスでもいいですけれども、そういったもので運用すると今の経費が半分ぐらいに抑えられるんじゃないかということも言われていますので、私は引き続き、ちょっとここら辺のほうも調べて、何か提案できれば、いろいろやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で質問のほうを終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、勝山正弘議員の質問は終わります。

しばらく休憩します。

ただいまから議場内の換気のため10分間休憩をします。会議は午前11時25分に再開します。

午前11時15分　　休　憩

午前11時23分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――５番　沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

５番　沖島祥介、通告に従い３つ質問します。

まず最初、１番目、高山村ブランドのりんごの存続危機について質問いたします。

ＪＡながの高山共撰所では、毎年りんご直売の９月、10月、11月の３か月で約9,000万円販売しており、他町村の直売所と比べても相当高額な金額であり、また、りんごを求めて数多くの方々が高山村に訪れていることは間違いない事実であります。

さて、先日、信州高山観光協会が令和３年10月から11月にかけて行ったＪＡながのの高山共撰所利用者アンケートの集計をいただきました。その集計から分かったことを、まずは前段で述べさせていただきます。

年代では40歳から70歳代で７割を占めており、地区では北信、関東、北陸地方で７割を超しております。日帰りの方は７割ですが、３割の方は宿泊を伴っております。１人当たりの購入金額は、私の計算では7,200円ぐらいですので、売上げから割り算しますと１万2,500円となります。

また、２人以上で購入に来られている方が７割以上いらっしゃいますので、単純に計算しますと約２万人の方々が３か月の間に高山共撰所に買いに来られていることになります。７割の方が日帰りで、３割の方が宿泊と答えられておりますので、約6,000人の方々が宿泊していると考えられます。全ての方が高山村に宿泊しているわけではありませんが、３か月のりんご直売期間だけの数字

ですが、村にとっては相当な経済効果があります。

また、リピーターの方が８割を超えており、いかに高山村のりんごがおいしいと認識されているかが分かります。

また、りんご詰め放題1,000円を毎年楽しみに来られる方も数多くおられます。ＪＡながの須高ブロックでは再編が進められており、今後、まず小布施共撰所が須坂フルーツセンターに集約され、その後、高山共撰所も集約される計画があります。そうなりますと、必ずや単独での高山のりんごというブランドがなくなってしまうのではないでしょうか。

高山村のりんごは他地区のりんごより色づきもよく、売買単価も高く評価されております。共撰所が再編されれば、高山のりんごのみ仕分けることが難しく、ゆくゆくは高山ブランドのりんごはなくなってしまうのではないでしょうか。一度失ったブランドは二度と取り戻すことはできません。

そこで、村として今後どう対応するのか質問します。

また、農業機械センターの集約も計画されていますが、共撰所も遠い、農業機械センターも遠いとなると、農業従事者の75％が70歳以上の高齢者が占めている本村では、高齢の農家の方々を皮切りに、ますますりんご農家の減少が考えられます。どのような対策を考えられているのか。また、新規就農者を含めた若手の育成にどのような将来像を描き、実践しようとしているのか質問します。

最後に、観光面から質問します。

３か月の間２万人ほど来られ、そのうちリピーターの方が１万6,000人ほど来られますが、より高山村を好きになってもらえるよう観光との連携を実践すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

高山ブランドのりんごの存続危機についてお答えいたします。

ＪＡながの高山共撰所につきましては、本村の基幹作物でありますりんご等の地産地消の場として、村民の皆さんをはじめ、県内外から松川渓谷の紅葉や温泉施設等を訪れる観光客の皆さんなどが、安全で安心なおいしいりんごを求めて、シーズンになりますと大勢の皆さんでにぎわっております。

そうした中で、平成７年に高井共撰所と山田共撰所が合併した当時、高山共撰所に出荷されたりんごは約25万ケースあったものが、年々減少の一途をたどり、平成28年以降は10万ケースを割り込むまで減少してきております。

さらに、機械設備や施設の老朽化等に伴い修繕費が増大してきたことなどから、ＪＡながのの前身であるＪＡ須高時代に支店・拠点の再構築の一環として、高山共撰所を須高フルーツセンターに

集約する方針が示されており、令和３年２月に配布されたＪＡながのの組合員懇談会資料によりますと、令和５年度に統合する予定とされております。

これに先駆け、ＪＡながのでは本年度、須坂市にある井上共撰所を須高フルーツセンターに集約されましたが、その際、これまで井上共撰所で使用してきた撰果機は、高山共撰所にあるものよりも新しいことから、その撰果機を高山共撰所に移設して、できるだけ共撰所機能が維持できるよう努力されているとお聞きしております。

また、２月19日付の須坂新聞によりますと、高山共撰所は須高フルーツセンターの受け入れ体制が整った段階で統合を目指すとされており、実際の統合につきましては令和５年度よりも後になるのではないかと思われます。

そこで、ＪＡながの高山共撰所の集約に対する村の対応についてでありますが、これまで村ではＪＡ関係者に対し高山共撰所の存続等を相談してきた経過がございますが、ＪＡの施設の集約につきましては、ＪＡながの全体の大きな課題でありますが、村といたしましては高山村産りんごが市場において産地としての地位を保つため、これ以上りんごの出荷量を減らさないようにすること、つまり、少なくとも10万ケースの出荷量を維持できるよう、集荷体制を強化するための支援が必要であると考えております。

このため、ＪＡながの須高りんご部会高山支部では、部会員のりんごの栽培面積より会員の減少に歯止めをかけるため、高齢の方でも積卸しが容易な12㎏用のハーフコンテナを導入するとともに、共撰所までの搬入が困難な方のために、園地または自宅まで取りに伺う庭先集荷を実施されております。

一方、村におきましては、りんごの生産量を確保するため、りんご栽培者に特化した支援策として、令和２年度には苗木の購入費に対する補助率をこれまでの３割から５割に、棚資材費に対する補助率を１割から２割にそれぞれ拡大してきております。

また、令和３年度には、高山村産りんごのブランド化に至った先人の皆さんの卓越した栽培技術を継承し、産地の維持を図るため、りんご栽培工程の一つで、特に技術の必要な剪定作業を動画にしてウェブ上で公開や、ＤＶＤを作成し、必要な皆さんに配布するとともに、りんご栽培を始めるきっかけづくりとなるパンフレットの制作も行ったところであります。

今後も、高山共撰所への出荷量確保のため、さらに、りんご栽培農家の皆さんが意欲をもってりんご生産を維持・拡大していただけるよう支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、部会員の皆さんをはじめ、農家の皆さんにおかれましては、高山共撰所存続のために、今後とも高山共撰所への出荷について御協力いただきますようお願申し上げます。

次に、農業機械センターの集約に伴うりんご農家の減少対策についてでありますが、ＪＡながのでは、高山共撰所の統合のほか、令和５年度に日野、井上、小布施、高山の各農業機械センターの集約を公表されております。現在、ＪＡながの高山農業機械センターでは、効率的な農業を行う上

で必須となる農業機械の修理やメンテナンスを行っていただいており、特に果樹栽培に必要なスピードスプレーヤーや乗用草刈機は、それぞれ年間200台ほどの整備を請け負っておるとお聞きしており、本村の農業を支える重要な施設であると考えております。

ＪＡながのでは、農業機械センターの集約後の農家の皆さんへのフォローなど、詳細に関しましては現時点で未定とのことでありますが、農業機械センターの集約については、りんご栽培農家のみならず、農業機械を使用されている全ての農家の皆さんに影響する問題であると考えておりますので、村といたしましては、今後、ＪＡながのなど関係の皆さんとも御相談の上、必要な対策等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、新規就農者や若手の育成についてのお尋ねでありますが、本村の基幹産業であります農業は、後継者不足や農業従事者の高齢化が進み、農作物の栽培面積や生産量の減少とともに、担い手不足は深刻な問題であります。

このため、村では、新規就農者等の担い手を確保していくことが最重要課題と捉えており、就農時の年齢が50歳未満の若い農業者を対象とした国の農業次世代人材投資資金を活用するほか、村単独で55歳未満の農業者を対象に農業研修費や農地・農業機械の賃借料、農業共済掛金等に助成する支援制度を設けて、新規就農者の確保や育成に努めているところであります。

さらに、財政的な支援のみならず、地域に適した実践的な技術を習得していただくために、村内の熟練農業者が研修を行う里親研修のほか、若手農業者同士が情報交換や研鑽する場として農業後継者の会、いわゆる地球クラブへの加入を積極的に勧奨しております。

また、本村の農業は基幹産業であるとともに、美しい農村景観を維持していくためにも大変重要な産業でありますことから、その後継者を確保するため、農家の皆さんの御意見や御協力をいただく中で、新規就農者への支援策の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光との連携についてでありますが、毎年、農家の皆さんが共撰所にりんごやぶどう等の果樹を出荷するようになりますと、高山共撰所では贈答用のりんごのほか、規格外や加工品等を直売するブースを設けて販売しておりますが、この時期を迎えますと、県内外から多くの皆さんに共撰所にお越しいただき、果樹のおいしさや安さが評判となり、近年ではその販売額が１億円近くになるとお聞きしております。

これまで高山村のりんご等を購入するためにお越しになる皆さんを高山共撰所でお買物だけして帰られてしまうのは、観光業などの皆さんにとって大きな損失となりますことから、信州高山村観光協会では、平成30年から高山共撰所へりんご等が出荷される９月から11月の土日、祝日に臨時の観光案内書を設けて、秋の観光ＰＲ等を行っており、この結果、紅葉狩り等を楽しんでお帰りいただく方も増えつつあると伺っております。

さらに、令和元年には、９月から11月にかけて村内で実施する観光イベントや地区の秋祭りなど

を紹介するイベントカレンダーを作成し、共撰所へお越しいただいた皆さんに配布し、ＰＲを行ってまいりました。

なお、令和２年以降は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、このイベントカレンダーの作成は中止しておりますが、今後も観光と農業との連携を図りながら、村内経済の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

新規就農者の助成等いろいろあるかと思いますが、なかなか新しく新わい化等やろうとすると、苗木の補助等だけではなかなか厳しいのではないかと。ある程度圃場の整備等考えられないかということと、あと、これだけやればこれだけもうかるよというような、何かモデルケースみたいな形で、これだけの面積でこれだけのりんごをつくれば、これだけの収入があり、もうかりますよというようなことはできないか。

以上、質問します。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

新規就農者の助成ということで、実は、ここでも何度か御質問いただいておりますが、Ｉターンで来られる方に関してはいろいろ支援策があったわけでございますが、親元就農といいますか、農家の子弟が就農される場合に、特に支援策等がなかったわけでございますけれども、本年度、認定新規就農者ということで、同じお宅じゃなくて、里親研修等、ほかのところで研修を積んでいただいた場合の研修費については、親元就農に関しても、その助成費を上げていくということで考えているところでございます。

また、特にりんごに関しては、苗木に関しては先ほど答弁させていただきましたが、令和２年度において補助率を上げさせていただきました。本当にりんごをつくっていく上で、この収益性という問題が大変大きくなってきているわけでございます。やはり経済活動でございますので、反収というのは大変気になるところでございますので、どうしてもりんごよりも、最近ではぶどうのほうにシフトしてしまっているということでございます。

ただ、そうはいっても、りんごも大変長年続いてきた本村の基幹産業でございますので、新わい化であったり、移植栽培、また先ほど議員がおっしゃられた圃場の整備については、これは大きな事業を取り入れないと難しいところでございますが、そういったものも十分検討しながらやっていかなくちゃいけないと思っております。

こうすればこのぐらいもうかるんだというモデルケースといいますか、こういったものは新規就農向けのパンフレットにも一応目安のものは書いてございます。ただ、農家の皆さんは十分御存じだと思いますが、面積だけで出せるものではなくて、その農家の皆さんの努力の結晶において、やはり売上げも相当変わってきますし、経費も変わってくるということでございます。

そういった中で、できるだけりんごの魅力をＰＲして、りんごの後継者、そういったものを確保していかなくちゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

再々質問します。

先ほど、単独の共撰所として維持するには最低でも10万ケースが必要だという形で、ハーフコンテナとか、農地へ取りに行くというような形ありますが、もう少し皆さんに出荷していただくような助成制度、コンフューザーの補助とか、そういった形でもう少し何か補助制度を考えて、みんなでもうちょっと出荷するような施策は考えられないか。

以上、質問いたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

10万ケースということで、一時期25万ケースもあったのが減ってきたということでございます。ただ、本当に高山のりんごがそれだけ減ってしまったのかということも含めて検討しなくちゃいけないかなと思っております。

専業農家の皆さんの中には農協へ出荷されている方もいらっしゃるし、全部じゃなくて、一部は自分の贈答用に使っているものもあるということの中で、できるだけ共撰所のほうに出荷していただくことが必要かと思います。そのためには、やはりりんご部会であったり、農協の皆さん、そして生産者の皆さんとも十分お話をさせていただきながら、村としてどういう支援ができるのかを十分検討させていただく中で、何とかこの産地として存続できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

沖島議員に申し上げます。２問目から午後に回したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

これから本休憩とします。会議は午後１時から再開します。

午前11時45分　　休　憩

午後１時00分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

それでは、２番目の質問に入ります前に、まず前段に、午前の質問の高山村ブランドの存続についてですが、どちらにしろ、やはり高山村にとって、高山村のりんごのブランドというのは非常に大切なものかと考えます。まずは、ＪＡとの話合いをしっかり行いながら、何とか存続の施策を考える、また、どうしても駄目なら、またほかの施策を考えながら何とか高山ブランドのりんごを残していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、２番目の質問に入ります。

役場の窓口対応について質問します。

役場に用事で来たときに、窓口職員の対応があまりよくないと耳にします。そこで、質問します。役場の中の空気が暗いと言われるのはなぜでしょうか。ほとんどの職員の方は、パソコンに向かって仕事をしていますが、人の気配があっても顔を向けてくれない、また、顔を向けたときに少しの笑顔もなく、また、目を合わせてくれないなどが考えられますが、いかがでしょうか。

そこで、まず、来られた方が少しでも固いイメージをなくせるよう、また心を和ませる方法として、軽いＢＧＭでも流したらいかがでしょうか。また、入ってすぐの窓口に総合案内窓口を併設すれば、どこの窓口に行けばよいか分かり、来られた方の不安も解消されるのではないでしょうか。あるいは、役場の代表の電話交換の方を奥の座席にせず、入り口近くに持っていき、総合窓口案内も兼ねるという考えはいかがでしょうか。

最後に、二度と役場には行きたくないと言われるより、気持ちよく対応してくれてありがとうと思われるには、どのような教育を実践していくべきと考えるか。

以上、質問いたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

役場の窓口対応についてお答えいたします。

私は就任以来、村政の運営方針として、「目指す未来は、豊かな高山村とそこに暮らす村民の幸せ」、これをキャッチフレーズとして、職員には、より村民に寄り添った業務をお願いしたいと、

このように申し上げてまいりました。

行政には、村民の皆様に対する多くの事務事業がありますので、各課の所管事務のマネジメントをしっかり行うことはもちろんのことでありますが、村民の皆様が役場の業務等に満足していただけるよう、直接接する窓口業務は、最も重要な機会であると捉えております。そして、日頃から接遇を重要視してまいりました。

そのようなことから、課長会議や朝礼などにおきましては、「日頃から、村民の皆様に向けて仕事をするということはどういうことなのか。自分自身でしっかり受け止めていただきたい」と訓示をするとともに、その中で極めて重要なことは、「気持ちのよい挨拶」を徹底することを私自身が示すとともに、言葉として申し上げてまいりました。

また、挨拶は、全てのコミュニケーションの始まりであり、気持ちのよい挨拶を行うことによって、お互いに気分が和み、話しやすい雰囲気につながってまいります。

したがいまして、今回、議員から職員の窓口対応がよくない等の御指摘をいただいていることにつきましては、大変残念な気持ちであり、職員１人１人に徹底できていなかったことに、改めておわび申し上げます。

そこで、まず初めに、「役場内の空気が暗いとの御指摘について」でありますが、基本的に役場は、各種の申請や許認可などの事務、あるいは手続や各種制度等の案内などを行う業務であり、職員は各種事業の立案や起案文書の作成など、パソコンに集中してひたすら事務を行っておりますので、この姿が声をかけにくい状況にあるのではないかと思っております。

一方、来庁される皆様の多くは、証明書等各種手続のために役場に行かなければ交付を受けられないことなどから、対応する窓口業務の職員には、親切な対応と笑顔を期待されて来庁されると思っております。

そのようなことから、村民の皆様にとりましては、声をかけたくてもなかなか声をかけにくい、このようなお気持ちそのものが暗くさせてしまう要因の一つではないかと思っております。

このため、先ほども申し上げましたが、職員１人１人が「気持ちのよい挨拶」に心がけるだけでも雰囲気が大きく変わるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「ＢＧＭを流すことについて」の御提案でありますが、本村では、平成10年に村職員労働組合の提案により、職場内の環境改善や村民の皆様と和やかに接することができるよう、事務室内に有線放送設備を整備し、ＢＧＭを放送した経緯がございます。その後、平成の大合併が各地で検討される中で、各自治体では、自立した行財政運営ができるよう、様々な行財政改革に取り組んでまいりました。

そのような中で、本村におきましては、理事者や職員の給与を減額するほか、議員の報酬についても議員各位の御理解をいただく中で減額するなど、人件費の削減に取り組むとともに、各種施策の事業評価を行って事務事業の無駄を省くなど、自立に向けて可能な限り経常経費等の削減に努め

てまいったところであります。

そのようなことから、ＢＧＭにつきましても、経費削減等の観点から、平成16年度に放送を中止したところであります。

そこで、一般的に役場は暗いイメージが強いと思われがちな傾向にあることなどから、議員御提案のように、穏やかな雰囲気づくりのために、改めてＢＧＭ放送を試行的に一定期間流してみて、その検証結果を踏まえて、今後、再検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「総合案内窓口の設置について」の御提案でありますが、役場に来庁される村民の皆様を案内する「総合案内窓口」につきましては、一般的に人口の多い自治体などに見受けられます。中でも総合案内窓口を設けている自治体は、庁舎が広く、業務も細分化されていることなどから、案内係が必要なことと思われますが、本村のような人口規模の小さな自治体では、限られた職員数の中にあって、庁舎がコンパクトでほとんどワンフロアの事務室内において行政手続等が行われることなどから、専門に総合案内の職員を配置することは難しいものと考えております。

このため、４月からは、住民の皆様にとって分かりやすく、かつ機能的な事務分掌にするため、役場組織の再編を行うこととしております。この組織再編に合わせて、今後、村民ホールの機能を高めるリニューアル工事とともに、ホールに各課の業務分担を分かりやすく掲載した看板を設置するほか、各部署を色分けして、目的先が分かりやすいよう視認性に配慮した窓口に改善してまいりたいと考えております。

さらに、窓口業務が多い戸籍や住民票、印鑑証明を始め、税や料金等の支払い窓口は、現在、総務課のある事務室西側の入り口付近に配置し、来庁される皆様が戸惑うことのないように窓口体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「職員教育について」のお尋ねでありますが、よく行政は最大のサービス業務であると、このように言われておりますが、議員のお話にありますように、「二度と役場には行きたくない」などと言われることなく、「気持ちよく対応してくれてありがとう」と言っていただける役場を目指してまいりたいと考えております。

そのためには、改めて挨拶をはじめ、接遇やマナーなどの基本的な教育が必要であると、このように思っておりますので、常に活気のある明るい職場づくりのためにも、風通しのよい職場環境に配慮するとともに、今後とも、村民の皆様の声に耳を傾け、村民の皆様に寄り添った行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

ＢＧＭに関しては、一旦ちょっとお試し期間ということで流すということで、ありがとうござい

ました。ただ、私が言っている総合案内窓口というのは、新設に窓口をつくるというんじゃなくて、私は、併設と書いてあります。ですから、行った方が総合案内窓口と、一応そういう表示があれば、非常に初めて来られた方が安心かなと思って、そういう表示を一番最初の窓口のところへ併設していただければという考えで述べております。

それと、今、村長がおっしゃった挨拶等、いろいろやるという形でございますが、今、長野県に村が35あります。やはりそういうやっぱり行政サービス、一番住民との接する場で近い行政サービスだと思いますので、やはり長野県の村の中でもナンバーワンの行政サービスになろう、高山村は長野県の村の中でも一番の行政サービスになろうという大きなやはり目標を持ちながら、本当に今回、村は再編して、村の役場の組織も再編する、また入り口の村民ホール等も変わるといういい機会でございますので、やはりそれぐらいの目標を持って、住民サービスナンバーワンの村になろうよというような形でやっていただきたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問、２点かなと思います。

１点目は総合案内、２点目はナンバーワンと、こういうことだと思いますが、まず、今、議員言われました総合案内というのは、先ほども答弁申し上げましたけれども、今、ホールに入って何もないんですよね。そこに全体の掲示板というものを設け、そして、一番業務として村民の皆様の照会業務の多いものを入り口に持ってくると、こういうことで申し上げました。そういった意味で、あと、各課カラーに色分けしてありますので、いわゆる村民の皆様が役場に来たときに分かりやすい、そういう表示にということで検討しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ナンバーワンのいわゆる挨拶とか含めて、そういうふうな御提案でありますけれども、私も、基本的には人づくりというものを公約の一つに上げております。これは役場の職員だけではなく、いわゆる村民の皆様がいろんな意味でそういう人づくりというか、というふうなところを目指しているわけであります。そして、私も全体としてお招きいただいたとき、あるいは村内で会ったとき、僅か7,000人の人口の中で会ったときには誰とでも挨拶する、こういう習慣をつけるということは、一番大事じゃないかというふうに思っております。

そういった意味で、学校、役場、すぐ学校の近くですので、子どもたちにはそういう傾向が私は会うと見られるんです。子どもたちが手を振ってくれたり声かけて、こういうふうなことを日常茶飯事にされていると、当然職員もやっぱり全体としてそういう雰囲気もできてくるんじゃないかなということもありますので、御提案いただいた職員の気持ちのよい挨拶を含めて、村民の皆様も含めて明るい挨拶ができる、そういう雰囲気をつくっていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

再々質問ではございませんが、私も須坂市役所、小布施役場等ちょっと見てきました。そんな中で、やはり高山村役場は、一つ一つのスペースが非常に広くて、ゆったりとして、環境的には、職場の方の環境は非常にいいところだなと思っております。また、須坂市役所とかは総合案内窓口があって、ちょっと私が行ったら、すぐ、ああ、何かお困りですかと声かけていただきました。小布施役場は、ちょっと行くと違う窓口からすぐぱっと来て、ああ、何かお困りですかとすぐ来られました。やはりいい対応だなと私は思っておりますので、ぜひ高山村においても、そういうおもてなしといいますか、機転の利く対応をお願いしたいと思っております。

それでは、通告に従い３番目の質問をいたします。

ボランティア活動と健康ポイントカード制度について質問します。

現在、高山村健康ポイント事業を行っており、非常によい制度だと認識しております。健康診断、人間ドック、日々の体重測定、血圧測定など決められた健康づくりを行えば、それぞれのポイントがつき、100ポイントをためると、温泉利用券とかクオカード500円分と交換できるものです。２月中頃で70名ほど交換されたと伺っております。当初の達成者目標よりは下回っているのではないでしょうか。

そこで、このポイント制度をきれいで快適な村づくりを目指すことを目標にしたボランティアポイント制度を新たにつくれないか、また、健康ポイントカードと併用できないか質問します。各地区で行っている公園の清掃、神社清掃などは、年に何回か行っていますが、なかなか定期的に行い、いつも快適な環境にするには難しいところがあります。そこで、若干ですが、有償のボランティア活動としてボランティアポイント制度にし、いつもきれいな公園で子どもたちが快適に、安全に遊べるようにする制度にすればどうかと考えます。いかがでしょうか。

以上、質問します。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

ボランティア活動と健康ポイントカード制度についてお答えいたします。

村では、平成14年６月に「高山村を清潔で美しい生活環境とする条例」を制定し、村、事業者、村民等及び土地所有者等が協働し、清潔で美しい村づくりを推進し、もって快適な生活環境の確保を目指しております。

この条例では、この目指すべき姿を達成するため、それぞれの責務を定めておりますが、村民の責務として、「村民は、その居住する地域における清掃活動に積極的に参加するなど、快適な生活

環境の保全に努めなければならない」と規定されています。

そこで、「各地区内の清掃等をもっと定期的に行い、「きれいで快適な村づくりを目指す」ことを目標にしたポイント制度ができないか」とのお尋ねでありますが、現在、各自治区では、頻度の違いはありますが、地区内の公園や神社、道路や河川等の清掃を自主的に行っていただいております。こうした活動は、地区内の環境美化の確保はもとより、地区内のコミュニケーションを図る場でもあり、地区住民の連帯感を深める上でも大変大切なことであると考えております。

隣近所の方々が支え合い、安心して暮らし続けることは、村民誰もが願っていることであります。そのためには、共に支え合い、助け合う、「向こう三軒両隣」の地域社会を実現することが大切であり、「自助」、「共助」、「公助」の３つの助を全ての住民がそれぞれの家庭や地域においてお互いに理解し、実践していくことが重要であると言われております。特に地区内の清掃活動等は、まさしくこの「共助」の一環であり、住民が協働して様々な住民活動やボランティア活動を行っていただくことが地域づくりにとって大切な取組と考えております。

こうした中、時代の流れとともに地域内の付き合いが希薄となりつつあり、ボランティア活動の清掃等にも協力していただくことが難しい時代となってきており、各自治区では、参加者の確保が課題と言われております。このため、議員御提案の「ポイント制度」も有効な手法の一つと考えますが、あくまで村主導でポイントによる動機づけ、いわゆるインセンティブを活用するのではなく、各行政区の特色を生かす中で工夫をしていただければありがたいと思っており、これに伴う協力等はさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、健康ポイントカードとの連携についてのお尋ねでありますが、村では、令和３年度から「高山村健康ポイント事業」を実施しております。この制度は、平成28年５月に厚生労働省が策定した「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」に基づき、自分自身の健康づくりに関心が低い「健康無関心層」も含めて、国民が健康づくりを実践し、継続していくため、１人１人がそれぞれの選択の中で第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、リスクを減らす支援を行うため、様々なインセンティブを提供することが必要だとしたことを受け、始めた制度であります。

この「健康ポイント事業」は、村が実施する特定健診やがん検診等を受診した場合や個人が健康保持及び増進のために継続的に取り組まれた場合に、村がポイントカードに押印し、健康ポイントが100ポイントたまった方には、村内温泉券やクオカード等を進呈させていただくもので、国民健康保険の努力支援事業の一環として行って国の交付金を頂いております。

したがいまして、健康ポイント事業は国の補助事業でありますので、各自治区で実施するボランティア活動とは目的、性格が異なることなどから、議員お尋ねの健康ポイントカードとボランティア活動を連携することは難しいものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

健康ポイントカードとこのボランティアカードの併用はできないということは分かったんですが、最初の地区の、もちろん共有してみんなで片づけるということがなかなか難しい時代になってきたのかなということで私は言っているわけで、その中でやはり若干でも有償があれば、またいいのかなということで御提案申し上げたわけです。

また、例えば今、コロナ禍でどこにも出られなくて、ウォーキングしている方が多く見受けられます。やはりそうやってウォーキングしている方についでと言ったら何ですけれども、そのついでにごみをちょっと拾ってもらうとか、そんなような傾向、自分の健康にもいい、村もきれいになるとか、やはりそういうような仕組みで、また温泉券をくれるとかといえば、みんなウィン・ウィンの関係になるのかなと、そんなようなことができないかなということで、すぐにではなくてもいいんですが、何とかそういうような一石二鳥、三鳥みたいな世界ができないかなという形でちょっと質問したいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

沖島議員おっしゃること、十分分かるつもりではございます。ただ、基本的には、先ほどから答弁でさせていただいていますとおり、自主的な各地区内の活動でございまして、まずは、地区内でどういったことができるのか、地区内でまず先に御検討いただければと思っております。その上で、先ほども申し上げましたとおり、その上で、じゃ、村がどういったことを協力できるのか、そういったことをまたその後で、後の段階で一緒に区長さん等と検討させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――５番　沖島議員。

○５番（沖島祥介議員）

最後、ちょっと一言言わせていただきます。本当に公園等がやはり夏のシーズンは草刈ったりするんですが、やっぱりその間とか、なかなかやっぱり地区でも難しいところがあって、やはり子どもが安心して遊べるというのが今後、新規就農者を入れたり、いろんな意味で外部から新しい方も来られますので、やっぱりその点もよく気をつけて、やはり子どもが安全で遊べるような、今年度、遊具の点検等予算に入っていますが、やはり安心して遊べる場所をつくるということが非常に大事かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

３項目について質問いたします。

質問の第１は、学校給食の無償化についてです。

この件については、既に12月議会でも質問しておりますが、再度求めたいと思います。学校給食法の第１条では、学校給食は教育の一環であることを強調しています。何を教えるかについては、目標として７項目上げられていて、これについては前回申し上げました。

12月議会で村長は、140円補助している根拠として、公費負担なしでも御負担いただける保護者と公費負担２分の１でも重い保護者がいらっしゃるものと承知しております。このような現状認識から、２分の１の140円が妥当、このように述べられておりました。議事録を開いてよくよく考えてみましても、この理屈がどうしても分かりません。補助がなくてもいいよという保護者が見える、２分の１でも重い負担があるという保護者が見える、そこからなぜ140円が妥当という、この答えが導き出されるのでしょうか。どうしても理解できないということをまず最初に申し上げておきます。

学校給食を無料にという運動は、群馬県を中心に盛んになってきました。学校給食は、義務教育に定められた教育の一部なんだから当然無料であっていい、こうした主張で運動を広げています。

昭和29年９月28日、文部省が学校給食法制定の趣旨という文書を出しています。そこの７に経費の負担等というところがあります。そこでは、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は、小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきである。このように述べています。これは昭和29年に学校給食の制度ができたときに、当時の文部省が保護者の負担について柔軟な考え方をしていた、こういう文章です。

今、学校給食は、食材費については親の負担、その他の水道光熱費あるいは人件費、建物、こういった設備は、設置者である市町村の負担とされていますが、それを固定的に考えずに、保護者の懐の事情によって公費負担を増やしてもいいではないかと、このように言っていると言えます。

群馬県では、2010年４月からの南牧村に続いて上野村等々、そして2014年10月から藤岡市が実施しております。みどり市、市川市、板倉町、草津町等でも実施をしているわけです。

さて、村長は、１期目の村長選の公約では次のように約束をされております。人口増、幸せ増の項目の中で、小中学校の給食費を段階的に無料化に、こう約束をされていますが、この公約に照らして現状をどのように受け止めておられますか。答弁をお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

学校給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、高山村議会12月定例会におきまして答弁させていただいたように、学校給食法により、児童生徒が食べる食材料費を学校給食の対価として保護者が負担するものと規定されており、現在、年間分を５月から翌年の１月まで一月当たり20食の計算でお支払いいただき、２月に実績に基づいて精算させていただくこととしております。

学校給食費の公費負担につきましては、少子化対策及び子育て支援策の一環として、子育てに係る経済的支援と負担の軽減を図るため、平成28年度に給食費の単価を10円引き下げ、その後、段階的に公費負担額を引き上げ、令和２年度から給食１食当たり140円を公費として負担させていただいております。

公費で負担としている140円の根拠につきましては、児童生徒約500名の給食１食当たりの給食費の平均額が280円となりますので、現在、その２分の１に当たる140円を公費で負担としており、公費負担なしでも御負担いただける保護者と、公費負担２分の１でも重い保護者がいらっしゃるものと承知しておりますが、このような現状認識から、２分の１の140円の負担が現時点におきましては妥当である、このように考えております。

そこで、学校給食費を段階的に無料化にする公約についてのお尋ねでありますが、私は、以前、公約の中で、段階的に無料化することを掲げさせていただき、平成29年度から給食材料費として段階的に公費負担し、保護者の皆さんから御負担いただく給食費の軽減を図ってまいりました。今年度の見込額は、約1,360万円となる見込みであります。

このほか、既に無料化させていただいておりますのは、給食費をお支払いいただいている住民税非課税の保護者の皆さんで、令和３年度におきましては、18世帯24名分、約65万円を免除させていただきました。

今後、事業を進めていく中で、ますます少子化が進行すると予想され、給食費の無料化に限らず、「結婚・出産支援の充実」、「母子の健康増進と妊娠期からの切れ目ない相談支援の充実」、延長保育や一時保育、児童クラブ事業などの「仕事と子育ての両立支援の充実」、出産祝い金や入学祝い金、保育料の軽減など子育て世帯への支援策の充実を総合的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このような状況の中で、公約と照らしてどうなのかとの御質問でございますが、段階的な無料化につきましては、これ以上金額を変更しないということではなくて、先ほど申し上げましたように、現状認識から現時点では妥当であると考えておりますが、社会情勢が変化する中で、必要があれば、さらに公費負担を増加するなど検討していきたいと考えております。

したがいまして、子どもを取り巻く様々な環境が変化する中、家庭、地域、行政などが一体となって子どもを見守り、子どもを育てていけるよう、幅広い視野を持ち、給食費の段階的な無料化も含めて、村として充実した子育て支援を検討し、実施してまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜議員。

○10番（山嵜秀治議員）

私、最初にも申し上げましたが、村長の140円、妥当という理屈が全く分かりません。丸々負担してもいいよという保護者がいらっしゃる。140円でも重いと感じる保護者がいらっしゃる。そこからなぜ140円が妥当ということが導き出されるのでしょうか。改めて私は、その理屈に納得できないということは申し上げておきます。そして、軽減を図られてきたことは事実で、このことについては評価申し上げたいと思います。

義務教育の無償化について申し上げると、これは授業料を徴収しないことだとして、これに固執し、しがみつき、公費負担を広げようとしない意見も多くあります。しかし、白鴎大学教育学部論集の中に、義務教育を受ける権利と義務教育の無償性というユウキタダシさんのものがあります。その中で引用されているものが２件あります。

１つは、1985年に書かれたようですが、ナガイケンイチさんという方のものです。国民の教育を受ける権利を権利として保障するということは、国民の誰もが家庭の経済的事情などに関わりなく、１人１人が人間として自立して生活することができるように能力を習得させることを誰にも均等に保障することであるから、学校教育についていえば、単に就学のための授業料の不徴取にとどまらず、その就学までに必要とする全費用を無償とすべきである。無償の範囲は、授業料に限定されず、教科書費、教材費、学用品費など、そのほか就学までに必要とする一切の金品を国や地方公共団体が負担すべきである。このように述べています。

もう１人、長谷川正安さんという憲法学者もこのように言っているわけです。現在では、無償といっても授業料、教科書代にとどまっているが、保護者の経済的負担をなくして就学を容易にするためには、給食費、筆記具、その他義務教育に必要な一切の費用が公費で負担されるべきであろう。義務教育を受けるシショから見れば、初等、中等、普通教育を無償で受けられるのは、教育を受ける権利の最も基礎的部分の行使だということになる。このように述べられているわけです。

そして、今、子どもの貧困も言われています。日本の子どもの貧困率は、ＯＥＣＤ加盟国で最悪の水準、1980年代から上昇傾向にあり、2019年では13.5％、７人に１人が貧困状態にあるとされています。こうしたことなどから見れば、私たち地方行政に携わる者は、無償化の範囲を広く捉え、支援を一層強めることが求められるのではないかと私は思います。

先ほど村長は答弁の中で、無償化を、完全無料化ですね、これは実現しないということではない

と、必要があれば検討するということで言われましたが、私は、１期目の公約で無償化にということをはっきりうたわれているわけですから、これは公約違反に当たるのではないかと思います。公約の無償化にという、この公約をいつ諦められたのですか。

そして、２期目の村長選の公約もあります。残念ながらこの２期目の内山村長の公約は、もっと幸せにという項に当たると思いますが、そこでは、子育て支援の充実、ここで生まれた子供たちの１人でも多くがここで生活できる地域づくりや、誰もが健康で活躍できる地域をつくりますと、このように述べられています。これは大変失礼な物言いになるかもしれませんが、村の名前を変えればどこでも通用する公約と言えるのではありませんか。今、村長に求められているのは、１期目の公約に真摯に向き合うことではないでしょうか。その点、いかがですか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質にお答えいたします。

まず、私が申し上げている、その妥当というのがどうしても理解できないと、こういうお考えですが、これは先ほども申し上げましたように、給食費につきましては、それぞれお支払い、全額でもお支払いできる人、そして半分でも大変な人、そういうのがあるというのは当然だと思います。

そういう中で、それが２分の１だからなぜ妥当と言えるんだと、こういう御指摘だと思いますけれども、２分の１でも、先ほど言ったように大変なんだけれども、やはり子どものためにそういう苦労をされているということで御負担いただいていると、こういったことで最終的には、12月に申し上げましたけれども、もしそういったことで無償、今のところ、無料化できない件につきましては、総合的に判断したいと、このように申し上げてきたつもりです。そういった点で、その点からして、全体として私としては２分の１が妥当であると、このように判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど教育の、義務教育を受ける権利と、こういうことで無償化という、そういう御理解の話がありましたけれども、全体として教育費用につきましては、村でできる負担については、財政とかいろんな問題で支援させてもらっておりますので、全般的に無償化については、自治体としてはどのように検討していいのか、それは今後、また教育委員会ともどういうことができるか、この辺は検討してまいりたいと思いますけれども、なかなか難しい点があるだろうと思います。

そして、３点目が子どもの貧困と、こういうふうなことがありました。もう10年ぐらい前になるかと思いますけれども、小学校、中学校、高校、私が目にしたのは、高校生を対象とした、その記事によって食事が、いわゆる朝食ができない子どもたちが学校で先生にパンとかそういったもので、そういうふうなものを頂いていると、こういうことで貧困というふうな記事を読んだ覚えがありますけれども、当時から見ますと、その状況は現在も非常に引き続いているというふうなところであ

りますので、いろんな意味で、先ほど言いましたように、そういう子どもたちに対して、給食費だけでなく、全体としてその御家庭にどういう支援ができるか、そういったことも検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜議員。

○10番（山嵜秀治議員）

繰り返しになりますけれども、１期目の公約は投げ捨ててはおられないということの理解でよろしいでしょうか。段階的に無料化にという、このことをこれからも目指して進められるというお考えですか。その点、お願いをしたいと思います。

それで、いろんな子育て支援なんかを要望したときに、チョウ側から返ってくる答えというのは、総合的に判断すると、総合的に、総合的にという中で、なかなか具体的な前進面というのは見えないわけですよ。来年度の予算の中でも、家庭で保育をされる人、家庭に対しては、これまでの１人ですか、１万円の商品券というものを２万円にするという前進と言えるかどうかということはありますが、そういうことはやりますが、あと、ほかで総合的に見て、子育て支援で前進しているというところが見えないわけですよ。カモフラージュされているんじゃないかと私は感じてしまうんです。

２点、お願いします。公約との関係、総合的な判断というか、施策についてお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

公約の点については、先ほど言いましたように、完全に無料化にしないということではなく、社会情勢とか、そういうふうな状況を鑑みながら検討していきたいと、このように申し上げました。

続いて、２点目についてですが、これは、２点目は何でしたっけ。

○10番（山嵜秀治議員）

総合的にと言われるけれども、あまり前進がないんです。

○村　長（内山信行）

私、確かに総合的ということで、カモフラージュじゃないかというふうなお話をされましたけれども、決してカモフラージュではありません。全体的に子どもを持つ御家庭に対して、どういう格好で支援をできるか、そういった点で来年度は家庭育児、３歳未満児の１万円を２万円に拡充させていただきましたけれども、そのほかについても、どういう格好でできるか、その辺はしっかりとまた検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜議員。

○10番（山嵜秀治議員）

いずれにしましても、公約について真摯に向き合っていただきたいということを再度お願いをしておきます。

次の質問に移ります。

補聴器購入への助成制度について質問します。

人の聴力は、年齢とともに低下していきます。老化が原因で起こる老人性難聴は、誰にでも起こる可能性があるものです。老人性難聴は、高音域での聴力低下が見られ、低音域も低下することがありますが、高音域ほど顕著ではないといいます。特定の音、か行、さ行、ぱ行が聞き取りづらくなる、早口で言われたことが分かりにくくなる、音が割れる、ぼやける、小さい音は聞こえにくく、大きい音はより大きく聞こえる、こうした特徴があるようです。

聞こえが悪くなると、聞き返しや聞き間違えが増えたりして会話がおっくうになる。会話がおっくうと感じると、周りとのコミュニケーションが減って疎外感を感じてしまったり、抑うつ状態になってしまう可能性がある。このような悪循環が認知症になる可能性を高めてしまうと、こう言われます。

2015年１月に厚生労働省から発表された新オレンジプランによると、難聴は認知症の危険因子とされております。2014年、アメリカで１万8,000人を対象にした調査で、正常な聞こえの５％に抑うつ傾向があるのに対して、難聴の人では11％に抑うつ傾向が認められています。最近の報告では、認知症のない難聴の人639人を11年間経過して再調査した結果、58名に認知症が見られ、軽度難聴で約２倍、中程度の難聴で約３倍、高度難聴では５倍認知症になる確率が高いと報告をされております。

老人性難聴でも補聴器の効果はあるといいます。老人性難聴は、感音性難聴または混合性難聴、感音性難聴と伝音性難聴が合併した難聴のことをいうようですが、感音性難聴は、聞こえを改善することは可能ですが、完全に元の聞こえに戻すことはできないといいます。しかし、補聴器で音を大きくすることで、聞こえる音は増えて会話などでの聞こえの改善には効果があるといいます。しかし、補聴器は高く、購入をためらう人も見られます。

そこで、老人性難聴、加齢性難聴ともいいますが、この老人性難聴に対する補助制度を新設することを求めるものです。県内でも補助制度を実施している自治体も生まれてきています。いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

補聴器購入への助成制度についてお答えいたします。

人生100年時代と言われて久しい現代において、高齢者の社会参加が進む一方で、加齢に伴う身

体の能力と機能の低下により、外出や対人関係がおっくうになることで、対話等のコミュニケーションが不足し、それが要因となって抑うつ状態や認知症へとつながっていく方が増加傾向にあると言われております。

特に聴力の低下は、加齢とともに多くの方が体感する現象でありますが、重度化すると日常生活を営む上で周りの方との意思疎通が困難になるなど、周囲に与える影響も大きいため、本人御自身も活動に消極的となり、さらなる身体機能の低下を招くことが懸念されております。

このため、低下した聴力機能を補助し、生活の質を向上させるための手段の一つとして、補聴器の使用は有効的でありますが、あくまで補聴器は医療機器であることから、使用効果を最大限に発揮させるためには、専門医等の処方に基づき、個々の身体状況に合わせた機器を装着することが必要となります。

また、補聴器は高額であることから、真に必要とする機種を適切に選択し、購入することが重要となります。補聴器の購入に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」に基づき、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちで、専門医の意見書により装着の必要性が認められた方に対し、個々の聴力レベルに合わせた機器を給付する国の補装具費支給制度がございます。

この制度では、聴力の障がい程度に合わせて、高度難聴用耳掛型や耳穴型といった機器の形状や構造を始め、形状ごとに３万5,000円から14万円程度の価格が規定されており、原則１割負担で給付を受けることができます。

ちなみに本村では、本年２月末時点で13名の方が聴覚障がいを理由として身体障害者手帳を所持されており、このうち６名の方は、補装具費支給制度における補聴器の給付を受けておられます。

そこで、議員お尋ねの「補聴器購入の負担軽減を図るための助成制度について」でありますが、先ほども申し上げましたとおり、補聴器は医療機器という特性上、おのおのが医学的な判定に基づく自身の聴覚レベルに合った機器を購入し、装着することが望ましいとされておりますことから、村といたしましては、今後も、国の補装具費支給制度を活用する中で、真に機器を必要とされる方に適切な給付を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、身体障害者手帳の交付に当たっては、聴力の障がいレベルが軽度であるため認定の基準に達せず、対象外となる方もいらっしゃることから、軽度の方に対する補聴器購入助成制度につきましては、対象者の要件や範囲等、勘案すべき事項を整理するとともに、近隣市町村の状況等も調査する中で、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜議員。

○10番（山嵜秀治議員）

東京の港区では、４月から助成額13万7,000円と実施自治体で最高額の助成を始めます。助成の

対象は60歳以上で所得制限はなし、助成額の上限は、先ほど言いましたように13万7,000円、住民税課税の人は、その２分の１になります。使い続けるための支援では、購入前に補聴器相談医を受診できるようにする、認定補聴器技能者による購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられるようにするなどを制度化しております。

また、三鷹市では、10月から補助制度をスタートさせます。ここは18歳以上が対象で、購入費の２分の１で上限は４万円、本人の合計所得が210万円未満、これを対象としております。

こうした例に学び、老人性難聴への助成制度をつくっていただきたいと思います。先ほど近隣の状態を見ながら検討していきたいという答弁がありましたが、やはりこれ、いつ頃までに検討するのかという期限も大事なんです。いつまでも検討していて実施されないのでは困りますので、検討の期限をお願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

先ほど答弁させていただきましたとおり、基本的には、障害者手帳を取得していただいて、それに見合った処方箋を出していただいた上で、それに見合った補聴器をつけていただくということをあくまでも基本とはさせていただきたいと考えております。その上で、障害者手帳を取得できない軽度の方につきましては、先ほど、ただいま議員さんのほうから他市町村の例もお聞きしました。十分にこの令和、新年度の中で、いろんな状況、もう少し長野県内の近隣の市町村、規模の小さい市町村等の例等もいろいろ調べる中で、どういった形ができるのか、この新年度の中で十分に検討させていただきたいと。

その中で、今現在、いつから補助制度ができるといったことにつきましては、今、この段階では明言できないので、その辺は御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

それでは、３問目の新型コロナ感染症について質問します。

３月６日までのまん延防止等重点措置については、長野県では解除となりました。しかし、まだまだ油断できない、そうした状況と言えるのではないかと思います。本村の感染者数を見ますと、この第６波の間では約70人弱ですか、もう少しかもしれませんが、感染をされております。村内の感染者の状況はどのようになっているのでしょうか。高齢者の皆さんが多いのか、子どもたちにも広がっているのか。そして、近隣自治体と比較しますと、人口当たりにするとやや高いのではないかと思われますが、本村に特別の事情はあるのか、その点について伺います。

オミクロン株による感染者数増大の１つの要因として、ワクチンの３回目接種、これが遅れたと

いうことが指摘をされております。８か月経過後に３回目接種という政府方針が遅れたために、この撤回が遅れたために、高齢者の３回目接種が感染拡大に追いつかない事態となっているわけです。２月上旬のワクチンの接種率、３回目ですね、全国的には５％程度にとどまり、先進国の中では最低でした。３月２日現在の県の発表によりますと、長野県内の接種率は、全体では24.3％、65歳以上では52％となっております。本村における接種率はどのようになっているでしょうか。２月末現在での実態、３月末までにはどこまで到達予定についてかお願いをしたいと思います。

さらに、５歳から11歳の子どもたちの接種についてですが、３月２日には県立のこども病院で始まりました。他の市町村でも始まっているところもあります。子どもの接種をめぐっては、専門家の間でも意見が分かれており、努力義務はありません。村はどのように対応される考えなのかお願いをいたします。

このオミクロン株による第６波で多くの事業者が影響を受けております。昨年は、国の持続化給付金などがありました。現在も事業復活支援金などがありますが、十分とは言えない状況です。第６波で影響を受けている事業者、個人に村のさらなる支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。お願いをします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

新型コロナ感染症についてお答えいたします。

初めに、村内の陽性者が近隣自治体より高くなっている特別の原因についてのお尋ねでありますが、新型コロナウイルスは、これまで幾つもの変異を重ね、第５波の主流であったデルタ株からオミクロン株に変異し、第６波として、議員御指摘のとおり、長野県内においても１月から猛威を振るっていることから、都市部を含め、長野県を含む全国各地で「まん延防止等重点措置」の適用を余儀なくされております。そうした中で、今後もオミクロン株からの変異も予想され、第７波についても危惧されているところであります。

村におきましては、これまで新型コロナウイルスは、どんなに注意をしていても誰もが感染する可能性があることから、マスクの着用、手洗い、３密を避けるなど、基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、感染された方やその御家族についての詮索や誹謗中傷、差別や偏見、いじめ等が生じないよう、思いやりと支え合いの心を持って冷静な行動をお願いしてまいりました。

このようなことから、村民の皆様には大変な御負担をおかけしましたが、皆様の御理解と御協力をいただき、村内で最初の陽性者数が発表されました令和２年12月７日から昨年の12月末までの陽性者数の累計は22名で、県内市町村の中でも少ない状況でありました。しかしながら、今年１月に入り、感染力の強いオミクロン株の影響により、全国各地で陽性者数が瞬く間に広がり、１日の新規陽性者が10万人を超える事態となりました。また、１月21日には、本村の長野県独自の感染警戒

レベルが５の特別警報Ⅱに引き上げられ、さらに１月27日には、長野県にまん延防止等重点措置が適用されたところであります。

そうした中で、１月21日に15人、１月24日に20人と本村の１日における新規陽性者数が長野圏域の近隣自治体と比較しても大変多い状況になるとともに、村職員の陽性者が確認されるなど、村対策本部におきましても、非常に強い危機感を持ったわけであります。その後、２～３人程度の陽性者や陽性者が確認されない日など多少の増減が繰り返される中で、現在では、一定期間新規陽性者が確認されないなど、比較的落ち着いている状況を取り戻しております。

また、新型コロナウイルス感染症への対策は、陽性者や濃厚接触者等に対する医療や療養対応のほか、各種の相談業務は長野保健所が行い、村では、新しい生活様式の徹底など啓発活動やワクチン接種への取組などを行っております。

このようなことから、県からは、村内のどこの誰が、あるいはどこの施設で陽性者が確認されたのかという各種の情報が開示されないため、村におきましては、陽性者の状況が把握できないのが実情でございます。

こうした中で、長野圏域のおける感染の傾向についてでありますが、１月には、県外往来に起因するもの、帰省などによる同居以外の親族、知人によるもの、飲食の機会を通じた感染などでありましたが、最近では、同居の家族間、職場における感染、幼稚園や保育園、学校など児童生徒関係施設における感染、高齢者施設や病院における感染などが多くなっているとのことであります。

また、全体的な傾向として、10代、20代の若年層の感染事例が多いことや、60代、70代の２回目のワクチン接種後一定期間を経過した高齢者などの感染事例もあるとのことでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、ワクチン接種の状況と今後の見込みについてのお尋ねですが、村では、２回目のワクチン接種を終了されている18歳以上の方5,040人に対し、３回目のワクチン接種の希望の有無について、昨年12月にアンケート調査を実施させていただきました。その結果、約84％に当たる4,242人の方が村の集団接種会場での３回目接種を希望され、２月１日から保健福祉総合センターにおいて集団接種を開始させていただいております。

まず、２月末時点での接種率でございますが、希望される方の43.4％に当たる1,840人の方が３回目の接種を受けられております。また、３月末までの見込みでございますが、現在の計画では、希望者の97.2％に相当する4,125人の方が３回目の接種を受けていただける予定で、２回目接種から３月末までに６か月を経過される方につきましては、ほぼ接種が完了するものと考えております。その後、４月以降につきましては、６か月が経過された方から、順次、村の医療機関において個別接種を受けていただく計画としております。

次に、子どもたちへの接種についてでありますが、国では、５歳から11歳までの小児へのワクチン接種により、新型コロナウイルスに対する中和抗体価の上昇や90.7％の発症予防効果が確認され

ていること、また、現時点で安全性に重大な懸念は認められていないことが報告されていることを受け、新型コロナワクチン接種が新型コロナウイルス感染症に関する緊急のまん延予防のため実施されている趣旨や、海外でも広く接種が進められていることも踏まえ、厚生労働省の審議会において議論を行った上で、小児について、日本でも接種を進めていくことを決定しております。

なお、接種に当たっては、小児におけるオミクロン株の感染状況がいまだ確定的でないことや、オミクロン株については、小児における発症予防効果、重症化予防効果に関するエビデンス（証拠や検証結果）が必ずしも十分でないことから、現時点において、小児についての接種は、予防接種法上の「努力義務」の規程は適用せず、今後の最新の科学的知見も踏まえ、引き続き議論することが適当としております。

この決定を受け、自治体に対しましては、令和４年２月21日付の厚生労働大臣名による「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」により指示が発出されており、対象者は、市町村区域内に居住する５歳以上の者、期間は令和４年２月17日から令和４年９月30日まで、使用するワクチンはファイザー社の５歳から11歳用のワクチンを使用し、３週間の間隔を空けて合計２回接種することとしております。

村におきましては、国の指示に従い、準備を進めることとしており、３月中には、５歳から11歳のお子さんを持つ保護者の方に対し、接種希望の有無についてアンケートを実施させていただく予定としております。また、アンケートの実施に際しましては、保護者の方に対し、丁寧な情報提供をさせていただき、個々の意向を尊重させていただくこととしております。このアンケートの結果を受け、村における接種体制を決定し、希望されるお子さんにつきましては、４月以降実施させていただきたいと考えております。

いずれにしましても、小児へのワクチン接種は、接種技術や接種後の副反応対応など、専門性が非常に高いことから、村におきましては、近隣市町村や医療機関と十分に連携した上で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、第６波で打撃を受けている業種、業者へのさらなる支援についてのお尋ねでありますが、これまで村では、新型コロナウイルス感染症により影響のあった村内事業者の皆さんを対象に、県制度資金に対する利子補給や、県信用保証協会の保証料の負担、事業の継続を支援するための事業継続給付金事業、村民の皆様により、村内消費で支援する「クーポン券発行事業」及び商工会の「プレミアム付商品券発行事業」、さらに、旅館等の固定経費である温泉使用料の減免などの事業を実施してまいりました。

しかしながら、このコロナ禍の影響は２年以上と長期化しており、それぞれの対策は、その都度有効であったわけでありますが、長期化することで事業者自身の体力も限界になりつつあるのではないかと非常に危機感を持っております。そこに今回の第６波は、１月以降、急速に感染者数が増加し、「まん延防止等重点措置」の適用などにより、不要不急の外出を避けるなど人流が一気に減

少することなどから、飲食業や観光業を中心に大きな影響が及んでおります。

そこで、村では、令和４年度予算において緊急の融資に対する利子補給や信用保証料の負担、商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業、貸切りバスを利用したバスツアーに対するバス旅応援事業、さらに温泉使用料の一部の減免事業など、4,388万5,000円を計上しております。

また、この３月定例会の補正予算においても、第６波の影響を受けた事業者の皆さんを支援するため、国の「事業復活支援金」を受給した皆さんを対象とした「第６波対応事業者支援交付金事業」を実施するため、1,375万円を計上したいと考えております。

さらに、新年度に入りましたら、国の補正予算で配分される「地方創生臨時交付金」を有効に活用し、真に必要な事業を順次実施しながら、村内事業者の皆さんに切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの発生により既に２年が経過し、いまだ収束の兆しが見えない状況で、これまで多くの村民の皆様が大変な生活を余儀なくされておられます。私といたしましては、第３回目となるワクチン接種の実施をしっかりと推進してまいりますとともに、ただいま申し上げましたとおり、これまで同様、多くの村民の皆様が安心して健康で生活できますよう、国や県の補助金や交付金の活用を含め、皆様に寄り添った支援ができますよう検討してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――10番　山嵜議員。

○10番（山嵜秀治議員）

まず、子どもたちの接種の問題では、保護者の皆さんの中にもいろんな思いがあります。受けさせるのかどうか迷っていらっしゃる方もいらっしゃいます。このとき大事なのは、村長も言われたように、十分な情報を提供すること、そして、ワクチン接種を受けた、あるいは受けないで差別等につながらないようにすることが非常に大事だと思いますので、その点、十分御留意をいただきたいと思います。

その上で、事業復活といいますか、影響を受けている皆さんの関係ですが、国が行っている事業復活支援金は、先ほど言いましたように、個人が最大で50万、年間売上高１億円以下の法人で100万円というものです。しかも対象は、30％以上減少していなければならないと、こういうものです。業種によっては利益率が低いものもあり、減少率が１割、２割でも赤字になり、立ち行かなくなることも考えられます。

先ほど３月の補正でも1,375万円予算化するというお話がありましたが、その対象も事業復活支援金を、国の事業復活支援金を受ける業者に限られてしまいます。先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、ここはあくまでも30％以上減少していなければならないというところがあるので、10％、20％の業者の皆さんは外れてしまうと、そういうことになります。利益率の低い業者は、

やはり１割、２割でも少なくなった、そのことによって固定経費は変わらない、赤字になってしまう、そうしたこともあります。

そうした点で、まず第１点は、先ほど村長からも決意の表明もありましたけれども、このコロナ禍によって事業が立ち行かなくなる、操業停止、事業停止、中止に追い込まれる、そういう人が村内から絶対出ないようにしていく、こうした決意を村長から改めて示していただきたい。その上で、この事業復活支援金は、30％以上売上げが減少していないと出ないものですから、ここをやっぱりカバーする必要が村にはあるのではないかと思いますが、その点、いかがですか。お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

今、御指摘の点が３点あるかなというふうに思っております。

まず、子どもたちの接種につきましては、いろんな意味で十分な配慮をしろと、こういう御指摘だと思います。いろいろな差別に結びつかない、そういったことも十分配慮しながら実施してまいりたいと、このように思いますので、その点は十分に意識してまいりたいと、このように思っています。

次に、事業復活支援金なんですが、これは国の支援金を受けられた方を対象としておりますので、議員御指摘のとおりの点もありますが、実際に村内においてどのような業種の方が、どのような事業者の方が本当に打撃を受けておられるのか、その辺の把握も含めて、国の支援金を受けられた方に対して、今回の復活は御支援を申し上げたいというふうに思っておりますけれども、ただし、そこでもまだまだ本当に困っておられる方がいられるのかどうか、この辺につきましては、先ほど申し上げました、今度の臨時交付金につきましても、また十分にその中で検討してまいりたい、このように考えております。

そして、３点目としては、私の決意をという御指摘ですけれども、私も、今までの２年あまりの新型コロナウイルスによって村民の皆様の経済が少しでもあるということで全力を挙げてきたつもりであります。そして、その打撃を受けているのが基幹産業である観光業者、そういった方も非常に大きな影響を受けておられる。そういうことも含めて、改めて本当に困っておられる方に対して十分な何ができるか、先ほど言いましたように、体力は２年間で相当落ちておりますので、その辺も含めてしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で山嵜秀治議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。換気、消毒等のための休憩です。

会議は２時40分に再開をいたします。よろしくお願いします。

午後２時31分　　休　憩

午後２時39分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――１番　久保田雄吉議員。

○１番（久保田雄吉議員）

一般質問を行います。

高山村のライブカメラの運用についてです。

高山村のライブカメラは、以前は動画配信の運用になっていたと思うんですけれども、現在、静止画で個人が更新のボタンを押さないと画面が切り替わらないようになっています。これはどうしてこうなっているのか。また、動画の配信にならないかというような要望がありましたので、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮本総務課長。

○総務課長（宮本孝雄）

ライブカメラについてお答えいたします。

一般的にライブカメラは、風景などの映像をインターネット上でリアルタイムに配信するサービスで、主に観光地の様子や道路の渋滞状況、空模様などを動画、または一定間隔で更新される静止画によるものが多く、現在では広く全国に普及し、地方自治体のホームページなどでも公開されております。

このような状況の中、本村におきましても、時代に即した情報提供や、見やすく情報を得やすいデザインへの変更、さらには職員が容易かつ速やかに情報更新ができることや、イニシャルコスト、ランニングコストの削減などを目指し、平成30年度に村ホームページのリニューアルを行って、ライブカメラによる映像配信や速やかな情報発信に努めているところでございます。

現在、村で公開しておりますライブカメラは、ホームページをリニューアルした後の令和２年度に、役場及び高井橋を望む主要地方道豊野南志賀公園線の沿線や山田牧場の３か所に設置して、季節ごとの風景など村内の状況を閲覧していただくために、定点カメラによって静止画で配信しており、その情報は１分間隔で更新される設定となっております。

そうした中で、本村のホームページの閲覧状況を見ますと、本年１月以降は１日平均で400ビューの実績があり、これはホームページ閲覧数の４分の１程度を占めております。参考として、近隣市町村等のライブカメラの設置及び運用状況を申し上げますと、中野市が市役所屋上に設置したカメラは静止画で５分間隔での更新、須坂建設事務所が高井橋付近に設置したカメラは静止画で10分間隔での更新など、自治体によって更新される設定時間等は異なりますが、運用は本村と同様に静

止画での配信が多く見受けられます。

そこで、動画による映像配信についてのお尋ねでありますが、議員お話のとおり、ライブカメラの映像を動画により配信することは、臨場感が増し、観光宣伝にはより効果的であると考えられます。しかしながら、ホームページ上、リニューアルする際の目的の一つであります経費節減の観点からは、ライブカメラの映像を動画配信に変更するためのサーバー更新や回線の入替えなどで、少なくとも300万円以上の経費が見込まれることに加え、松川渓谷や笠岳を中心とした風景を配信している本村のライブカメラは、映像内の動きが少ないことなどから、動画配信によるメリットは享受しにくいものと考えられます。

さらに、閲覧される方にとっては、多額の通信料が発生するおそれがあることなどから、ホームページ上での公開につきましては、現在の静止画による運用を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、役場に設置してあるライブカメラの映像についてのお尋ねでありますが、役場から見える善光寺平の夜景や北アルプスの眺望は大変すばらしく、魅力的であることは十分認識しておりますが、その部分に特化して配信する場合、先ほど申し上げました、季節ごとの村の風景などを閲覧していただくという設置目的には異なってしまいますことから、現在の運用を基本に据える中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

したがいまして、本村の魅力を発信し、多くのファンをつくることは、今後の村づくりにおいて極めて重要でありますことから、ライブカメラを有効に活用するとともに、あらゆる機会を捉えて観光のＰＲに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○１番（久保田雄吉議員）

山田牧場ですけれども、あれ、スキー場ですよね。よそのスキー場を見ると、ライブ配信が結構ありまして、ライブ配信のあるところは臨場感があって、これから私も行ってみようかなと、そういうような気持ちになると思います。

それと、以前にライブであったのに静止画に切り替えたということは、そのときにまたサーバーを入れ替えたりとかそういうことをなさっているわけでしょうか。わざわざお金をかけて静止画にされたということでしょうか。よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮本総務課長。

○総務課長（宮本孝雄）

今、山田牧場のお話がございました。今、須高ケーブルテレビは有線でありますので、高山村民チャンネルではこの３台のライブカメラも全部臨場感あるライブ放送になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ホームページ上の動画というのは、御覧いただく皆さんの料金が高くなってしまうということもございます。そんなことから、本来であればこちらのほうでもいろい

ろお金をかけてそういう臨場感のある画像にしていくということも１つでありますけれども、それには申し上げましたように、多額の費用がかかってくると。以前動画であったものが、今回の更新で定期的な更新になっているではないかと、こういう御指摘でありますけれども、これはホームページリニューアルする際に、今の申し上げましたように、サーバーの更新も当時行いました。さらに、今回それを見直すということになると、そこにプラスアルファで多額の費用がかかってくると、こういうことになります。

また、サーバーの機能によっては、あまり優秀なものでないとこの映像が乱れるとかそういうことにつながってまいりますので、これはお金をかけるんであれば、相当なお金をかけなければならないということでありますので、自治体のできる範囲、財源が決まっておりますので、費用対効果の中で十分検討させていただいた結果であると、このように御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――１番　久保田雄吉議員。

○１番（久保田雄吉議員）

ただいま視聴するほうでお金がかかるから、そういうことも考えたということをお聞きしましたけれども、見ているほうは今お金かけてそれを見ているという感じの人はあまりいないんじゃないかと思うんですけれども、インターネットを接続している人はもうその範囲で別に余計な料金が発生するわけではないと思うんですけれども、それはそれでいいんですけれども、あと、私最近というか、小布施の人から聞いたんですけれども、高山村は毎晩ルミナリエでいいねというふうに聞きました。神戸ルミナリエってありますよね。阪神大震災の犠牲を忘れないとか、あるいは鎮護といいますか、そういうことで、年末、12月に10日間とか、あるいは２週間、イルミネーション、電球40万個とかつけて、そういうイベントをしているようです。その費用を聞きますと、５億円かけているということです。これは企業の協賛金とかいろいろだと思います。５億円かけて、そして電気代が400万円だそうです。たった10日や２週間でそれです。しかも昼間行くと電気が消えていて、楽屋裏みたいでつまらないというか、興ざめするような、そういう状況らしいです。でもそれでも神戸を発信しようという、そういうことだと思います。

全国に夜景のすばらしいところはたくさんあります。北海道の函館とか、あるいは長崎とか、長野県でも姥捨の夜景とか、長野県でも何か所かノミネートされておりますが、この高山村は入っておりません。昨年私は村議会議員の選挙に携わらせていただいて、村内くまなく歩きました。夕方、赤和、久保、それから役場の辺とかはもちろんですけれども、坪井へ行ってもすばらしい夜景が目の前に広がるではありませんか。私たちは毎日こういうところにいると、当たり前だと思っていますけれども、長野県内でこんなすばらしい夜景のあるところはそんなにはないはずです。そして、この夜景は姨捨の夜景にも勝るとも劣らないものだと思います。長野県の中でも、夜景と言えば高

山村の夜景も入るねというふうに、そういうふうになってもらえるだけの観光資源というか、自慢のものではないかと思います。

現在、ライブカメラというのは、例えばウクライナあります。毎晩キエフから、ライブで一日中放送されております。私も時々見ます。キエフでももう世界中どこでも料金関係なく見られるんです。ニューヨークも見られます。ロサンゼルスも見られます。渋谷のスクランブル交差点も見られます。そういう時代に来ております。

今、テレビ放送はＣＭががた減りだそうです。もうＣＭはインターネットのほうへお金が移っていくようです。新聞社も年々部数を減らしております。これからの時代は、私たちが映像を発信する、そういう時代になっていくわけです。昔は、私たちは毎日携帯電話を持って歩くということは想像もできない時代でありました。でも今は当たり前です。これからは私たちが放送したい番組をつくって、インターネットで放送する、いわゆるユーチューバーですね、そういうのが普通にできる時代になってきました。世界中が普通にお茶の間のテレビに映る時代が来ているんです。

今、販売されているテレビも、チャンネルにちゃんと最初からユーチューブがついているテレビもあるそうです。世の中はそういうふうに変わってきております。この高山村のすばらしい観光資源を、それほどお金をかけずに世界中に発信できるのではないかと考えております。せめて高山村にあるカメラ１つ、北アルプス、あるいは善光寺平の夜景のほうにしっかり向けていただきたいと思います。今は雁田山のほうが３分の１ぐらい入っていて、ちょっと残念だなと思うわけです。観光宣伝にも高山村のすばらしい夜景を一つ観光の目玉に入れていただいて、そういう気持ちで発信していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で久保田雄吉議員の質問を終わります。

――――――７番　黒岩清道議員。

○７番（黒岩清道議員）

通告に従い、大きく分けて２つの質問をさせていただきます。

１つ目の質問は、先ほども勝山議員からもありましたが、高山村の公共交通についてであります。

村民の足である公共交通ですが、現在、長野電鉄維持及びまた存続を図りながら、ワゴン車によるふれあい号、また、それと併せてデマンドタクシーの三本立てて平成30年10月より運行されています。しかし、地区によって利便性に差があると、この差が大きいと思われます。

高井地区の方々では分からないことかもしれませんが、牧地区や山田地区からは、役場に行くにも乗り継ぎが必要なんです。なぜ乗り継ぎが村の中心の役場でなく、平日定休日のあるＹＯＵ遊ランドなのか。村民や観光客、利用する方々からは利用しにくいと意見を聞きます。特にお年寄りは医者や買い物に行くときに、バスを使わず家族や知人にお願いするという御意見を多く聞きます。しかし、これからは高齢化が進み、免許返納が多くなり、出歩けない、交流できない、交通弱者が

増えると想像します。村の総合計画でもスローガンとして、ずっと住みたい、また訪れたい、そう思っている高山村としては、大問題ではないかと思います。

昨年の畔上議員の一般質問でも、路線バスの維持や補助金、村の負担金などを含め、令和５年までは検討が難しいという答弁がありました。しかし、行政目線ではなく、村民に寄り添う、村民目線での話し合いや検討、研究を今から進めなければならないと思っています。

国の公共交通の規制も緩和されています。地域公共交通利便増進事業の増設では、いろいろな面で変化が起きています。また、県内外の市町村では、町営、村営などのバスにしたり、長野県でもある村では、買い物に行くにも非常に利便性をよくするために、週一回、定期バスを出しています。また、国の申請が要らない、料金を無料にするという取組をしているところもあります。また、規制緩和などにより、福祉車両、またはスクールバスなどを併用した形を取っている市町村もあります。また、住民の力を借りる、または住民の自家用車を使う、住民に運転手をしてもらうなどの形で運行している事例も数多くあります。

そこで、２つの質問をいたします。１つ目は、勝山議員と質問が重なるんですが、この３年間の利用状況と補助金はどのようになっているのか、この状況を教えていただきたい。

２つ目は、利用者目線での公共交通の在り方、また、進め方、こういう研究なども今から必要ではないかと思われますが、村としての御意見をお伺いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

高山村の公共交通についてお答えいたします。

村では、平成30年10月に新たな公共交通サービスを開始してから３年あまりが経過いたしました。そこで、公共交通システムの見直しにつきましては、先ほど勝山議員からの御質問にもお答えさせていただきましたが、この新たな公共交通サービスを始めた経緯につきましては、バス利用者の急激な減少に伴い、長電バスが山田温泉線からの撤退を検討される中で、村ではこの路線バスの維持存続を図るために、公共交通を再編させていただいたものであります。

この再編に当たっては、幹線となる山田温泉線を運行する区間について、これまでの終着点となる山田温泉から採算性がある程度見込める保健福祉総合センター、もしくはＹＯＵ游ランド付近までとしたい旨の意向が長電バスから示されたことを受けて、村では現在進めているにぎわいの場構想の一角となるＹＯＵ游ランド周辺を、今後買い物や談話ができて過ごしやすい空間の地域交流拠点として位置づけしていることなどから、ＹＯＵ游ランドを乗り継ぎ拠点として、牧区及び奥山田地区は支線交通を運行することとさせていただいております。

したがいまして、当時の再編によって牧区及び奥山田地区の皆様には、乗り継ぎが生じて大変御不便をおかけしておりますが、乗り継ぎによる待ち時間が発生しないよう、時刻表の設定に当たっ

ては十分配慮させていただいております。

一方、路線バスの運行本数につきましては、再編前の１日41便から、再編後は１日30便に減便となっておりますが、少なくとも１時間に１本は運行するよう配慮させていただいております。

こうした中で、実際にバスを利用されている奥山田地区の高齢者の方からは、乗り継ぎはそれほど苦にならないといった感想や、料金が大幅に安くなって助かったとのお話もお聞きしているところであります。そこでまず始めに、３年間の利用状況と補助金についてのお尋ねでございますが、まず、幹線交通である長電バス山田温泉線の利用状況につきましては、長電バスに確認したところ、乗降調査を行っていないので正確な人数は把握できていないため、単純に売上げ料金から推計しますと、平成30年度は年間で約14万人、令和元年度は約８万7,000人、令和２年度はコロナ禍の影響もあって大幅に減少し、約５万5,000人との報告をいただいております。

これに伴う長電バスに対する運行補助金は、令和30年度が1,841万円で、令和元年度は1,444万7,000円、令和２年度は1,131万4,000円でございます。なお、令和２年度につきましては、コロナ禍で売上げが大幅に減少したことなどから、国から長電バスに交付金等が支払われたため、村の負担額は減少しておりますが、令和３年度につきましても、２年度と同様に国の助成が行われるものと伺っております。

一方、朝、夕の混雑時に長電バスへ委託している牧奥山田線の支線分の利用状況につきましては、平成30年度が約3,000人で、令和元年度は約7,000人、令和２年度は約2,000人で、この支線分にかかる運行委託料は、平成30年度が402万3,000円、令和元年度は1,000万円、令和２年度は1,167万5,000円でございます。

また、支線交通の牧奥山田線、ふれあい号につきましては、平成30年度が1,430人で、令和元年度は2,441人、令和２年度は1,558人で、運行委託料は平成30年度が612万7,000円で、令和元年度は1,205万2,000円、令和２年度は1,211万7,000円でございます。そのほか、高井中山乗合タクシー利用状況につきましては、平成30年度が400人で、令和元年度は435人、令和２年度は302人で、運行委託料は平成30年度が160万6,000円で、令和元年度は156万8,000円、令和２年度は110万2,000円でございます。

次に、利用者目線での公共交通の在り方、進め方についてでございますが、村ではこのたびの公共交通の再編に当たっては、利用される皆様の状況等を十分に調査するとともに、御意見等をお聞きした上で、利用者目線に立って計画を作成させていただいたところでございます。

しかしながら、再編計画におきましては、幹線となる路線バスを維持・存続させることを基本に据えてシステム設計しており、支線交通はあくまでも幹線交通を補完するためのものでありますことから、現段階では大幅な見直しは難しいものと考えております。

仮に現在の路線バスに加えて、村単独の村営バス等を運行した場合、恐らく路線バスを利用される皆さんが減少し、さらに村の赤字負担が増加することに加えて、一番重要な安全性が担保できる

かが懸念されるところでございます。また、支線交通の１つである高井中山乗合タクシーにつきましても、地区内をバス等が走らない、いわゆる交通空白地帯を運行する交通機関として国の補助金をいただいており、新たにバス路線が運行している牧区及び奥山田地区を運行した場合、国の補助金が受けられなくなることも考えられます。

こうした中で、現在の高山村地域公共交通網形成計画は、令和５年度までの７年間の計画となっておりますことから、令和４年度から検討に入ってまいりますが、その際に幹線交通の在り方も含めて見直しをさせていただきたいと考えております。

したがいまして、現段階において長電バスからは、次期計画がスタートする令和６年度以降の意向は示されておりませんが、村といたしましては、路線バスの維持存続の必要性も含めて検討を行うとともに、必要に応じては路線バスに代わる新たな交通システムについてもシミュレーションをする中で、真に利用される皆様からの御意見等を十分にお聞きしながら、安全・安心な公共交通システムの構築を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――７番　黒岩清道議員。

○７番（黒岩清道議員）

今答弁いただきましたけれども、本当に利便性のことを考えたり将来のことを考えていったときに、いろいろなことを考えなければいけない。その中で、長電を維持する、存続するということも当然考えの中には入っていかなければならない。補助金の関係も入っていかなければならない。また、今路線バスと並行して走る場合は、料金の問題があって、規制をしていたんですが、これも緩和されてきていますので、そういうところも含めて、ほかの市町村、長野県でいけば朝日村とかそういうところも、正直検討するに３年かかっています。ですから、６年からやるとなると、もう逆に言うと今からやらなきゃいけないと思うんですが、その辺、来年度から進めていくような方向で考えているのか、再質問いたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

いずれにいたしましても、この今の計画が令和５年度までとなってございますので、４年度、５年度で真剣に検討していかなければ、新年度からの計画に間に合わないということでございますので、新年度からは検討に入らせていただきたいと考えております。また、新しいシステムにつきましては、何よりもまず第１に、安全性について一番大切に考えながら、新たなシステムについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――７番　黒岩清道議員。

○７番（黒岩清道議員）

本当に安全面が一番というのが本音でございます。ただ、またいろいろな面で検討をしていく中で、いろんな研究をいろんな方々としていただきたいなと思って、次の質問に移りたいと思います。

２つ目の質問です。２つ目は、役場の職場内の雰囲気についてであります。これは先ほどの沖島議員とダブるところもあると思いますが、通告に従い質問いたします。

役場とは、高山村の顔だと思います。村民のために働く職員は村の顔だと思いますが、しかし、私が議員になる前から、村民からは、役場の雰囲気が暗い、どの窓口に行けばいいのか、職員に声をかけづらい、対応が暗いなどの声が聞かれます。先ほどの答弁でもありましたように、パソコンに集中し過ぎているのか、またはこの２年間、特にコロナ感染予防のパネル越しの影響なのか。職員は村民のために働いているはずですが、仕事にあおられて周りが見えない職員が増えているような雰囲気が心配になります。

また、仕事にあおられて後輩を育てるという意識が薄れているようにも感じます。よく子どもは親の背中を見て育つと言います。同じように、部下は上司の背中を見て育つのではないでしょうか。これは１つの要因としてある企業からの話を聞いたものですが、定年後の再雇用の考え方について、企業とすれば、技術や技量のある人を再雇用することは、企業の安定を考える上で大変メリットがあります。その反面、部下が育たず、やる気が下がるというデメリットもあることも事実です。長い目でよい企業、また、力強い企業にするためには、指導する立場、相談役に再雇用として企業のために働いていただく、こういうことをある企業からお聞きしました。

また、役場に入って皆さんがどこの窓口に行けばいいかというところの１つの案としても、よく商店に入るときに、入店するときに自動ドアが開けば、音声で知らせる、これは店員に意識するという観点から、非常に工夫されているというのは、皆さんも日常で分かっていると思います。そういう工夫をされているところもあります。しかし、役場職員はどうでしょう。でも頑張っている人はたくさんいるんです。ですが、役場の雰囲気が暗い、活気がない、この声は移住・定住を考える人たち、また、都会に出て地元に帰ろうとした学生たち、そういう人たちには村としては非常にマイナスだと思われます。

そこで、今後、元気な明るい高山村をつくる、村民の声をどう受け止めていくのか、村としての考えをお聞きいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

役場の職場内の雰囲気についてお答えいたします。

先ほど沖島議員へお答えしました内容と重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

ただいま議員が、役場とそこに働く職員が高山村の顔であると言われましたが、私も全く同様の意見であります。そのためには、職員には心身ともに健康な生活を送るとともに、明るく風通しのよい職場環境をつくるためにも、機会あるごとに職員との対話にも心がけてまいりました。また、職員の態度や窓口対応が悪いといったお話を耳にしたときは、接遇やマナーの大切さについて、副村長あるいは各課長等から直ちに職員に周知を図るよう指示してまいりました。

しかしながら、いまだに職員１人１人に十分浸透できていないことに対して、大変残念であると痛感しております。改めて村民の皆様に目を向けた業務であることを肝に据えて、全ての基本となる気持ちのよい挨拶の励行に努めてまいりたいと考えております。

そこで、役場の雰囲気が暗い、あるいは活気がないとの声をどのように受け止めているかとのお尋ねでありますが、私は職員１人１人がこの村にとって大きな財産であり、宝でもあると考えており、時には大変頼もしく感じております。しかしながら、本村のような小さな自治体では、職員１人１人が幾つもの業務を担当しておりますことから、十分注意を払ったつもりでも、多忙な中で人為的なミスが生じてしまう恐れがあります。

このようなことから、職員は常に業務に専念しなければならず、この姿が暗く映ったり活気がないように思われ、村民の皆様の声として反映されているのではないかと受け止めています。

したがいまして、先ほど沖島議員へも答弁させていただきましたが、やはり何と言いましても、物事の始まりは全て挨拶に始まりますことから、気持ちのよい挨拶に心がけるとともに、接遇やマナーなどの基本的な教育が必要であると考えておりますので、常に活気のある明るい職場づくりのためにも、今後とも風通しのよい職場環境に配慮するとともに、村民の皆様の声に耳を傾けて、村民の皆様に寄り添った行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――７番　黒岩議員。

○７番（黒岩清道議員）

本当に挨拶は大切だと私も思います。一番最初にきれいな挨拶をされると、その後の対応、ごたごたに回っても意外とうまくいくものなんです。しかし、実際には、その挨拶が遅れたり、そういうことがあります。

先ほども、商店によっては入店するときに音声でというのはあります。これ、教育委員会とか公民館に行ってもらうと、公民館の自動ドア入りますと、検温計が非常にいい音がします、ピコンて感じで。あのときに教育委員会の職員て、意外とそこ見るんです。要するに、ちょっとした音声でもいいですので、それがあるだけでも、逆に村民が来た、誰かが来たということで意識する。そうすると、始めの一言目の挨拶というのが自然と早く出る。これは非常に対応が早いねという村の印象にも変わるように思います。また、マスクもしていますので、意外と笑顔というのを忘れてきま

す。でも、口ほどに目は物事を見ていますので、また目の動きだけでも非常によく分かります。そんなことも含めて検討していただければと思って、再質問しています。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

再質問なんですが、挨拶ということで受け止めさせていただきます。挨拶は一日の始まり、あるいは一日の終わり、あるいは人との接触の始まり、あるいは人との別れ、いろんな意味があります。挨拶とは何だということで見たときに、ただおはようございます、さようならと、これは挨拶ではない。そんな中にいろいろな意味が含まれると、こういうふうに思っております。私も職員朝礼でそういう話をしています。

例えば朝の挨拶のときには、今日もよろしくお願いねと、あるいは夕方には、一日ありがとう、あるいは明日またよろしくお願いと、そういうふうなものが付随しているのが挨拶だというふうに思っております。

また、同じく職員朝礼の中でも、挨拶のことで申し上げますと、朝、家を出るときに、行ってきますと、こういうことを言わなかったために、一日気分的に優れなかった。あるいは、朝家族の中で挨拶しなかった、このことが職場へ行っても気になったと、こういうふうなお話をさせていただきました。全て挨拶に始まり、挨拶に終わる。これは黒岩議員の言うとおりでございます。これは自然に出てくる、こういうふうなものと思いますので、そういう雰囲気づくりをこれからも実施してまいりたいと思いますので、これからも実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――７番　黒岩議員。

○７番（黒岩清道議員）

すみません、再質問がうまく伝わらなかったと思います。

もう再質問ではありませんけれども、先ほどの公民館の入り口の音声というだけでも、前にあった沖島議員のＢＧＭじゃないですけれども、ちょっとピンと音がするだけでも職員が意識する。先ほどの村長の意見の御答弁の、挨拶をするというのは、挨拶を受けてから挨拶をするのじゃなくて、こちらから言う。逆に言うと、職場の中で村民にいらっしゃいませと先に言えるかどうかが、気持ちをよくするかしないかの違いだと思います。そんなことも意識しながら対応していただければと思います。

質問は以上で終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会議を開きますので、定刻に御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでございました。

午後３時25分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年３月８日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　山　嵜　秀　治

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

令和４年第２回高山村議会３月定例会一般質問目次

令和４年３月９日（水曜日）

８番　湯本辰雄議員　……85
子どもの医療費について
同性パートナーシップ制度について

６番　髙井央葉議員　……93
移住定住対策について
高校生通学補助について

３番　滝澤　聖議員　…… 101
松川及び支流河川の河畔林整備について

令和４年第２回高山村議会３月定例会会議録（第３号）

令和４年３月９日（水曜日）

議　事　日　程

日程第１　一般質問

本日の会議に付議した事件

１　一般質問

質問した者

８番　湯　本　辰　雄　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　黒　岩　清　道　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　柴　田　弘　男　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事 務 局 長　荒 井 孝 浩　　書　　記　槇 田 和 子

午前10時00分　開 議

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

――――――８番　湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

おはようございます。

通告に従いまして、質問いたします。

初めに、子どもの医療費についてお聞きします。

12月議会において、子ども医療費の完全無料化を求めました。答弁では、子育て施策は村の重要課題だと思っている、保育料の無償化、学校における給食費の軽減、また、子育てセンターの施設の充実など総合的な観点から行ってきている、子育て施策は医療費のみならず、時には保護者の意見を聞きながら、村では総合的な判断をしながら、自己負担金500円を頂いて進めていきたい、というものでした。

自己負担金は、平成15年から県と市町村で設置した福祉医療制度のあり方検討会で、福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に支え合う一員であることを受益者に自覚していただくため、医療費の一部を負担することが適当であるとした提言を受け、本村では、県、市町村、受給者の三者で共に支え合うという制度が定着していると答弁されました。

ところで、平成20年度に、あり方検討会で受給者負担が、医療給付費の増大に対し税収の伸びが追いつかないということが出され、本村では平成21年に300円から500円に増額されました。このとき、小布施町など15自治体では変更せず現在も300円を続けているということがあります。

さて、先の議会で、現在県内で11自治体が完全無料化を実現されている旨の答弁がありました。ある機関が行いました完全無料化を取り組んでいる自治体へのアンケートによると、「受診しやすくなったため、軽症で受診すれば重症化を抑えられる」や「子育て世帯への経済的な支援となっている」住民から「窓口無料化のため助かっている」との声を掲載しております。３年にわたるコロ

ナ禍の中で、子どもたちはストレスを抱え、子育てのための費用は増加し、家族と共に緊張状態が続いています。受給者負担500円は、受給者の理解を得て定着しているとの答弁でしたが、改めて、子どもの医療費の完全無料化を令和４年度会計に反映されることを求めます。

答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

おはようございます。

それでは、子ども医療費についてお答えいたします。

村では、令和２年３月に策定いたしました高山村総合戦略の中で、４項目からなる基本目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとした目標に向かって、子育てしやすい環境の充実と子育て世帯への経済的支援の充実に努めているところであります。

そこで、子ども医療費の窓口完全無料化についてのお尋ねでございますが、これまで本村では、議員お話しのとおり、子育て世帯への経済的支援の一つとして、18歳までの子どもさんを対象にかかった医療費の自己負担分のうち、１レセプト当たり500円を受給者の皆様に負担していただいております。

この受給者負担金の考え方につきましては、既に議員も御承知のとおり、県と市町村が共同設置した福祉医療制度のあり方検討委員会の提言に沿って創設されたもので、この制度を持続可能なものにするために、県、市町村、受給者の三者で共に支え合うことでこの制度は成り立っており、令和３年４月時点で、受給者負担金制度を導入している県内の自治体は77市町村のうち、本村を含む86％に当たる66市町村でございます。

そうした中で、現在のコロナ禍により、子育て費用が増加し、精神的に不安定になっている子どももいるのではないかとの御指摘でありますが、国では、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策として、新型コロナの影響が長期化する中で、子育て世帯に対して子ども１人当たり10万円の給付を行うとともに、生活、暮らしの支援として、住民税非課税世帯を対象に、１世帯10万円の給付を行っております。

さらに、国では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、子ども１人当たり５万円の給付を行っておりますが、村では、この制度に加えて単独事業として、同様の対象世帯に対して子ども１人当たり５万円を上乗せしておりますことから、合わせて10万円が給付されている状況であります。

このように、コロナ禍における子育て世帯に対する経済的な支援は、個々の家庭の状況に応じて行われているものと考えておりますが、精神的なフォローにつきましては、今後、教育委員会と連携を図りながら対応させていただきたいと考えております。

したがいまして、現在の福祉医療制度は、受給者の皆様の御理解をいただく中で、これまで受給対象範囲を拡大しながら制度を充実させてきたもので、県、市町村、受給者の三者で共に支え合うという制度の趣旨が定着しているものと考えております。

このため、村では、引き続き受給者の皆様の御理解をいただく中で、現行どおり500円の御負担をいただきながら持続可能な制度として維持してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――８番　湯本議員。

○８番（湯本辰雄議員）

はい、再質問します。

ただいまの答弁で、一つは、コロナによって10万円の支援ということとか５万円の支援、これは承知もしておりますが、やはりそうはいっても、このコロナがずっと続くというのは大変困る話で、必ずいつかは止めないといけないということになるかと思います。

そこで、私は完全無料化を実施しているある自治体、11自治体のお住まいの方に少し聞きました。

ある東信の方にお住まいの方は、そこの市長さんは、従来から子育てには大変気を配ってらっしゃるということで、十分な手当てをしないといけないなという思いがあって、十数年も前から無料化をしているということをおっしゃっておりました。

また、そのほかの方も、市長さんの判断で行っているという自治体もありました。

また、ある南信のほうの方ですが、これは３年前に国保が経営移管に伴って国保基金を取り崩すことによって無料化ができるという役場の課長さんはじめ、職員の皆さんからの進言もあって、基金を取り崩して行っているということをおっしゃっておりました。そこで、その自治体においては、住民の方が病院に行って医療費を払わなくてよかったと、そのまま帰るというようなこともありまして、住民の皆さんからは大変な反響があったということもおっしゃっていました。

また、村内のある親御さん、ちょっと話が無料化そのものの話ではありませんが、子どもさんが病院にかかったと、医療費が500円の負担ということで大変ありがたかったとおっしゃっていました。しかし、薬代については、処方の仕方もありますが、500円の支払いをしましたら無料化にしていただいた部分が少ないというようなこともありまして、なかなかありがたみというのは感じなかったというようなこともおっしゃっておりました。

私は、先ほどの南信の方の方の住民の話ではありませんが、たとえ500円であっても支払わなくて帰れるというのは大変大きなインパクト、行政サービスとしての印象が大変大きくなるものではないかというふうに思っています。そして、本村の場合、約年間7,000件から8,000件というふうに聞きました。そうしますと、おおよそ400万円ぐらいの負担ではないかというふうに思っております。財源はいろいろあるだろうというふうに思っておりますが、やはり、先ほどの国保の基金がお

およそ１億2,000万円ほどあります。これも活用すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。村長の決断も含めて御答弁お願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

はい、とりあえず、私のほうから先に再質問について答弁をさせていただきますけれども、国保の基金もというお話いただきました。ただ、国保の基金につきましては、あくまでも国民健康保険に加入している世帯の皆様の保険料で貯ってきている基金でございます。この福祉医療につきましては、当然高山村の全お子さんが対象となっておりまして、国民健康保険の世帯だけではないと、社会保険に加入されているお子さんも当然対象となってきていると、そういった中で、国保の基金を充当するというのは少し問題があるのではないかなと私は考えております。

また、子育て全般に係るいろいろなケアにつきましては、いろいろな形の中で村としては対応してきておりまして、この受給者負担金の制度につきましては、村単独で考えていくことではなくて、やはり、県と今一緒に負担を求めている市町村みんなで、この制度の在り方について、今後、十分に検討していくべきではないかと私は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

国保ですけどね、在り方について改めて考えてみますと、これは議員も御承知のとおり、今までは各自治体で行っていたのですけれども、なかなかその維持が難しいということで、県が総合的なということで、現在、どこの県もそうですけれども、全体として取り組んでいるという状況にあると、これはなぜかというと、この国民健康保険税を継続するためには健全な財政負担と、そういうふうなものをやるためには何が大事かというと、皆さんに負担していただいて、御理解いただきながら負担していただき健全な財政負担をするというのが国保税の基本的な考え方であろうというふうに思っております。そういった点では、１レセプト当たり500円を御理解いただき、健全な国保税を図っていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

議員の皆様に申し上げます。再質問に当たっては、質問者が最初に答弁者に通告してください。よろしくお願いします。

――――――８番　湯本議員。

○８番（湯本辰雄議員）

再々質問いたします。

広報高山のおととしの３月の段階で6,979人の人口でした。昨年の３月では6,844人と、今年の３

月はまだですので２月の時点で6,720人ということで、毎年100人強という人口が減っているというのが実態です。ここ数年の出生数、これは平成25年は47人ありましたが、平成30年は28人、令和元年としては35人、令和２年は20人、今年度も１月までと聞いていますが、20人ぐらいということで聞いております。子どもさんの出生数が極端に増加することは、今後なかなか厳しいかなというふうに思っておりますが、様々な子育て支援あると思いますが、できる施策はやはり、500円というような話ではなくて、ゼロにするという、完全と、実施というようなことも大事ではないかというふうに思っています。改めて、お答えお願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮川村民生活課長。

○村民生活課長（宮川裕明）

議員さんおっしゃるとおり、毎年お子さんの出生数、明らかに減ってきております。そういった中で、最終的には、村全体の中でお子さんの占める割合というのは相当数小さくなっていくものであろうということは承知しております。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、この福祉医療制度につきましては、村単独で考えていくのではなくて、やはり、県、それから、連携した市町村一体となって今後の在り方というものを検討していくべきだと私は考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――８番　湯本議員。

○８番（湯本辰雄議員）

それでは、次の質問に移ります。

同性パートナーシップ制度についてお聞きします。

２月８日の信毎の社説によりますと、松本市など全国で146自治体が導入、全人口の４割以上をカバーした。県内でも、松本市が昨年に導入した。駒ケ根市が今年４月から、長野市なども検討している。公営住宅への入居が可能になったり、病院でパートナーの病状説明を受けたりできる。しかし、制度の導入が広がっているわけではないので、制度がない自治体に移動した場合は、制度が受けられなくなります。同性婚の法制化が解決策ですが、早期にパートナー制度を導入されることを求められる、としております。

私はこの記事から、自分の将来はどうなるのか、村外で暮らしている子どもは帰ってきてくれるか、もし一人暮らしになったらどうか、元気なときはなんとかなるだろうが、自立した生活ができなくなったらどうするか、高齢化社会への不安はこのようにつきません。このようなことを考えたときの記事でありました。

さて、同性パートナーシップ制度とは、国や自治体がＬＧＢＴなど性的少数者の権利を守り、差別を禁止する公的制度を導入し、独自の証明書、パートナーシップ証明書というものを発行するこ

とで異性間の婚姻と同様な行政民間サービスや社会的配慮を受けやすくする制度、同性間の婚姻を認める同性婚とは制度が違います。婚姻は異性間にだけ認めるという現在の法制度を維持したまま、同性カップルにも婚姻カップルと同様の権利やサービスを与える仕組みといえます。

世界では、1989年デンマークで初めてパートナーシップ法が制定され、これが欧米で広がり、さらに、同性の婚姻を認める同性婚制度への導入へと発展した。2020年時点で、オランダ、カナダ、イギリスや台湾などが同性婚を認める法制度を整えている。日本では2015年、平成27年、東京都渋谷区と世田谷区がはじめてパートナーシップ条例を導入し、その後、自治体主導で全国に広がった。2020年、令和２年です、11月時点で、大阪府、茨城県、札幌市、那覇市など、全国60超の自治体が導入している。公営住宅や賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付添い、携帯電話料金、運賃、入場料などの家族割引、生命保険金の受け取りなどについて婚姻カップルと同様なサービスを受けられる。証明書発行無料とする自治体や事実婚の異性カップルにも制度を適用する自治体もある。ただ、日本政府は、パートナーシップ制度の法整備に慎重で、異性間の婚姻時に保障される税制や社会保険の優遇措置の同性間への適応などについては認めておらず、性的少数者の包括的な権利保護にはつながっていない、と矢野さんという方がネットに掲載しています。

私は、高齢化が進む社会において、扶養者、介護者がいない一人暮らしを迫られる方の将来はどうでしょうか、たとえ親族でなくとも、性別に関係なく気心が知れた二人で共同生活ができたら、お互い助け合って元気に生きていくことができると思います。現在の憲法、国保、介護保険などの各種制度だけでは、元気なときは問題ありませんが、病気がちになったり、自立できなくなった場合どうでしょうか、最悪の結果も想像されるとき、同性パートナーシップ制度により、公的住居の入居や病院での治療方針の決定などに対応してもらえれば、心強くして生きていけると考えます。身近に親族がいない者同士、同性でも異性でもお互い協力して生活できることは、将来に向かって元気に暮らせる力となります。これが県全体で制度化されれば本当によいと思います。

私は、本村でも今後の高齢化が進む社会、扶養者や介護者がいない方々が困らない村づくりのために、今後必要なものの一つとして、同性パートナーシップ制の創設を求めます。いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑人権推進室長。

○人権推進室長（教育次長）（山﨑久志）

同性パートナーシップ制度についてお答えいたします。

同性パートナーシップとは、自治体が、独自に性的少数者であるＬＧＢＴＱなどの同性同士の二人に対して、結婚に相当する関係と証明し、公営住宅への入居や病院における手術に対する同意などのサービスや社会的配慮を受けやすくする制度で、平成27年に全国に先駆けて東京都の渋谷区と世田谷区で導入されました。

しかしながら、両区ともこの制度のタイプが異なっていることから、渋谷区型と世田谷区型に分類され、条例で規定し、公正証書が必要となり、手続に１週間程度の時間を要する渋谷区型と、要綱で規定し、区に対してパートナーであることを宣誓し、即日書類が交付される世田谷区型があり、全国的には世田谷区型を導入している自治体が多いようであります。

また、この制度は、国が定める法律に基づくものではないことから法的拘束力がないため、税制上の配偶者控除や遺族年金などには適用されないこととなっております。

そのような中で、都道府県の導入状況を見ますと、茨城、大阪、群馬、佐賀、三重の５府県がこの制度を導入しておりますが、東京都は、多様な家族の在り方に対する社会の理解が広がっている点を背景に、当事者からの請願が採択され、令和４年度中にこの制度を導入すると表明されております。

一方、長野県におきましては、現時点でこの制度は導入されておりませんが、県の人権政策審議会において人権政策推進基本方針の改定に向けて議論され、その中で、制度の導入も含め具体的な支援策なども併せて検討されるとお聞きしております。

また、県内市町村の状況につきましては、松本市が既に昨年４月から導入されておりますが、本年４月からは駒ケ根市が予定されており、さらに、長野市や辰野町、須坂市におきましても導入に向けて検討されているとお聞きしております。

そのような中で、一般的にパートナーシップの証明は、家族に近い形で扱われることが期待されているため、行政や企業で男女の夫婦と同等の対応を求めるものとなっており、性的少数者には様々な形があるため、当事者の性的指向、性自認にかかわらず利用可能とした制度となるよう、より多様な形に応える制度が増えております。

そこで、「本村でも他の自治体と協力しながら、同性パートナーシップ制度の導入について」の御提言でありますが、同性パートナーシップ制度は、多様な性の存在を認める意義は大変大きいものがあると思われます。

したがいまして、村といたしましては、個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、個性や能力が発揮できる社会の実現のためにも、県をはじめ近隣市町村の状況や先進事例などを参考に、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――８番　湯本議員。

○８番（湯本辰雄議員）

再質問いたします。

昨年から始まりました松本市のパートナーシップ宣誓制度というものがホームページに掲載されておりましたので、紹介したいと思いますが、宣言文には、「松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮ら

しながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指す」として、目的は、「松本市パートナーシップ宣誓制度は、人生のパートナーシップ関係にある二人の宣誓を市が受け止めることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待するとともに、地域社会にＬＧＢＴの方への理解が進み、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現を目指す」とされています。

それで、この宣誓に要件が２つありまして、互いに人生のパートナーとして相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方、または双方が性的マイノリティである二者の関係。２番として、パートナーシップにある者同士が、市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うということであります。そして、５つの条件があります。成年に達していること、いずれか一方が市民であること、または、市内転入を予定していること、また、配偶者がいない人、宣誓者以外の方とのパートナーシップの関係がないこと、宣誓者同士の関係が近親者でもないこと、がありました。

さて、この制度について、国は一切、先ほどの答弁でもありましたが、関係していません。国には、所管の部署さえ今のところないということです。全国的に静かに始まったのですが、東京の渋谷区、世田谷区から大きく広がった運動が、全て地方や民間の人たちの声から広がったということが特徴だと思います。国が一切関与していないという運動でありました。

今年３月６日、最近です、の赤旗新聞によれば、先ほど答弁にもありましたけれども、４月１日導入の予定を含めると、制度のある自治体に住む人は、総人口の５割を超えるということ、さらに、この秋には、東京都も導入を予定しているということを伝えております。運動が表面に現れてから数年で、制度を受けることのできる人が人口の50％を超えるということになったことは、この現在、この制度が必要な人が大変多いのではないかということがいえるのではないでしょうか。信毎でも、この制度の広がりは、制度を求めている当事者が多いということだ、と報じております。

私は、松本市のこのパートナーシップ宣誓制度と同じような制度、やはり、本村でも制度化され、また、併せて、先ほどの答弁でもありましたが、他の自治体、県にも含めて働きかけていただくということを改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑人権推進室長。

○人権推進室長（教育次長）（山﨑久志）

再質問にお答えいたします。

今、議員が御提言いただきました内容につきまして、先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、個性や能力が発揮できる社会の実現のため、高山村人権推進室におきましても近隣の状況、また、県をはじめ、いろいろな事例も参考にさせていただきまして、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――８番　湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

ジェンダー平等の視点、これはあらゆる場面で尊重されるべきでありますが、今回のこの質問は、同性同士の婚姻ということを求めているわけではありません。あくまでも、今後の高齢化社会を迎えるに当たり、同性でも異性でも婚姻と同様の制度を実際として構築されるということを求めています。村民の中には、時期尚早と言う方もいらっしゃるのではないかという思いもしますが、私の質問によりまして、この制度のことについてお考えいただく機会となれば大変幸いと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

通告に従いまして質問いたします。

１問目は、移住定住に関する対応についてお尋ねします。

移住定住対策について、この２年は特にコロナ禍で対応が難しい中、オンラインを使った相談会の開催や空き家バンクの登録件数を増やすなどの対応によって、成約件数が増加するなど積極的に行ってきていただきました。また、来月からは、定住支援室が新設されるということで、移住希望者などへのきめ細やかな相談体制が整えられることに大変期待をしているところでありますが、まだまだできることがたくさんあるのではないかと感じております。

今後の対応について、１つ目に、空き家バンクの登録件数が増え、ぞくぞくと成約できているとはいっても、賃貸で出る空き家はまだまだ少なく、移住を考えている、特に単身者はまだ家の購入までは考えられないなど、ニーズの多くに対応できているわけではないと感じています。

また、村営住宅の空きもなかなか出ないなど、移住する際の一番の問題となる住居の問題についてまだまだ課題が多いといえます。

相談会でも、住居については話題に上がることと思います。

12月の定例会一般質問で、お隣の須坂市で地域おこし協力隊の方たちが行っている空き家対策について、同様の対応ができないかということについて伺いましたが、今回は、今後、この住居問題を解決する新たな対応策があるのかについて、２つ目に、定住支援室の新設によって、今まで各課にばらばらになっていた移住定住に対する対応が一つの窓口で行えるようになるかと思いますが、具体的にどのような対応になるか、２点について回答を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

移住定住対策についてお答えいたします。

少子高齢化が進む中で、村では、これまで、工場誘致による雇用の場の確保や新規就農者支援など産業の振興を図り、保育園や子育て支援センター等の整備を進めながら、保育料をはじめとして小中学校の教材費や給食費の負担軽減のほか、高校生バス通学費の補助など子育て支援の充実をしてまいりました。

そのほか、村営住宅の整備や空き家の利活用を推進するなど生活基盤の整備を進め、様々な諸施策の充実を図り、少子化対策と若者が住みやすい魅力ある村づくりを進めてまいりました。

そのような中、田舎暮らしを希望する若者世代や新規就農者など、移住定住を希望する皆さんの相談会や就農体験会などの機会を通じて、村の支援や住みやすさなどの特徴と強みをアピールさせていただいておりますが、議員お話しのとおり、最終的な移住先を決定するためには、いろいろな状況を見ていただいて体験するための拠点となる仮の住まいがあると都合がよいと思われるのは当然のことと思慮します。

そこで、まず初めに、移住を希望する方への仮の住居についてのお尋ねでございますが、村には、新規就農や移住定住をお考えの方に四季を通じて高山村を体験していただくため、２棟の教員住宅を改修し、平成29年度から就農おためし住宅を設置しているため、農作業体験や生活体験のほか、住居や就職先を探すなどの一時的な仮の住まいとして御利用いただくことができる、このようになっております。

しかしながら、就農おためし住宅は、１棟につき３部屋備え、プライバシーを確保するための施錠があり、限られたスペースの中で多くの方に御利用いただけるよう整備しておりますが、就農体験会を開催する場合には一時的に満室となる場合があります。利用期間の調整を図るとともに、長期の滞在を希望される場合には、村営住宅の空き情報の提供や賃貸可能な空き家の紹介ができるよう御協力いただける対策を講じてまいりたい、このように考えております。

次に、定住支援室の新設についてのお尋ねでありますが、これまで、移住定住業務につきましては、総務課企画財政係が総合窓口、庁内の連絡役として横断的な役割を果たした上で、就農に関する相談であれば産業振興課農政係と、空き家バンク等住宅関係については建設水道課建設係と、連携の上対応するなど相談される方が不自由を感じることのないよう調整を図りながら進めてまいりました。

しかしながら、全国的に人口減少は加速化しており、本村におきましても、これまでの少子化対策などにより一定の効果は出ているものと考えておりますが、なかなか人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。

このようなことから、現在、総務課所管である長野市を中心とする連携中枢都市圏事業による移住定住促進事業や景観対策事業、そして、産業振興課所管である就農おためし住宅事業、建設水道課所管である村営住宅事業や空き家対策事業など、移住定住に関する業務を新たな組織である定住支援室に集約することでワンストップによる迅速で親切な対応が行えるようになるため、移住希望者等の利便性の向上につながり、人口減少の抑制や関係人口の拡大が図れるものと期待をしております。

あわせて、役場１階の事務室内に新たに相談の専用スペースを設置し、窓口業務を充実させるほか、組織再編後には、議員の皆様をはじめとして本村に移住された皆さんなど広く関係する皆さんの御意見もお聞きする中で、移住定住促進に有効と考えられる新たな施策について速やかに検討してまいりたいと思っています。

したがいまして、将来にわたる村づくりのため、移住定住対策は欠かすことのできない喫緊の課題でありますことから、最優先事項の一つとして今後も各種の施策に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再質問、お願いします。

就農おためし住宅を積極的に使えるということで、それはとてもいいことだなと思います。就農体験の少ない時期は、就農体験ではない方も使えると伺っていますので、もっと広く周知した上でたくさんの方に使っていただけたらなと思います。

それと、先ほども、長期滞在の御希望の方は、村営住宅の空きですとか賃貸の空き家をというようなお話をいただきました。高山村はとても魅力がたくさんあって、今でも毎月のように、住むところはないですかと村の方を訪ねて来られる方がたくさんいらっしゃいます。だいたい、月１人か２人くらい来られるという話を聞いています。そこで、すぐに入れる住居がないということで、そこで皆さん諦めて、では違うところでいいや、ということで行ってしまわれる方も少なくありません。人口減少に悩むのは今やどこの自治体も一緒で、移住定住促進を行っていない自治体のほうが少ないくらいだと思います。そんな中で、そんなふうに来てくださる方がいるのをみすみす逃している状態、今、そんな状態になっているということがとてももったいないことだと感じています。

そんな状況を打開するためにも、住みたいという方が来たときに、賃貸ですぐ住める場所ができるだけ常にあるということが必要だと考えます。それについて、お考えをお聞かせいただきたいです。

また、定住支援室についてですが、ワンストップでということ、また、専用スペースを設けてということで、新しい施策についても検討していただけるということで、とても期待をしております。

利便性の向上ということですけれども、土日とかの対応についてはどうなりますでしょうか。また、ここで新しいあれではないですが、高山村のホームページに移住者の声というページがあるかと思うのですけれども、現在、１人の方が、ずっと同じ方が載っていると思うのですが、そこの充実とか移住者同士や村の方との交流ができるような施策もそこの定住支援室で考えていただけるのでしょうか。解答お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

はい、それでは再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、就農おためし住宅、これについては、先ほど申し上げましたように、２棟はありますけれども、その時期によってはそういう移住定住を希望される方が必ずしも御利用できるという状況にはありませんので、そういう点では御不便をおかけしていると思いますけれども、できれば空いている期間にお願いできればとこのように考えておりますので、よろしくお願いします。

続いて、照会ということで、結構多いと、こういうお話がありました。そして、それに対応して、すぐ、はいわかりましたと、いう対応ができないということについては、マイナスではないかと、こういう御指摘で、確かにそういう点もあると思いますが、昨日も、空き家のところで答弁させていただきましたけれども、空き家があるうちの７軒、そのうちの６軒は売りたいのだと、賃貸にしたいというのが１軒しかない、こういうお話もさせていただきました。そういった点で、空き家をお持ちの方がどちらかというと売却というふうなところで、賃貸させる希望の方は非常に少ないので、ですけれどもそういう現状の中でもそういう希望があれば、またそういった点で検討をまたいろいろさせていただきたいというふうに思っております。

次に、定住支援室のことで、一応今まで原形をとっていたのだけれども、やっぱり一つの窓口でやるということについては、効率化あるいは迅速化が図れるということで、先ほどワンストップというお話しましたけれども、そういったものをやっていきたい、ただし、そこで議員が指摘されましたように、移住されてこられた方が交流の場とか村に溶け込みたいのだと、そういう雰囲気を作る、そういう御要望だというふうに思いますけれども、それは今までにもお話しましたけれども、村民の方もいらっしゃいというそういうことも十分にお考えだと思いますし、来ていただいた方も遠慮なく入っていただくとそういうことをぜひお願いしたい、そのためには、各自治区の区長さんとかそういう方、あるいは隣近所、そういった方に気兼ねなく御相談いただいて、そして交流の場をつくっていただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――６番　髙井議員。

○６番（髙井央葉議員）

再々質問をお願いします。

すぐ住める住居についてですけれども、賃貸はとても人気だと、ですけれども持ち主は売りたいというようなお話いただきました。一つの御提案ですけれども、空き家を村が借り上げてリフォームして貸し出す、という方法を取っている自治体があるそうです。その自治体も高山村と同様で、賃貸アパートや借家が少なくて、逆に若者世帯や単身の移住希望者は、やはりまず賃貸に住んでから将来的に持ち家をという意向が強いということで、期間を区切って借り上げて予算内でリフォームをして貸し出しをしているそうです。こういう方法ですと、新しく村営住宅を建てるより費用も抑えられて空き家対策にもなると考えました。こういったことも、定住支援室で研究もしていってほしいかなと思います。そういう考えはありますでしょうか。

また、先ほど交流のお話ありましたけれども、地区の区長さんとかにお願いしていると前も伺ったのですけれども、若い人同士とか移住した人同士とかという交流は、高山村はなかなかないように感じています。移住してきた人同士が自主的につながったりとかすることは多くありますけれども、新しく来た人が先に住んだ移住者の人とつながれる、ここのワンストップで紹介できるようなシステムとか、先ほどのホームページの声のページですとか、そういうところも充実していってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

はい、２点あると思いますけれども、１つについては、空き家について、村が借り上げてとこういうお話がありました。昨日も、議員さんのほうから、村内の新築の状況について御指摘がありました。片方では新築をされているけれども、片方では非常に少ないと、こういうふうな打開策を検討しろと、こういうお話もありました。

そういった点で、現在、空き家もいろいろなところに散在しておりますので、本当にそれが移住されている方の御要望にお応えできるか、そういうふうなこともありまして、村としては、借り上げても本当にそれが御利用いただけるところ、成約までいけるかどうか、そういうふうなこともありますので慎重に判断し、慎重に検討しなければならない、このように考えておりますので、今のところは、こういう空き家の状況がある、だから皆さんこういうふうにということで相談会を開催させていただいたり、そういったことで村が仲介という格好を取らせていただいていますけれども、そんなことも含めてどのようなものが空き家対策の解消に向かうか、また検討をしてまいりたいとこういうふうに思っております。

続いて、交流ということで、私が区長さんを中心にと、あるいは地域の皆さんで溶け込んでいただくと、こういうことを申し上げました。その条件とすれば、村の皆さんも移住した皆さんに対して歓迎して迎えると、そして、移住される方は気兼ねなく入っていただくと、そういう、ある意味

信頼関係の下に構築されてくると、こういうふうに思うわけです。そういった意味では、村の各自治区のあり方は、それぞれ自治区違うと思うのですけれども、ある意味成約といいますか、そういうようなものがあって、そういうふうなものにも溶け込んでもらうということもやっぱり必要かなというふうに思っております。議員も御存知のとおり、各自治区いろいろあるのですけれども、各自治区へ来られた、移住定住された方が本当にその地区へ入って、そしていろいろなイベント、いろいろなものに参加して、そして区民の皆さんと行動しているというものを多く、たくさんお聞きしておりますので、是非そういう格好で交流を深めていただくようにお願いしたいと思います。この辺で御理解をいただきたい、こういうふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

髙井議員にお願いします。

しばらく休憩したいと思います。換気、消毒のための休憩です。

会議は午前11時05分から再開したいと思います。

よろしくお願いします。

午前10時53分　　休　憩

午前11時05分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

次の質問に移る前に、先ほどの定住支援室の件ですけれども、土日の対応、とても要望多くありますのでその件もちょっと対応を考えていただきたいこと、また、ホームページの充実についても今後検討していただきたいことをお願いして、活発な定住支援をお願いして、前の質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

２問目は、高校生の通学費補助についてお尋ねします。

村では、高校生を持つ世帯の経済的な負担軽減と公共交通の維持と利用促進を図るためということで、高校生の通学定期の購入費の補助を行っており、令和元年度には25％だった補助率も令和２年度には70％とし、一定数の利用があると聞いています。

そこで質問します。ここ３年間で申請者の実人数は、補助率に関わらずあまり変わっていないように感じました。補助率が25％だった令和元年で28人、補助率が上がり70％になった令和２年度で24人、令和３年度では２月10日現在で21人と聞いています。単純に、村内の高校生１学年60人前後、１年生から３年生までの３学年で約80人程度いるかなと推測されるところですが、申請されている

のはそのおよそ７分の１程度で、公共交通の維持と利用促進という面では一定の成果になるのかもしれませんが、高校生を持つ世帯の経済的な負担軽減策としては受けられない世帯が多いのではないかと感じています。

今後、高校生を持つ世帯の経済的な負担軽減策として、ほかの対策の考えはありませんでしょうか。お聞かせください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

高校生通学補助についてお答えいたします。

村では、平成30年４月に安心で快適に暮らせるための公共交通を確保するため、高山村地域公共交通再編実施計画を策定し、村民、交通事業者、行政間の連携による持続可能な公共交通システムを構築する中で、新たな路線バスの運行サービスを平成30年10月から開始いたしました。

これに伴い、教育委員会では、路線バスを利用して通学する高校生の御家庭への経済的負担軽減、また、地域公共交通の維持、利用促進を図るため、平成30年10月に高山村高校生通学費補助金交付要綱を定め、高校生の村内バス停から須坂駅までのバス定期券購入の補助を行ってきております。

この事業の導入当初は補助率25％としておりましたが、令和２年度からは、各家庭のさらなる負担軽減を図るとともにより多くの家庭にバスを利用していただけるよう、補助率を70％に引き上げて今日に至っております。

この間、この制度の利用者数は25人前後で推移しておりましたが、本年度は、本村から高校へ通っている生徒数175人のうち、約12％に当たる21名の皆さんがこの制度を利用されております。

また、この制度を利用されている21名のうち、須坂市内へ通学されている方は62％に当たる13名で、残り38％に当たる８名の皆さんは須坂市以外へ通学されておりますが、利用率は決して高いとは申し上げられません。

そこで、議員お話しの、長野市や中野市方面への電車の乗り継ぎの利便性が悪いためにバスを利用されないことから、他の支援対策はないかとのお尋ねでありますが、現在、子どもたちが利用している朝の須坂駅行きのバスは、山田温泉発６時40分に乗りますと、須坂駅には７時31分に到着し、このバスから乗り継ぐ電車は、長野方面が須坂駅発７時38分で、中野方面は７時36分発となり、この場合、長野駅には８時５分に、信州中野駅には７時57分にそれぞれ到着いたします。

さらに、山田温泉を７時10分に発車するバスに乗りますと、須坂駅には８時１分に到着し、長野方面と中野方面に同じ時刻に発車する須坂駅発８時３分に乗りますと、長野駅には８時30分に、信州中野駅には８時22分にそれぞれ到着いたします。

そこで、高校の始業時刻は学校によって若干異なるかもしれませんが、仮に８時30分以降とすると、それぞれこの２本のバスと電車を活用すれば始業時刻に間に合うものと思われます。

一方で、このバスの補助制度を利用されない御家庭も多く見受けられ、その要因につきましては様々な事情があるかと思われますが、例えば、バス停までの距離や、バス、電車の待合時間等を考慮した場合、御家族の通勤車両に同乗した方が効率的なお宅や、地域によっては自転車を利用して通学する生徒もおりますことから、一概にバスの時間帯が合わないことだけでなく、各家庭ではそれぞれの実情に応じた通学方法を選択されているものと思われます。

そこで、現在長野県では、高校生のいる御家族の経済的な負担軽減として、公立高等学校の授業料を課税状況に併せ段階的に軽減を図っております。

このことを踏まえ、教育委員会といたしましては、地域の実情なども考慮する中で、通学の経費に関わる支援をさせていただくことが各御家庭の経済的負担軽減につながるものと考えております。

したがいまして、引き続き、路線バスの利用促進を図るために、この助成制度を広く周知するとともに、より多くの御家庭に御利用いただくためにも、今以上に利便性を図ることができないかなど関係の皆様と協議させていただき、今後とも地域公共交通の維持、利用促進につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――６番　髙井議員。

○６番（髙井央葉議員）

再質問、お願いします。

状況によって利便性を図っていきたいということで、それはとても期待していきたいと思いますけれども、各家庭で通学状況選択しているというお話ありました。昨日、勝山議員と黒岩議員より公共交通についての質問がありましたが、先ほども、今の公共交通網では合わないだけではないというお話もありましたけれども、どうしても須坂市以外に行くためには部活ですとかやはりそういう面で時間が合わない、また、帰りも電車が着いてすぐバスが出てしまうような時間になっているのだということをおっしゃる方もいらっしゃいました。どうしても、すぐに公共交通網が利用しやすくなればそれはそれでいいのかと思うのですけれども、高校生の通学は、今は春休みで４月からまた新しく学期が始まるということで待ったなしの状態です。

乗れないバスの補助だけでなく、できれば電車代の補助も２割３割といった中で考えてもらいたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

ただいまの再質問についてお答えします。

確かに、ここの地域柄からいきますと、大変駅から遠いとか高校から遠いということで、乗り物、自動車とかバスとかを利用しなければならないという実情、これは事実でありまして、なかなか本

当にぴったりとかうまく通うというバスが、全部の御家庭に合うというのはなかなか難しいところかもしれません。多少、乗り継ぎの時間とか行き帰りの時間がかかるところがあるかと思います。

また、高校生等は部活等がありまして、さっき議員もおっしゃいましたように、特に帰りの部活が非常にまちまちでありまして、どの子にもぴったり合うというような時間帯というのはなかなか設定することがこれはもう物理的に難しいところがございます。そこのあたりは承知していただければと思います。帰りの時間帯も、一応５時40分とか６時20分というバスがございます。それに間に合うように高校終わった後帰ってきてもらって、それに間に合う電車もございますが、しかし部活等または塾等へ行くとかいろいろなことがありまして、これで全部カバーできるということはありませんので、先ほども申し上げましたように、よりどんなバスの時間帯がいいのかということはいつも考えていかなければいけないかなと思います。

そして、電車のほうの補助ということでありますけれども、これについては、すぐここでしますとかどうってことは申し上げられませんが、そんなことも含めまして、いろいろなよりよい交通通学の方法については考えてまいりたいとこんなふうに思っておりますけれども、いずれにしても、子どもたちに負担をなるべく軽減しながら高校へ通ってもらえるようなことは教育委員会としては考えていかなければいけないかなとは思っております。

以上であります。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――６番　髙井議員。

○６番（髙井央葉議員）

確かに、どの子にもぴったり合う時間帯というのは難しいということは理解しております。その上で、時間等検討していただいたり電車のこともちょっと考えていただいたりということで、期待をしていきたいと思います。

高山村は高校ありませんし、今後、さらなる高校再編で学校も減っていくと聞いています。高山村で育つ子どもたちが、経済的な心配をせずに高校に進学を考えられること、また、親も送迎にかかる費用や時間を気にせず、子どもたちに学びたい学びを受けさせてあげられるように少しでも支援をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で髙井央葉議員の質問を終わります。

――――――３番　滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

令和元年に起きた台風19号災害では、須坂市小布施町に架かる松川橋、それから上松川橋の河川

敷には、流木と思われるもの、それから、土砂等、立ち木の残骸等々が散見されていました。その後、河川改修によりまして復旧整備されてきておりますが、小布施町の方々から上流域での河川整備、それから林地の状況などどのようになっているかというような意見が寄せられております。

そこで、私は、高山村史等により過去の河川改修事業を調べました。村史によりますと、第二次大戦以降、現在まで自然災害は７月から９月の夏場に集中していると、水害は、松川、樋沢川、柞沢川、八木沢川とそれぞれの支流に発生しているということでございます。特に、八木沢川水系の氾濫は顕著である、主に荒井原、堀之内で被害が大きくということで、これは、前回の一般質問で梨本議員からもありました崩落等の被害等もこれだけではなく、昔からその地区にはそういう災害があったのだというようなことも記されております。

これら高山村での河川災害の特色は、集落が山麓や山間地にあり、河川が急勾配で短期的に降雨が河川に集中するということの条件の中で、山地での土砂崩落、山麓での河川の氾濫が起きる場合が多いということでございます。そのため、かつては集落周辺での河川改修は河川の氾濫に備えた護岸工事が主流であったと、しかし、昭和50年以降になると、河川災害に最も有効とされる山地での砂防ダムが建設されるようになったということでございます。村内では砂防ダムが24か所あり、古くは昭和12年に奥日影ダムが建設されているということで、戦前からこのような治水事業が行われているということでございます。

これら県土木管轄のほかに、源流域の崩落地には県の林務部管轄の復旧治山工事が行われている砂防堰堤も多いということで、建設、それから林務共にいろいろな事業の取組をしてきているのだというようなことが記載されております。中でも、高井橋下のダムは昭和51年に築造されたと、25年経過しほぼ埋積、いっぱいになってしまったと、こういうようなことでございます。渋沢川合流点からの１キロほど上流にある奥日影ダム、12年に作ったのだけれどもそれでは駄目で、平成４年にこのロックフィル式のダム堰堤を完成しているのだけれども、10年経過してまた上流域での土砂運搬や崩落によって平成15年には埋積、いっぱいになってしまったというようなことが記されております。

これらダムの浚渫があれば、浚渫、土砂の回収ですね、ということによって下流力を弱め、下流域での水害防止になる可能性が大きいと指摘してされているということで、やってはいないのだけれどやればいいな的なそういう表現ではありました。

平成８年頃竣工されました柞沢川設置の谷内１号砂防ダム、谷内２号砂防ダムを見ましたところ、常時開放型のタイプでありますので埋積物はありませんでした。

また、山の関係では、高山村の総面積の84.6％が林野ということで、ほとんどお山の中に我々住んでいるようなものということで、特に林野の利用状況では、天然林率が51.9％、人工林は48.1％と須坂市の人工林比率と比べても10％ほど低いということであります。これは、高山村は炭を焼いて、またそれら天然木の利用する頻度が高かったこと、また、自然的な条件の中で植林ができない

ような山も多いということの中で天然率の割合が高いというふうに思っております。

高度経済成長を背景に、新設住宅件数、これは昭和35年では453戸、そして小串の皆様がこの高山村へ移住し団地を作って緑ヶ丘団地が作られる頃、昭和45年には１年間で1,491戸ということで、３倍に新築件数が増えたというような住宅ブームというようなことがこの高山村に起こり、木材需要の増加によって刺激されて、林業を活発に進めようという動きが大変多く見られたというようなことでございます。村内にも植林が活発に行われまして、人工林が拡大したと、特に拡大造林といわれるものの関係については、天然林から伐採した後、人工造林への転換というようなことが昭和35年では221ヘクタール、昭和45年には109ヘクタール規模ということですから、昨日の一般質問の答弁にありました井上地区の関係の開発事業、インター周辺の開発事業が41.47ヘクタールですから、その５倍以上の面積が新たな植林をして、この天然林から人工林への移行ということが大きくその頃に進められております。

また、樹種の関係につきましては、成長量の高いカラマツ、杉、その杉もクマスギを中心とした大変伸びの早いもの、現在、クマスギは中の芯が黒いということでほとんど柱材には利用されるものではなく、下等木に属するような杉もこのときに大変多く植林されたというような状況でございます。

このような人工林の植林は、戦時中の強制、これは特に松林等の関係につきましては戦争に伴い需要が非常に多かったというようなことで、強制的に松の木を植林させられたというような状況、この、今、恩恵を受けて高森神社のこれから曳航される松の木あたりはちょうどその頃植林されたものが今伐採期に入ってこの御柱祭にふさわしい立派な大きな木に成長した状況でございます。戦災復興資材の伐採によりまして荒廃した林野を戦後に復興し、森林の公的、公益的機能を確保するために国庫により補助を受けて継続的にこの植林産業は行われたのだというふうに記載されております。

ところが、木材の輸入自由化によりまして、比較的安価な外材が輸入されるようになりますと、村内国内の林業経営は苦境に立たされることになりました。用材の受給率、つまり村内で生産されたこの材木は昭和30年の時点では94.5%、ほとんど村内の材木で家を造り、それができたということですが、現在はほぼない、たまにではありますけれども、蕨温泉のはり材であるとか、この村、それから公共施設の壁材であるとかそんなようなところに多少は使われておりますけれども、ほとんどは、このものは利用されていないと、このことによって人工林の整備がおろそかになって、私有林の所有者は、山は無用の長物となって困っていると言って嘆く声もあります。柞沢川周辺の谷内史跡でも、昭和40年代、自分が小さかった頃、自転車に乗って福井原、万座方面に自転車で遊びに行った記憶がございますけれども、河川と周辺林地の境は明らかに明確であったというようなことでございます。

人工林栽培は年数経過とともに杉が大きくなり、現在もそうですけれども、うわーというほど杉

が大きくなって、現在その杉は、旧家から実生が発生し河川内にも林地と思われるぐらいにたくさんの杉が見られるようになりました。この状況の中で、高山村では令和２年から２か年にわたり事業が行われております。これは柞沢川河畔林整備業務委託事業ということで伐採工が行われまして、6,140平米を事業で行ったということで予算書のほうに記載もありましたし、事業費336万6,000円、県の負担が９割ということで、補助金302万9,000円で整備されたということで、村としては特に危険性の高いところから順次整備をしているのだなというふうに推察しております。

松川流域、また支流流域、柞沢川、樋沢川、淵ノ沢川、鎌田川等々、面積が非常に広範囲であります。河川敷と民有地の境がわからず、自然に生えた樹木も数多いということの中で、高山村での河畔林整備の計画、またどのように進めていくか、答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――小渕建設水道課長。

○建設水道課長（小渕義彦）

松川及び支流河川の河畔林整備についてお答えいたします。

村では、地球温暖化による自然災害の激甚化や頻発化が予想されるため、これまで以上に自然災害に対する対策強化は重要であると考え、防災・減災、その他迅速な復旧等に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和２年度に高山村国土強靱化地域計画を策定し、災害に強い村づくりを推進しているところであります。

そのような中で河川法の規定を準用し、村が指定した牧地区を流れる柞沢川は、議員お話しのとおり、令和元年度から２か年にわたって森林税を活用した県の河畔林整備事業を導入して、民有地を含む河川区域内外の流出危険木の除去を進めてきたところでございます。

その結果、下流域における水害などの被害を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観の保全にもつながるものと考えております。

そこで、まず初めに、全体の河畔林面積についてのお尋ねでございますが、一級河川の松川や八木沢川、樋沢川を管理する須坂建設事務所に河畔林整備を必要とする面積をお聞きしましたところ、須坂建設事務所では、河畔林整備に関する具体的な計画がないため面積は把握できていないとした上で、「現状では河川断面を阻害し、川の流れを著しく悪化させる箇所が確認されていないため、当面パトロールなどにより監視する」旨の回答をいただいております。

さらに、須坂建設事務所では、令和元年東日本台風やその後の出水などにより、土砂等が堆積した箇所は土砂の浚渫を行っているほか、砂防堰堤の整備や護岸改修工事などに併せて河川内の倒木などの流出危険木や立木の除去を行っているとのことであります。

一方、村が管理する河川法に準用する準用河川の柞沢川をはじめ、河川の幅が狭く河川法に該当しない樽沢川や久保川、不動川、淵ノ沢川や鎌田川の５つの河川は、普通河川としてそれぞれ村が管理しております。

中でも、河畔林整備が終了している柞沢川以外の５つの普通河川につきましては、これまでに村の単独事業や国の災害復旧事業などにより、護岸や河床の整備に併せて流出危険木の除去等が行われておりますほか、上流部にある流出危険木と思われる箇所については、県の砂防事業や治山事業などにより、順次整備を進めていただいているところもあることなどから、現時点における河畔林整備を必要とする面積は把握できていない状況にありますので、よろしくお願いいたします。

しかしながら、議員お話しのとおり、長い年月の間に自然に生えて大きくなってしまった立木などが下流域で災害の要因とならないよう、引き続きパトロールなどを行って監視するとともに、流出危険木などを発見した際は、関係機関等と連携を図りながら早期に対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、河畔林整備についてのお尋ねでございますが、村では河畔林に特化した整備計画を策定しておりませんが、令和元年東日本台風の豪雨により、三郷地区を流れる不動川は河川内に橋梁や暗渠排水があり、流出危険木による浸水被害の恐れがありましたことから、令和２年度に河床や護岸、立木止めの整備をするため、緊急自然災害防止対策事業を導入して、護岸改修工事と併せて河畔林の整備も行っているところであります。

また、毎年村では、県が管理する道路や河川、砂防事業などについて須坂建設事務所と事業調整会議を開催し、砂防ダムなどの整備に関する要望等を行っておりますほか、県議会の危機管理建設委員会にも河川の護岸改修や砂防ダムの整備など緊急性の高い事業の早期着手を要望しておりますので、これらの要望の中に河畔林整備に関する要望も加えてまいりたいと考えております。

したがいまして、河畔林の整備につきましては、先ほども申し上げましたが、河川のパトロールによる監視とともに河川の護岸改修や砂防ダムなどの整備の際、併せて流出危険木の除去を行うほか、特に緊急性の高い箇所につきましては計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――３番　滝澤議員。

○３番（滝澤　聖議員）

この河畔林及び整備の関係につきましては、順次というようなお話でありました。これは、村役場職員だけでパトロールしているよといってもこんな膨大な高山村のこの沢伝い、歩くのも大変なことだと思いますし、それで何もやらないというわけでもないのだと、こういうようなことでございますが、やはり地区には地区の区長さん、また、高山村には昔は生産森林組合ともいいましたけれども、現在区有林になっているそういうところもあって、それらの役員さん等々との連絡をやはり密にしていただいて、それをやはり明確に村民にお伝えすると、こういう話があったと、今、この予算もそうなのですけれども、今日言われてあした予算つけるなんていうわけにはいかないと思います。少なくともやはり３年間の間の猶予期間があって事業をすすめていくというような、ある

程度中長期的な視野に立ってこの森林整備及び河畔林に対しての整備事業が進められるべきというふうに思いますので、そういうような相談機能、そして、聞く耳を持って対応するところの部分について改めてそこらへんはきちんとしたものになるのか、それとも現状通りのままで進めていくのか、答弁を求めたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――小渕建設水道課長。

○建設水道課長（小渕義彦）

ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

２点ほどあったかなというふうに思っております。

まず、お話のございました山の関係は山の関係の所有者、あるいは区有林と、あるいは造林をされた団体というようなことで、それぞれの皆さんの中で日頃見ていらっしゃる部分があるかと思います。議員おっしゃられるとおり、そういった皆さん方のお力も借りなければやはりこういった河川整備、奥深くのほうまでございますのでわからない部分もございます。村の職員としても努力してまいるところではございますけれども、なかなか奥まで行けないというような部分もございますので、おっしゃられたとおり、区長さんはじめ、区有林の役員の皆さん方、あるいは団体林というような皆さん方のお力もお借りしながら情報共有を図りながら、連携を図ってまいりたいとこんなふうに思っております。それにあわせまして事業でございますが、先ほど私のほうから申し上げましたが、やはり大規模事業というのは県事業でなければできないと、山奥のほうはなおさら経費もかかります。そういう中で、そういった国の事業を使いながら治山事業はじめ、砂防事業というようなことで、現在、村内におきましては着手しているところで、砂防事業におきましては水中の上流、治山事業におきましては久保川の上流ということと、それと蕨平と天神原との間になりますけれども、砂防事業というようなことも実施し、また、宮関地区というところでも砂防事業を実施していると、そういうところで河川ではございませんが、支流というような形の中で土石流の防止のためにということで実施しております。

そういう形で、順次、この整備も長期にわたって県とも連絡を取りながら実施していただいてきているということでございます。引き続きこういった部分を、村のほうからも要望させていただいている危険な場所がございます。それについても引き続き県のほうにもお願い申し上げながら、早期整備完了が進みますようにお願いしてまいりたいとこんなふうに考えております。

いずれにしましても、河畔林整備ということで必要なところにつきましては即座にできるような体制も考えながら、単独事業になる部分は多分にあるかと思いますけれども、必要なところを実施してまいりたいとこんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――３番　滝澤議員。

○３番（滝澤　聖議員）

それでは、最後に質問といいますか、申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

先ほどのお話のとおり、課長のほうからは松川、八木沢、樋沢川は県での管轄下というようなことを、それから柞沢川等々支流のほうの関係につきましては普通河川の状況ということで、こんな点も本日この質問の中で情報を得たわけでございます。村民にとっては、これは県管轄だ、これは村管轄だなというそういう思いはございません。川は川だということで、しっかり管理していかなければ、災害があったときに自分の身に災害が降りかかる一つの素になっていくということで、十分そこらへんのところを村民にも周知しながら理解を求め、そして長期的な展望に立ってやっていくよということで方針を示すと、これは大事かなというふうにも思っております。

また、この山の関係につきましては、特に昨日もこの役場庁舎から善光寺平を望むというような議員の説明等発言もございますけれども、牧地区上がってきまして万座線、湯峯等の展望台から善光寺平を望み、そして村内をこの上のほうから、山田温泉等々牧場全貌を望みながら見ますとやはり自然豊かで大変名所豊かなこの高山村、これをみんなで盛り立てて、そして管理していかなくてはいけない、人口も8,000人から6,500人、そして、このあと数年後には5,000人にいく段階の中では一村民当たりの負担する役割も年々多くなっていくのだというような、そういうふうようにも読み取れるわけでございます。

森林整備の関係、特に金をかけろ云々ということではございませんけれども、村民と共に十分そこらへん注意しながら改めてその環境整備のために情報発信をしながら理解を求める等々の努力もお願いしまして質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で滝澤　聖議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時43分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年３月９日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　山　嵜　秀　治

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

令和４年第２回高山村議会３月定例会会議録（第４号）

令和４年３月１８日（金曜日）

議　事　日　程

諸般の報告

日程第１　議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第２　議案第４号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　議案第５号　消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第６号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第７号　高山村手数料条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第８号　高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例

目程第７　議案第９号　辺地に係る総合整備計画について

日程第８　議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算

日程第９　議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算

日程第10　議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算

日程第11　議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算

日程第12　議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算

日程第13　議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算

日程第14　議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算

日程第15　議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算

日程第16　議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算

日程第17　議案第19号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第７号）

日程第18　議案第20号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第19　議案第21号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第４号）

日程第20　議案第22号　令和３年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第23号　令和３年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第22　議案第24号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第５号）

日程第23　議案第25号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

日程第24　議案第26号　令和３年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第25　議案第27号　令和３年度高山村上水道事業会計補正予算（第２号）

日程第26　請願第１号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書提出についての請願書

日程第27　閉会中の継続調査の申出について

日程第28　議員派遣について

本日の会議に付議した事件

1　諸般の報告

2　議案第３号～議案第27号

3　請願第１号

4　閉会中の継続調査の申出について

5　議員派遣について

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　黒　岩　清　道　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　柴　田　弘　男　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	内山信行	副村長	藤沢敏和
教育長	山岸深志	総務課長	宮本孝雄
村民生活課長	宮川裕明	産業振興課長	柴田　亨
建設水道課長	小渕義彦	会計管理者（会計室長）	西原一美
教育次長（人権推進室長）	山﨑久志		

事務局出席職員

事務局長　荒井孝浩　　書記　槇田和子

午後１時30分　　開　議

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

村長から、過日の一般質問における発言の訂正の申出があり、議長において許可したので、報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第１　議案第３号

～

日程第７　議案第９号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例から日程第７　議案第９号　辺地に係る総合整備計画についてまでの７件を一括議題とします。

議案第３号から議案第６号までの４件について、委員長の報告を求めます。

――――――黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第３号から議案第６号までの４件であります。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る３月15日10時50分より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外委員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、議案第４号　特別職の職員の常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第５号　消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第６号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、特段質疑がなく、討論を省略し、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件４件についての審査の経過及び結果の報告と

いたします。

議員各位におかれましては、適切な判断の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

議案第７号及び議案第８号の２件について、委員長の報告を求めます。

――――――髙井民生産建常任委員長。

○民生産建常任委員長（髙井央葉議員）

ただいま議題となっております民生産建常任委員会に付託されました議案は２件です。

委員会は、３月15日午後１時より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過及び結果について報告します。

議案第７号　高山村手数料条例の一部を改正する条例及び議案第８号　高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例については、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、民生産建常任委員会に付託されました議案２件の審査の経過及びその結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから議案第３号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第３号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第４号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第４号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第５号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第５号　消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第６号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第６号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第７号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第７号　高山村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第８号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第８号　高山村火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第９号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

それでは、お願いします。

17ページ、公共的施設の整備計画があります。その中で、下段で、観光施設山田牧場にぎわいの場整備事業、これは現状から見て１億500万円を削除する、このことは当然だと思いますので、理解をします。

その上でお伺いしたいのは、この法律が変わらない限り、令和５年度から新たな整備計画が始まるかと思います。その際、この観光施設山田牧場にぎわいの場整備事業として計画にのせて辺地債の充当を受けられることができるのかどうか、その点だけお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――宮本総務課長。

○総務課長（宮本孝雄）

ただいまお話にありました辺地に係る総合整備計画ということでございますが、この計画については、奥山田地区の辺地に係る総合整備計画といたしまして、平成30年度から令和４年度までの、お話にあるように、５年間の公共的施設の整備について計画をさせていただいたものでございます。

今回変更する事業の中に、観光施設の山田牧場にぎわいの場整備事業が、植物保護などの保護を求める団体等の調整ということで不測の日数を要しておりますことから、今回の総合整備計画期間内であります令和４年度までの事業計画を進めることが一旦難しいということで、事業費の全額を減額をお願いをさせていただくものでございますが、今御質問のように、この事業について次期の令和５年度から９年度までの５か年計画として整備計画に盛り込んでいくことができるのかどうかということでございますけれども、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律と、こういう法律がございます。

第３条で総合整備計画の策定という規定がありまして、公共的施設の整備をしようとする市町村は、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることができるとなっておりますので、今後、山田牧場のにぎわいの場整備事業につきましては、今回は一旦取り下げた事業でございますけれども、改めて整備しようとする施設でありますとか、整備の方法、整備に要する経費などを十分検討した上で、事業をしっかりと計画をし、その上で議会の議決を賜ることができれば、改めて県に協議をさせていただくことができると承知しております。それで認めていただければ、辺地債を借り入れることができると、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第９号　辺地に係る総合整備計画についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第10号

〜

日程第16　議案第18号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第８　議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算から日程第16　議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算までの９件を一括議題とします。

議案第10号から議案第18号までの９件について、委員長の報告を求めます。

――――――柴田令和４年度予算審査特別委員長。

○令和４年度予算審査特別委員長（柴田弘男議員）

ただいま議題となっております令和４年度予算審査特別委員会に付託された所管事項について、審査の経過並びに結果報告をします。

付託されました案件は、議案第10号　令和４年度一般会計予算から議案第18号　令和４年度上水道事業会計予算までの９件です。

去る３月３日、11名の委員による令和４年度予算審査特別委員会を設置し、委員長に私柴田弘男、副委員長に久保田雄吉議員を選出し、３月９日、10日、11日、15日の４日間にわたり、４月に編成される新たな課・室ごとに慎重に審査を行いました。

所管職員による説明に対して、各委員から質疑、意見、要望があり、主なものを所管別に申し上げます。

初めに、総務課から申し上げます。

当初予算における地方交付税の留保はどの程度あるのかとの質疑があり、所管の担当者からは、緊急的な事象に備え、１億円程度を留保しているとの答弁がありました。

ふるさと納税寄附金が実績に対し少なくないかとの質疑には、令和３年度実績は4,000万円程度と見込まれるが、当初予算では確実なところで計上しているとの答弁がありました。

次に、定住支援室について申し上げます。

特定空き家の対策の予算はとの質疑があり、県外にいる所有者との直接交渉する旅費等を計上しているとの答弁がありました。

就農おためし住宅使用料の算定根拠はとの質疑があり、１回1,000円で４組8,000円を想定しているとの答弁がありました。

村との宅地造成実施のあるなしについての質疑があり、視察を行うなど検討を始めているとの答弁がありました。

続いて、健康福祉課について申し上げます。

民生委員の役割が大きくなってきているが、人的、経費的に十分かとの質疑があり、人数は国の基準により委託されており、原則、ボランティアであるが、国からは活動費が、また、村からは福祉委員としての報酬を払っているとの答弁がありました。

人間ドック補助金には利用条件があるのかとの質疑があり、後期高齢者を対象とし、交付要綱により、日帰りは２万円、１泊は３万円などを交付しているとの答弁がありました。

村内の特別養護老人ホームについて、入所待機者はいるのかとの質疑があり、施設と個人の契約であるので、村では把握していないが、村民優先になっているとの答弁がありました。

次に、議会事務局及び監査委員事務局について申し上げます。

議会中継を村のホームページで見られるようにするとのことだが、いつからを予定しているのかとの質疑があり、本年６月議会からは視聴できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、産業振興課について申し上げます。

新規就農者の支援について、中古農機具の購入補助はあるのかとの質疑があり、これまでに要望を受けたことはないが、今後検討していきたいとの答弁がありました。

りんごの防除、薬剤調合施設利用に対する補助はないのかとの質疑があり、防除に関する補助はないが、日滝原地区に防除用水貯水施設を整備したので、御利用いただきたいとの答弁がありました。

この冬の豪雪により、倒木による電気柵の破損被害が多く発生すると予想されるが、復旧に対する補助があるのかとの質疑があり、村では10万円を超過した分を補助することとしているとの答弁がありました。

トライアル補助事業について、もっと使いやすいものとして周知していくべきではないかとの質疑があり、内容を検討しＰＲしていきたいとの答弁がありました。

続いて、建設水道課について申し上げます。

防犯街路灯のＬＥＤ化の改修率は、また、改修を促進すべきではないかとの質疑があり、全体数は、区等の管理のため村では把握していない、また、本年度は137か所を予定しており、補助金は３分の２としているとの答弁がありました。

この冬は豪雪であったため、道路の破損箇所が例年に比べ多いように感じるが、通行に支障がないように対応してほしいとの意見があり、パトロールを行い、順次、補修を対応したいとの答弁がありました。

高山大橋がずれているように感じたが、定期的な点検を行っているのかとの質疑があり、５年ごとの点検が義務づけられており、高山大橋は異常なしの結果となっているとの答弁がありました。

続いて、住民税務課について申し上げます。

住民票等のコンビニ交付の開始時期、利用方法はとの質疑があり、令和５年２月頃を予定しており、利用に当たっては、マイナンバーカードの暗証番号によって操作していただくとの答弁がありました。

山田神社公衆トイレの改修工事について、工期と清掃先はどこかとの質疑があり、新年度に入って早急工事を発注し、秋には完成させたい、また、清掃管理は社協に委託しているとの答弁があり

ました。

次に、会計係については、会計管理者の挨拶の後、説明がありましたが、特に質疑はありませんでした。

続いて、教育委員会ですが、一茶館の屋根の茅葺き工事について、現在では珍しい作業であるので、記録を残すとか、村民に周知するよう要望するとの意見があり、この意見を尊重し、前向きに検討したいとの答弁がありました。

給食材料の村内産の割合はとの質疑があり、令和２年度は16.4%であるとの答弁がありました。

続いて、総括質疑ですが、令和４年度一般会計予算について、山嵜秀治委員から３問の質疑があり、にぎわいの場創出事業について、行き詰まっているのではないか、構想自体の撤回、根本からの見直しが必要ではないかとの質疑があり、山田牧場でのにぎわいの場構想については、植物の保護を求める皆さんからの了解が得られたため、今後、関係者と協議を進め、構想を逐次進めていきたい。

この構想は、高山村各地に点在する四季折々の自然と農産物を周遊しながら、宿泊につながる仕組みづくりで、点から面に変えていく構想で、そのため、村民の皆さんの意見やノウハウ等を活用しながら、村内経済ににぎわいを取り戻すことができるよう進めてまいりたいとの答弁がありました。

子育て支援について、家庭育児支援事業を見直し、全ての３歳未満児を対象にすべきではないか、また、小中学校への入学祝金の増額が必要ではないかとの質疑があり、乳幼児家庭育児給付金は、家庭で３歳未満児を育児されている世帯に対し、村内で利用できる商品券を交付しているもので、事業の目的から全ての３歳未満児のいる家庭に給付することは、現時点では考えておりません。

また、入学祝金の増額については、乳幼児も含めた子育て支援策の充実を総合的に勘案し支援を行っているもので、幾らが妥当なのかの判断は難しいところではあるが、現在の金額で御理解いただきたいとの答弁がありました。

３問目、職員の定年延長について、どのようなスケジュールを考えているか、条例改正は６月議会かとの質疑があり、職員の定年延長については、令和５年４月１日から施行され、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられるものです。

そこで、村では、令和４年度に入り、総務省のガイドラインに沿って、事務手続を進め、９月議会への条例改正等の提案を目指してまいりたいとの答弁がありました。

次に、令和４年度国民健康保険特別会計予算について、山嵜秀治委員から１問の質疑があり、基金を活用して国保税を下げる考えはないかの質疑があり、県に支払う国民健康保険事業納付金は、本村のような小規模な保険者は、ひとたび高額医療が発生すると、保険給付費が一気に増大するため、国民健康保険税を引き上げる必要が生じるが、そのような有事の際は、基金を取り崩し、加入されている家庭への影響を最小限に抑えてまいりたい。

また、本村では、今後は国民健康保険税の課税方法の４項目のうち、資産割を令和９年度までに廃止するよう県から指摘を受けており、令和４年度以降は、保険税算出基準の見直しを行い、保険税の急激な引上げとならないよう、基金の活用も含めて慎重に検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論を省略し、挙手による採決を行いました。

その結果、議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算については賛成多数、議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算については賛成多数、議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算については全員賛成、議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算については全員賛成、議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算については全員賛成、議案第20号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算については賛成多数、議案第21号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算については全員賛成、議案第22号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算については全員賛成、議案第23号　令和４年度高山村上水道事業会計予算については全員賛成で原案のとおり可決するものと決定しました。

これで本委員会に付託されました９件の審査報告を終わります。

委員会の審査の中で委員より出されました意見、要望などは十分尊重され、村民の安全・安心な暮らしや村政発展のために反映されますことを特に要望するものであります。

最後に、委員会の審査に際し、説明と答弁に当たられました職員の皆様に感謝し、また、長時間の審査の中で活発な質疑、意見、要望等をいただきました委員の皆様に御礼を申し上げまして、令和４年度高山村予算審査特別委員会の報告とします。大変ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午後２時05分　　休　憩

午後２時07分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――柴田令和４年度予算審査特別委員長。

○令和４年度予算審査特別委員長（柴田弘男議員）

ただいまは議案の番号が違っていましたので、大変申し訳ありませんでした。

議案第15号から説明します。先ほどは20号と申しましたが、訂正して議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算については賛成多数、議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算については全員賛成、議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算については全員賛成、議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算については全員賛成で、す

みませんが、訂正します。よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから議案第10号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています議案第10号について、反対の立場から討論します。

今参議院で審議されている令和４年度の国家予算の特徴は、第１に、今最も緊急かつ重要な課題となっているコロナ対策について、ワクチンなどの感染防止対策の点でも、検査や医療などの感染者の命を守る対策でも、コロナの影響で困窮する家計や事業への支援という点でも、全く不十分な内容となっていることです。

第２に、岸田首相が掲げる新しい資本主義、新自由主義からの転換とは裏腹に、アベノミクスの名で進められてきた新自由主義的な大企業と富裕層優遇の経済政策を継承し、コロナで破綻が明らかになった社会保障削減路線をさらに続けようとするものとなっていることです。

第３に、敵基地攻撃能力の保有、国防費の対ＧＤＰ比２％など、安倍政権や菅政権でさえ言えなかったような内容にまで公然と踏み込んで、大軍拡路線を進めようとする極めて危険な予算案となっていることです。

さて、こうした中で、次年度の地方財政計画は、行政のデジタル化や行革、新たな公立病院プランなどの押しつけが盛り込まれる一方、要求実現の財源として見ると、補正予算の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を始め、気候変動対策や防災・減災予算など、様々に措置されていて一定程度確保されていると言えます。

地方財政計画では、地方交付税について3.5％増の18兆6,153億円としています。地方交付税の代替措置の臨時財政対策債は67.5％減の１兆7,805億円となりました。地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税とされる額は３兆838億円減ですが、これは税収が増額見通しとされたからです。地方創生臨時交付金の地方単独事業分1.2兆円や様々な補正予算措置を考慮すれば、十分とは言えないものの住民の切実な要求に応える財源は一定程度確保されていると言えます。これを生かして、地方自治法にうたわれている村民の福祉向上をどう進めていくのかが問われるものと思います。

まず、にぎわいの場構想についてです。

村内６か所ににぎわいの場をつくるという構想、手始めに山田牧場で取り組むということで進められています。しかし、これは行き詰っていると言えるのではないでしょうか。

村長は、昨年１月の広報たかやまでは、にぎわいの場構想につきましては、地元の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、着実に事業を推進してきましたと挨拶しています。ところが、次の月、２月には、山田牧場ににぎわいを取り戻す方策等を御提案くださいとの記事を掲載しています。矛盾しているのではありませんか。２月号では、足湯の重要性の記事もありますが、結果的には希少植物の存在、そして、この希少植物を守りたいという皆さんとの関係の中から足湯は断念されています。そのほかについてもどうするのか全く構想が見えません。

そもそもこのにぎわいの場構想は、村長公約の道の駅、星の駅構想がそれこそ行き詰まり、それに代わるものとして位置づけられて進められていると認識しています。道の駅、星の駅にこだわり進めてきたことが、この結果につながっているのではありませんか。

希少植物等の課題が浮上してきたということはありますが、政治は結果責任が問われます。にぎわいの場構想は、撤回もしくは大幅見直しを求めるものです。この責任を強く感じていただきたいと申し上げます。

次に、行政のデジタル化という問題です。

住民票や印鑑証明など、コンビニ交付ができるようにシステム改修が行われます。行政のデジタル化を全否定するものではありません。大事なことはアナログもデジタルもです。デジタル技術を使える人と使えない人の間で行政サービスに格差があってはならないことは当然です。デジタル化が万全でないことは、コロナ禍でもあらわになっています。

また、災害時、停電や水没したらデジタルが機能しないことを考えても、アナログ対応は安定的な手段です。住民の多面的なニーズにはデジタルを生かすことで迅速、簡便化が図られる手続とともに、対面窓口での相談業務を拡充し、住民の選択肢を増やすことが必要ではないでしょうか。

マイナンバーカードでは、さらにポイントをばらまくことが国の予算に盛られています。最大２万円のポイントをつけるというものです。欲しくもない人にカードを持たせるために税金を使うという無駄遣いの極みと言えます。

政府は、さらにマイナンバー制度の仕組みの拡大をもくろんでいます。今マイナンバーは、社会保障、税、災害対策のみ導入していますが、他の分野に広げる法改正を2023年に行うことを狙っています。医療、介護、そして教育、子どもの分野は、行政だけでなく民間事業者も含めたデータ連動、活用を進めようとしています。これらはもうけの種であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは利活用へと回されるのです。

情報は、集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100％防ぐ完全なシステム構築は不可能です。政府は、マイナンバー制度によって、公平、公正な負担と給付の実現を

掲げていますが、大企業の優遇税制は聖域としたまま、消費税増税を前提にしています。国民には負担増を押しつけ、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化と社会保障給付削減を進める仕組みです。マイナンバー制度は廃止すべきです。

次に、子育て支援の一層の強化です。

急速に進む少子化、一方で、子どもの貧困の問題、これらを考えると、子育て支援を一層強化することが求められます。村は、総合的にと言いながら、経済的な支援について大きく踏み出そうとしていません。

村長の公約の１つである給食費の無償化、無料化についても、公費負担なしでも負担できる保護者と２分の１の140円補助があっても重い保護者が見えると承知している。このような現状認識から140円は妥当と、訳の分からない理屈をつけて合理化しようとしています。一刻も早く完全な無料化を強く求めます。

さらに、小中学校の入学祝金については、大幅に増額することや入学祝品の中身、今は防犯ブザーと承知していますが、祝品がこれでは悲しい。改善するように求めたいと思います。

家庭育児支援事業についてですが、３歳未満児の子どもさんを保育園に預けずに家庭で見ている方に商品券をというものです。保育園に預けるかどうかは、それぞれの家庭の事情や考えで、それによって差をつけることは保護者間を分断することにつながりかねません。全ての未満児を対象にすべきと思います。

さらに、医療費無料化の一部負担金についてですが、１レセプト500円の負担はなくし、完全無料化すべきです。12月議会で勝山議員もこの問題を取り上げられ、その中で群馬県のアンケートを紹介し、無料化を求められました。改めて強く一部負担金廃止をすることを求めるものです。子育て支援を一層強化し、安心して子どもさんを産み育てられる環境整備を進めようではありませんか。

次に、職員の働き方の問題です。

今議会で２人の議員から職場内の雰囲気についての質問がありました。村長は、答弁で挨拶が大事、徹底していく、このように述べられました。私には、今、役場職員の残業、超過勤務が常態化しているように見受けられます。

自治体職員の過酷な労働について国会でも取り上げられています。そこでは、自治労連が公表した過労死ラインを超える働き方の実態調査、これが紹介をされています。１か月で最高298時間もの時間外労働、保健所やワクチン担当部署では、１か月平均時間外労働が128時間、いつどこで誰に過労死が発生してもおかしくないなどの実態が報告されています。

本村でも、職員の時間外労働が常態化していることに目をつむり、ただ単に挨拶が大事と道徳的なことを言うだけでなく、職員のスキルアップが必要なのか、それとも職員数が足りないのか、それらを明らかにして、その改善を図ることこそ理事者に求められているのではありませんか。

また、会計年度任用職員制度にも問題があります。職員数が足りない部分などを会計年度任用職

員が担っています。以前の嘱託あるいは臨時職員時代と比較して、手当てなどについての改善が図られていますが、フルタイム職員でも低賃金で基本的には契約期間は１年、１年契約で次の年の保障はなし、こうしたことの改善がなければ、明るい職場ややりがいが生まれてこないのではありませんか。理事者には、働く職場の環境改善こそが求められていると思うのです。

そして、国に対しても職員削減を押しつけてきた集中改革プランと27年にわたる職員削減をやめ、地方歳出の削減路線を転換し、人件費を始め、一般財源総額の増額を行うよう求めるべきです。

以上申し上げまして反対討論とします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――５番　沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

令和４年度の一般会計予算案を見ますと、最優先に取り組むとした新型コロナウイルス対策においては、第３回目となる新型コロナウイルスワクチンの早期接種事業、コロナ禍に苦しむ事業者を支援する経済対策、また、村内経済への影響が大きいため、商工会のプレミアム付商品券発行事業の拡大支援、また、宿泊事業者への温泉使用料の減免等が盛り込まれております。

また、災害に強い村づくりを進めるべく、台風第19号の検証結果に基づく河川や水路改修工事のほか、橋梁の長寿命化修繕工事など、生活に欠かせない社会インフラ整備を行います。

さらに、安全・安心な施策においては、重要な通学路である荒井原紫２号線の改良事業を進めるほか、常備消防である須坂市消防署高山分署の消防ポンプ自動車の更新や地域防災力の要である消防団員の処遇改善などを行い、そのほか少子高齢化と人口減少に立ち向かっていくため、引き続いて学校給食費の公費負担や教育のＩＣＴ化に向けた学校教育環境の充実、住民票などのコンビニ交付システム導入など、デジタル・トランスフォーメーションの推進事業などが盛り込まれており、村民の命を守ることや健康増進に重点を置くとともに、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、新たにふれあい収集事業に取り組むほか、公衆トイレの改築など、村民１人１人の健康増進と環境に配慮したものであります。

４月から役場組織が再編され、定住支援室が設けられますが、農業六次産業化の推進や果樹振興及び新規就農者支援事業、県営中山間総合整備事業による将来を見据えた基盤づくり、農家の様々なリスクから経営を守る収入保険加入促進事業、空き家の助成制度などの拡充など、農業生産基盤の充実と農業の担い手の育成・確保などに重点を置いたものであります。

最後に、役場組織再編に当たって、役場入り口と村民ホールが２年にわたり改修されますが、今まで以上に住民にとって分かりやすく、親切で親しみやすい役場窓口になることを期待しつつ、私

は、ぜひこの予算がその効果を最大限に発揮することを希望し、令和４年度高山村一般会計予算について予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、可決することに賛成するものであります。

議員各位の御賛同を承りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号　令和４年度高山村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

――――――８番　湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっています議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

現行の国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主は、４割が農林水産業、３割は自営業でしたが、現在は年金生活者など無職が４割、非正規労働者などの被用者が３割を占めるようになっています。

国保制度がスタートした当初、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言していました。ところが、自民党政権1984年の国保法改正で、国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50％から2015年度では20.3％にまで下がっています。

こうした中、国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半の270万円をピークに下がり続けています。加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中で、国保の１人当たり保険料は、1980年代が３から４万円、1990年度は６から７万円、2000年代以降は８から９万円と上がり続け、最近の１人当たり保険料は年9.1万円と言われております。今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年には年11.2万円になると言われています。

低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いという国保の構造問題は、全国知事会、全国市長会などの地方団体も解決を求め、国保税を協会けんぽ並みに引き下げるために、１兆円の公費負担増を政府に要望しています。このような全国の運動と相まって、ようやく今年から未就学児の均等割を50％分公費負担となったわけであります。

さて、本村の国保加入世帯はおよそ1,000世帯、1,700人弱で、本村人口の４分の１の方の医療保険です。令和４年度の国保会計予算案では、一般被保険者の負担分は総額１億6,300万円、前年当初予算より788万円は増加となっています。保険税負担は子どもを入れまして１人平均約10万円となっています。一般財源からの繰入金は4,542万円で、昨年より44万円増加となっています。

ところで、この高山村では、平成25年に近在の市町村では最高率に当たる24.9％も値上げされました。平成26年度の県内統計によると、１人当たりの保険料は10万円強で、県内の町村平均は９万円強でありました。

さて、国保税の均等割は子どもの数が多いほど負担が引き上がる、まるで人頭税、子育て支援とは逆行する制度と批判があり、多くの団体や関係者が見直しを要望されてきたものです。先ほど述べたように、ようやく今年から就学前の子どもに限って一部が軽減されます。このことは評価できますが、制度の害悪の解消にはなりません。コロナ禍の中での子育て支援としては、甚だ不十分と言えます。

12月議会において同僚議員の税条例を改正して、18歳までの子どもの均等割相当分を一般会計で補助制度をつくり、実質廃止を求めた件で、村長の答弁は、国からは法定外繰入れの解消を求められている。国から配分される保険者努力支援制度交付金にはインセンティブがあるため、法定外繰入れは実質できないことになっている。そのため一般会計で補助制度を創設して、国保加入の子どもに限定した補助金制度は、国保に加入していない村民にも負担を求めることになる。したがって、今後、近隣市町村の動向を見ながら検討していきたいとのことでありました。

さて、本村の昨年度決算によりますと、累積の未収入金が4,400万円以上となっています。この中には払いたくても払えないという方がいらっしゃるのではないでしょうか。小さい自治体では、医療給付の増加などにより変動幅は大きく変わることは承知していますが、幾ら財政の健全化のためとはいえ、高額すぎる保険料というものはいかがなものでしょうか。本村の国保積立基金は１億2,000万円以上あります。基金の取崩しはできないとの答弁でしたが、以前の答弁で、今後国保会計が県に移管される後は、基金は増額する必要はないものと考えるとの答弁もありました。これは

基金の必要性が今後減少していくということだと私は認識しております。

私は、払いたくても払い切れない村民がいるということを念頭に、村民の気持ちに寄り添って村長には行政に取り組んでいっていただきたいと思います。以前の村長の答弁にあった今後の推移を見て検討するということの具体化を求め、早期に子どもの負担軽減を、そして国保税加入者の負担軽減を求めたいと思います。

以上で私の反対討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ただいま議題となっております議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、住民の健康及び地域医療の確保などに大変重要な役割を担っている一方で、低所得者や高齢者の加入率が高いという構造上の問題や医療の高度化等に伴い、医療給付費が増加傾向にあり、全国的にも厳しい状況が続いているものとお聞きしております。

このような中で、本村の国民健康保険の令和４年度の予算を見ますと、８億5,739万4,000円と、前年度に対して3.1％の減額となっておりますが、これは保険給付費がここ数年来、比較的安定した水準で推移しておりまして、被保険者の皆様１人１人が自らの健康は自らがつくるという意識の高揚のたまものと考えております。

そうした中で、平成30年度からスタートした新たな国保制度は、県が財政運営の責任者となり、村が支払う保険給付費については、全額、県から村に交付されることとなり、一方、県に支払う国民健康保険事業給付金については、国保税が充当されておりますが、その税率については、平成25年度に引上げが行われた以降、８年間にわたって据置きできており、新年度においても引き続き据置きで予算が編成されております。経営的には大変厳しい状況にある中、被保険者に対する負担の増加を抑えていること等を勘案しますと、健全な国民健康保険会計の予算が編成されているものと考えております。

本村のように、小規模な保険者は、ひとたび高額な医療費が発生すると、保険給付費が一気に増大するなど、翌年度以降の国民健康保険事業給付金に影響を及ぼすことが懸念されますが、村では、一定額の基金を保有しており、その使い道は、国民健康保険事業給付金の急増した場合の財源の調整金として利用するものとして、一定額が積立てられていることなどから、安定的な財政運営が行われているものと確信しております。

村におきましては、国民健康保険財政のさらなる健全化を図っていくとともに、村民の健康づくり事業はもとより、特定健診の受診率の向上や生活習慣病の予防対策等、きめ細かな施策を着実に

実施していただくことを要望いたします。

議員各位におかれましては、本趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号　令和４年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号　令和４年度高山村診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号　令和４年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号　令和４年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号　令和４年度高山村温泉開発事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号　令和４年度高山村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号　令和４年度高山村下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号　令和４年度高山村上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17　議案第19号

～

日程第25　議案第27号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第17　議案第19号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第７号）から日程第25　議案第27号　令和３年度高山村上水道事業会計補正予算（第２号）までの９件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

追加で提案いたしました議案第19号から議案第27号までの９件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第19号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第７号）について申し上げます。

この補正予算は、国の令和３年度補正予算の成立に伴い、中学校体育館の長寿命化修繕工事のための環境改善事業や、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に関する県の第６波対応事業所支援交付金などの関連予算を計上するとともに、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金など、事業の終了に伴う精査等により、歳入歳出それぞれ3,096万5,000円を減額し、当初予算からの累計額を47億8,258万3,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、総務費の総務管理費で、会計業務の安全と効率化を図るため、新たにセミセルフレジスターの備品購入費や景観重要樹木標識板の修繕費などを計上する一方、事業の精査等に伴い、地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金や広報たかやまの印刷製本費など、586万円減額。

民生費では、社会福祉費で乳幼児等医療費特別給付金や介護予防・地域支え合い委託料、デイサービスセンターのボイラーを改修する修繕費などを追加する一方、住民税非課税世帯等臨時特別給付金や児童手当、地域間幹線系統路線運行補助金の減額など、6,930万3,000円減額。

衛生費では、保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料を追加する一方、受診者や事業費の確定に伴い、感染症予防事業の予防接種委託料や新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金の減額など、2,434万9,000円減額。

農林水産業費では、農業費で、事業費の確定に伴う中山間地域総合整備事業負担金や鳥獣害防除対策補助金、認定農業者果樹栽培機械購入補助金の減額など、2,314万4,000円減額。

商工費では、まん延防止等重点措置の適用により影響を受けている事業者を支援するため、新たに第６波対応事業所支援金を計上する一方、事業費の確定に伴う事業継続給付金や新型コロナウイルス感染症克服事業補助金の減額など、4,345万3,000円減額。

土木費では、土木管理費で、急傾斜地崩壊対策事業工事負担金など、1,316万5,000円追加。

道路橋梁費で、村道改良工事請負費や測量設計委託料を減額する一方、除雪費の不足に伴い、除雪委託料の追加など、1,212万3,000円追加。

消防費では、広域消防事務委託料や第２分団詰所改築に伴う消防施設整備事業補助金の確定などに伴い、394万1,000円減額。

教育費では、教育総務費で、語学指導講師報酬や外国青年招致負担金など、369万8,000円減額。

小学校費で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、スキー教室を中止したことによる学校行事取消料を計上する一方、スキー指導委託料やＩＣＴ教育のための電子黒板など機械借上料の減額などに伴い、537万6,000円減額。

中学校費では、ＩＣＴ教育のためのデジタル教科書を購入する消耗品費や電子黒板など機械借上料を減額する一方、国の学校施設環境改善交付金を活用して、中学校体育館の屋根及び外壁等の長寿命化修繕工事を行うため、校舎等補修工事請負費など、4,007万3,000円追加。

社会教育費で、生涯学習推進事業や一茶ゆかりの里企画展経費など、509万6,000円減額。

給食施設費で、給食数の精査により、給食材料費など、397万3,000円を減額し、歳入では、村税で、主に給与所得の伸びによる村民税の個人所得割やコロナ禍においても業績好調な事業者の法人税割などの増加により、4,265万5,000円追加。

地方交付税の普通交付税で、２億4,709万1,000円追加。

使用料及び手数料で、新型コロナウイルス感染症感染警戒レベルの引上げに伴い、温水プール利用者などの利用制限に伴い、公園施設使用料など、565万1,000円減額。

国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金などを追加する一方、事業費の確定に伴い、児童手当負担金や子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減額など、1,417万5,000円減額。

県支出金で、地籍整備推進調査費補助金や第６波対応事業所支援交付金などを追加する一方、新型コロナウイルス感染症自主検査費補助金や衆議院議員選挙費委託金の減額など、350万7,000円減額。

繰入金で、財政調整基金繰入金やふるさと創生基金繰入れなど、１億6,767万6,000円減額。

諸収入で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高齢者のサロンやカフェ等の通いの場事業縮小に伴い、高齢者保健・介護予防事業一体化実施受託事業収入や学校給食費など、553万1,000円減額。

村債で、急傾斜地崩壊対策事業債や中学校体育館の長寿命化修繕工事を施工することに伴い、学校施設整備事業債を追加する一方、事業費の確定等に伴い、緊急自然災害防止対策事業債や臨時財政対策債を減額するなど、１億2,430万8,000円を減額し、歳入超過となる１億445万円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

なお、総務費の総務管理費のほか、10事業については、その事業の一部を翌年度に繰り越して実施することといたしました。

議案第20号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ2,650万1,000円を減額し、当初予算からの累計額を８億8,662万9,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の療養諸費で3,500万円減額、高額療養費で1,300万円減額、保険事業費で171万8,000円を減額し、歳入では、国民健康保険税で1,792万円追加、県支出金の県補助金で4,592万6,000円減額、諸収入の雑入で、第三者行為損害賠償診療報酬納付金収入151万9,000円を追加し、歳入超過となる2,372万5,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第21号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第４号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ966万9,000円を減額し、当初予算からの累計額を7,419万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、医業費で、医薬品や注射器などの医薬材料費280万円を減額し、歳入では、診療収入で941万円を減額し、歳入不足となる600万円を予備費で減額いたしました。

議案第22号　令和３年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,329万5,000円を減額し、当初予算からの累計額を７億6,551万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、施設介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費などを追加する一方、居宅介護サービス給付費の減により420万円減額、介護予防サービス等諸費で660万円減額、特定入所者サービス等費で760万円減額、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援サービス事業費で339万9,000円を減額し、歳入では、国庫支出金の国庫負担金で345万円減額、国庫補助金で調整交付金など、1,134万2,000円減額、支払基金交付金で510万3,000円減額、県支出金の県負担金で269万3,000円減額、繰入金の一般会計繰入金で347万6,000円減額、基金繰入金で650万円を減額し、歳入不足となる898万8,000円を予備費で減額いたしました。

議案第23号　令和３年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ199万円を追加し、当初予算からの累計額を8,707万8,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で169万8,000円を追加し、歳入では、後期高齢者医療保険料211万2,000円追加、令和２年度決算の確定に伴い、繰越金41万1,000円を追加し、歳入超過となる29万2,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第24号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第５号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ47万8,000円を追加し、当初予算からの累計額を7,283万9,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、温泉給湯事業費の総務費で、消費税50万円減額、給湯事業費で、森林スポーツ公園温泉給湯事業や山田温泉給湯事業で、施設整備基金積立金など、97万8,000円を

追加し、歳入では、使用料及び手数料で、温泉使用料滞納繰越分84万円追加、繰入金の温泉開発事業基金繰入金で113万1,000円減額、一般会計繰入金で76万円を追加いたしました。

議案第25号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ309万9,000円を減額し、当初予算からの累計額を１億445万3,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、農業集落排水事業費の総務管理費で、公営企業会計移行業務委託料の入札差金や主要地方道豊野南志賀公園線のマンホール嵩を調整する工事請負費など、447万円を減額し、歳入では、分担金及び負担金で排水処理施設分担金30万円追加、繰入金の基金繰入金で240万円減額、村債で、公営企業会計適用債50万円を減額し、歳入超過となる137万1,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第26号　令和３年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ852万9,000円を減額し、当初予算からの累計額を２億5,014万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、下水道費の総務管理費で、主要地方道須坂中野線のマンホール嵩調整のための工事請負費や山田温泉浄化センター維持管理委託料の入札差金など、402万6,000円減額、流域下水道事業費の総務管理費で、千曲川流域下水道下流処理区維持管理負担金など、290万4,000円減額、災害復旧費で、千曲川流域下水道施設災害復旧事業負担金1,694万7,000円を減額し、歳入では、諸収入の雑入で、令和元年度の消費税還付金や千曲川流域下水道維持管理費負担金987万7,000円追加、村債で、事業費の確定に伴い、流域下水道施設災害復旧事業債など、1,850万円を減額し、歳入超過となる1,534万8,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第27号　令和３年度高山村上水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

この補正予算は、収益的支出において、給水管等の修繕費に不足が生じることから追加する一方、固定資産減耗費を減額するなど、200万円を減額し、累計額を１億2,068万円といたしました。

資本的収入では、企業債など1,370万円を減額し、累計額を9,073万9,000円とするものであります。

資本的支出では、山田温泉ろ過機改修工事の入札差金などに伴い、1,109万9,000円を減額し、累計額を１億2,012万2,000円とするものであります。

以上、９件につきまして、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午後３時10分　　休　憩

午後４時39分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第19号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

１点お願いします。

ページでいくと67ページ、新型コロナウイルス関係で、第６波対応事業所支援金が1,465万円予算化されております。この事業の中身についてどのような支援内容となるのかお願いをします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

この第６波対応事業所支援金でございますが、これは要は第６波によりまして、特にこの１月以降大分事業者が影響あったわけでございますけれども、それに対して県のほうから交付金が出るということで、村としましては、国の事業復活支援金、これが11月から３月までの影響が出た事業者さんが頂けるものでございます。３割以上出た場合に事業復活支援金が交付されるということになります。

そういった事業者さんを対象にしました交付金の決定額に対しまして、村としましては、その交付決定額の２分の１相当額を対象者の皆様に交付させていただくということで、事業者の支援ということで計上させていっている予算でございます。

以上でございます。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

そうしますと、事業復活支援金ですと個人で最高限度額50万円ですか、１億円以下の売上げだと法人で100万円ということですので、村の支援金はその２分の１が最高限度額となるということでよろしいでしょうか。

それから、国の事業復活支援金は、今課長からもありましたように、30％以上減額の場合対応になるということなんですが、こうした事業者を対象にしますと、30％未満の事業者は対象にならないということになります。その点どのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田　亨）

国の事業復活支援金に基づきまして、２分の１を交付させていただくということでございます。この件につきましては、第６波ということで、先ほども、今説明させていただきましたけれども、事業者さん、特に第６波の到来というのが本年度に入ってからということになります。

例えば、今年といいますか、本年度、令和３年度において事業継続給付金というのございますが、例えばそういったものをどういう事業者さんに対して対応するかといったときに、一番問題になるのが、第６波で影響あったという証明が大変難しいということになります。

例えば、つい最近までやった確定申告、個人の場合でしたら令和３年の１月から12月までのものでございます。ただ、第６波の影響は今年になってからの部分が大変大きいわけでございまして、そうなってきますと、やはり国の事業復活支援金が３月までの影響に対して出るということでございます。ですから、その部分を使わさせていただいて、ましてや事業者さんの手続的な部分を考えた中では、これが一番対応できるものだろうと考えております。

ただ、これだけでは充分じゃないというのは十分理解しておりますので、この６月に補正等組む中では、今までやってきました事業継続給付金とか、予算の絡みもございますけれども、そういった部分でいろんな事業を組み合わせて事業者さんを支援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第７号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号　令和３年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号　令和３年度高山村診療所特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第22号　令和３年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第23号　令和３年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第24号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第５号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第25号　令和３年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第26号　令和３年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第27号　令和３年度高山村上水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

日程第26　請願第１号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第26　請願第１号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願第１号について、委員長の報告を求めます。

――――――黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、請願第１号の１件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る３月15日午前11時20分より、委員全員出席の下、参考人として日本国民救済会須高支部の内山　博さん外１名の方に御出席をいただき、意見などをお聞きし、慎重に審査いたしました。

請願第１号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書提出についての請願書については、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました請願１件についての審査の経過及び結果の報告をいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから請願第１号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています私が紹介議員となりました請願について、賛成の立場から討論します。

審査された総務文教常任委員会でのこの請願の中身について、深い議論もないまま不採択という驚愕の事態に強い憤りを禁じ得ず、紹介議員という立場を越えて、あえて討論をさせていただきます。

この請願は、無実の罪に苦しみ、刑の確定後も自らの無実を証明するために再審を求めている方々に、再審があまりにも狭い門となっていることを改め、再審への道を開けるための刑事訴訟法の再審規定を改正してほしいというものです。

再審のルールをつくろうと運動している再審法改正をめざす市民の会の共同代表を務めるうちの１人が桜井昌司さんです。桜井さんは、1967年に起きた布川事件で逮捕され、無実を訴えましたが有罪、無期懲役が確定、仮釈放後の2005年再審開始決定が出ましたが、検察は即時抗告、特別抗告を繰り返し、再審無罪までに６年を要してしまいました。この事件では、無罪を示す数多くの証拠が隠されていました。検事から証拠として開示された事件当時の取調べテープに中断、編集した跡

が13か所も見られたこと、女性の目撃証言では被告人以外の人を見ていたこと、毛髪の鑑定書など、これらの３点は２度目の再審請求の際に、検察が初めて開示したのです。判決が確定した確定審のときには、検察は録音テープの存在を否定していたのです。この事件は、再審無罪までに44年かかっています。これら証拠類が早く開示されていたなら、事件はこれほどまでに時間がかからず、桜井さんの苦しみを解くことができたのです。

先日、15日には、大阪の東住吉事件の冤罪被害者、青木惠子さんが、国と大阪府に損害賠償を求めた訴訟の判決がありました。判決は、大阪府警の取調べが違法だったことを認め、1,224万円の賠償を府に命じる一方で、国の責任は認めませんでした。東住吉事件は、1995年、住宅全焼火災で長女（当時11歳）が亡くなったことを、警察は保険金目当ての放火殺人として青木さんと内縁の夫を逮捕したものです。捜査段階の自白を根拠に無期懲役の判決が確定し、20年余りにわたって身柄を拘束されました。再審で2016年、捜査段階の自白に証拠能力は認められず、自然発火だった可能性があるとして無罪となっています。この大阪府警の取調べが違法だったと断罪されたのです。

こうして再審になった例は少なく、苦しんでいる人が多くいるのです。残念ながら、いまだに冤罪事件は存在しています。時間もお金も費やし、精神的にも苦労しながら再審を訴えている事件も数多くあるのが実態です。ひとたび確定した判決といえども冤罪のおそれがあるなら、高い道徳的観点から、基本的人権の尊重という観点から、できる限りの救済の道を開くことが必要ではないでしょうか。

総務文教常任委員会では、こうした中身の議論は残念ながらほとんど行われませんでした。そして、問答無用と不採択という結果になっています。議会の権限の１つに意見書の提出権があります。町村の議決機関としての議会の意思を決定して、国・県等に表明する権限です。議員必携でもこの権限を最大限に活用し、積極的に行使したいものであるとしています。

請願の中身について深い議論のないままに、入り口で問答無用と不採択とすることは、国民の持っている請願権も踏みにじることにつながります。今回のようなことを行えば、意見書の提出権という権限が、高山村議会では消滅したに等しいものとなってしまうのではないでしょうか。

皆さんには、冤罪で苦しんでいる人の声が届きませんか。再審請求人の求めに対して検察が持っている証拠の全てを全面開示すること、再審開始決定に対して、検察の不服申立てがいたずらに行われることがないように法整備をしてほしいという、この内容のどこが不採択に当たるのですか。

改めてこの請願を採択し、国に意見書を提出すべきと申し上げ、討論とします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第１号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書提出について

の請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

この請願を採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立２人）

○議　長（西原澄夫議員）

起立少数です。

本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第27　閉会中の継続調査の申出について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第27　閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第28　議員派遣について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第28　議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第６条の規定によって、これで閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

今定例会は、３月３日から本日までの16日間で開催され、令和４年度の本村行政の根幹となります各会計の当初予算を始め、令和３年度の補正予算、条例の改正など、数多くの村民生活に直結した重要案件が提案されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し、熱心に審議、決定を賜り、全議案を滞りなく終了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議会運営の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、村長を始め執行部の皆様、関係各位には、会期中、何かと御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびのロシアのウクライナへの軍事侵攻に当たっては、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案を村議会として、全会一致で可決しました。ロシア軍の即時かつ無条件の撤退を求めるものであります。

一般質問には、９名の皆さんが17問の質問をされました。村当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位が出されました意見などと併せて、特に意を用いられ、村政を推進されますよう切望をいたします。

ここにきて一気に気温が上がり、畑の雪が消え春の訪れを感じられる季節となりました。

どうか皆様方には一層御自愛の上、高山村発展のために、ますます御活躍されますとともに、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

この際、村長の発言を許します。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

３月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

今定例会は、３月３日から本日までの16日間にわたり、追加提案いたしました議案９件を合わせて26件と大変多くの議案を御審議いただきました。

この間、議員各位には、活発な御議論と慎重審議の上、全議案について議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

特に、今定例会におきましては、令和４年度予算審査特別委員会を設置して、慎重に審査をしていただき、貴重な御提言を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、委員長として御苦労いただきました柴田委員長さんには改めて御礼を申し上げます。

また、今定例会で同意を賜りました人権擁護委員の選任につきましては、６月30日をもちまして任期満了となります山際秀一さんに、引き続き御尽力いただくこととなりました。

山際さんには、これまで37年間にわたり国の奉仕者として業務に携わられ、その豊富な知識と経験を遺憾なく発揮され、相談者に親身になって対応していただきました。引き続きその豊かな経験を生かされ、ともすれば長引く新型コロナウイルス感染症により疲弊しがちな社会情勢の中で、今後とも明るい社会づくりに御貢献いただけるものと御期待申し上げております。

一昨日の16日の深夜、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の大地震が発生し、宮城・福島県では震度６強の強い揺れを観測し、道路・家屋等に大きな被害が発生したことにより、３名の尊い命が失われました。被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられました皆様の御冥福をお祈り申し上げます。

そして、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

さて、今月11日には２万2,000人以上が犠牲となりました東日本大震災から11年が経過いたしましたが、いまだ全国には約３万8,000人もの多くの方が、生まれ故郷を離れて避難生活を余儀なくされております。

このような現状を捉えたとき、私たちに何ができるかを考えますと、この災害を決して忘れてはならないこと、そして、災害に遭われました皆様や地域に対して、可能な支援を行っていくことが大切ではないかと思っております。改めてここに、亡くなられました多くの皆様の御冥福をお祈り申し上げるものであります。

一方、議会招集挨拶でも申し上げましたが、ウクライナに侵攻したロシア軍による攻撃は日々激しさを増しており、停戦の見込みが全くつかないと言われております。

そのような中で、多くの民間人や子どもが犠牲となっているほか、国連難民高等弁務官事務所によりますと、15日時点で300万人を超えるウクライナからの難民が近隣諸国への出国を余儀なくされていると報道されており、国際情勢の難しさを改めて痛感しておりますが、とにかく一日も早い停戦と平和を望むものであります。

今年１月27日から３月６日まで国の適用を受けてまいりました長野県のまん延防止等重点措置が７日に解除されましたが、感染拡大は依然として収まらず、年度末や年度初めを控えていることか

ら、県では明日19日から４月10日までを感染対策強化期間として、人の移動や会食による感染拡大の防止を呼びかけておりますので、本村におきましても、引き続き公共施設の使用制限等を継続させていただきたいと考えておりますので、村民の皆様には大変な御不便と御負担をおかけいたしますが、いましばらくの間、御理解と御協力をお願い申し上げます。

このように新型コロナウイルス感染症は、全く収束の見通しがつかない中ではありますが、来る６月１日から２日間にわたり、本村で開催される日本棋院主催の第77期本因坊戦までには、何とか落ち着いてほしいものと思っております。

さて、去る９日、内閣府は、2021年10月から12月期の国内総生産（ＧＤＰ、季節調整値）は、物価変動を除く実質で前期比1.1％増で、このペースが１年続くと仮定した年率換算は4.6％増となり、２月15日に公表された速報値の5.4％増を下方修正し、その要因を個人消費の下振れと言われております。

このため、地方にとりましても、引き続き厳しい財政運営が迫られるものと思っておりますが、先ほど議決を賜りました新年度予算の執行に当たりましては、切れ目のない事業の推進に努めてまいりますので、今後とも議員各位並びに村民の皆様の格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本村では例年にも増して多かった雪が解け、このところの暖かさでめっきり春めいてまいりましたが、今しばらくは寒い日もありますことから、議員各位におかれましてはくれぐれも御自愛いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

令和４年第２回高山村議会３月定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後５時14分　　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年３月18日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　山　嵜　秀　治

署　名　議　員　　柴　田　弘　男

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

令和４年第１回

高山村議会臨時会会議録

令和４年１月21日　開会

令和４年１月21日　閉会

（１日間）

高山村議会事務局

令和４年第１回高山村議会１月臨時会会議録（第１号）

令和４年１月21日（金曜日）

高山村告示第１号

令和４年１月21日、高山村議会１月臨時会を高山村役場に招集する。

記

１　専決予算の承認を求めることについて（令和３年度高山村一般会計補正予算（第５号））

２　令和３年度高山村一般会計補正予算（第６号）

３　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第４号）

令和４年１月６日

高山村長　内　山　信　行

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　承認第１号　専決予算の承認を求めることについて（令和３年度高山村一般会計補正予算（第５号））

日程第５　議案第１号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第６号）

日程第６　議案第２号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第４号）

本日の会議に付議した事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸般の報告

４　承認第１号

５　議案第１号～議案第２号

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員

７番　黒　岩　清　道　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　柴　田　弘　男　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村　　長	内　山　信　行	副　村　長	藤　沢　敏　和
教　育　長	山　岸　深　志	総　務　課　長	宮　本　孝　雄
村民生活課長	宮　川　裕　明	産業振興課長	柴　田　　亨
建設水道課長	小　渕　義　彦	会計管理者（会計室長）	西　原　一　美
教育次長（人権推進室長）	山　﨑　久　志		

事務局出席職員

事務局長	荒　井　孝　浩	書　　記	槇　田　和　子

午前10時01分　　開　会

○議　長（西原澄夫議員）

ただいまから令和４年第１回高山村議会１月臨時会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

おはようございます。高山村議会１月臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和４年高山村議会１月臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位には非常に寒い中、また大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

日頃皆様方には、議会活動を通じまして村政発展のために御尽力を賜っておりますことに感謝を申し上げる次第であります。

まず初めに、去る15日に日本から約8,000キロメートル離れた南太平洋トンガ沖の海底火山で、一部の専門家は1,000年に１度と言われるほどの大規模噴火が発生し、日本においても太平洋側を中心に津波が発生し、漁船の転覆や鉄道が運休するなどの被害が発生いたしました。

この噴火によりトンガでは国外との通信が遮断されており、状況の把握が困難な状態で、復旧には数週間程度かかる見込みであると報道されております。この噴火により津波等の被害を受けた地域と多くの皆様にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました皆様の御冥福をお祈り申し上げ、一日も早い復旧、復興を願うものであります。

さて、国内で初めて新型コロナウイルス感染症による感染者が確認されてから２年が経過いたしましたが、いまだに収束の見通しが立たない中で、年末までしばらく落ち着いていた感染状況は新年に入った途端、変異株オミクロン株によって急速に感染が拡大し、新たな局面を迎えております。

一方、県内では、去る１月６日に県内外の合わせて８人がオミクロン株に感染したと発表されたことから、成人式を間近に控えた本村では一瞬緊張感が走りましたが、議員各位の御理解を得る中で、度重なる延期をしてまいりました令和２年度及び令和３年度の成人式を１月８日及び９日の２日間にわたり、無事開催することができました。成人式を迎えられた新成人の皆様はそれぞれ大変立派に成長され、とても頼もしく感じた次第であり、皆様には今後ますますの御活躍と御多幸をお祈り申し上げる次第であります。

さて、話は新型コロナウイルスに戻りますが、政府は19日にオミクロン株の感染急拡大を受け、既にまん延防止等重点措置が適用されている広島、山口、沖縄県の３県に加えて、東京、愛知など１都12県を新たにまん延防止等重点措置の適用を決め、本日21日から２月13日までの３週間と言われております。

一方、長野県では今のところまん延防止等重点措置の適用地域にはなっておりませんが、急速に感染が拡大している地域については県独自の感染警戒レベルを４から５の特別警報２に引き上げ、警戒を強めておりますので、本村においても県の運用方針に基づき、村民の皆様に感染防止対策の徹底をお願いしているところでありますが、大変厳しい状況となっております。

さて、去年暮れに政府は2022年度予算案を閣議決定しましたが、一般会計の総額は107兆5,964億円で、21年度当初予算から9,867億円増えた予算となっており、新型コロナウイルス感染症対策に加え、岸田内閣が掲げる成長と分配の好循環の実現に向けた費用を多く盛り込んでおりますほか、高齢化による社会保障費が増えた予算と言われておりますものの、依然厳しい財政状況に変わりはないものと思っております。

したがって、地方においても引き続き厳しい行財政運営が迫られるものと思われますので、今後とも職員とともに村政発展のために全力を尽くしてまいる所存でありますので、議員各位の変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日御提案申し上げます議案は、承認１件及び議案２件の合わせて３件でございます。十分御審議いただき議決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、７番　黒岩清道議員、８番　湯本辰雄議員及び９番　松本　茂議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議　長（西原澄夫議員）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日限りにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日１日限りに決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので、報告します。

監査委員から、11月分執行した出納検査について報告があり、別紙のとおり報告書をお手元に配りましたので、報告します。

広報担当職員による写真撮影を、会議規則第102条によって許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４　承認第１号

〜

日程第６　議案第２号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第４　承認第１号　専決予算の承認を求めることについて（令和３年度高山村一般会計補正予算（第５号））から日程第６　議案第２号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第４号）までの３件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

高山村議会１月臨時会の提案説明を申し上げます。承認第１号から議案第２号までの３件につきまして、一括して説明を申し上げます。

承認第１号　専決予算（令和３年度高山村一般会計補正予算（第５号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、国の子育て世帯への臨時特別給付金を、クーポン券に代えて全額現金給付することに加えて、所得制限により給付対象外となる世帯に対して、村単独で給付金を支給するために専決処分したもので、歳入歳出それぞれ9,207万1,000円を追加し、当初予算からの累計額を46億8,802万7,000円としたものであります。

歳出補正の主なものは、民生費の社会福祉費で、国の子育て世帯への臨時特別給付金や、村単独事業による子育て世帯への臨時特別給付金など5,401万5,000円を追加し、歳入では、国庫支出金の国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金9,207万1,000円を追加し、歳入超過となる3,805万6,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第１号　令和３年度高山村一般会計補正予算（第６号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ１億2,552万1,000円を追加し、当初予算からの累計額を48億1,354万8,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、総務費の総務管理費で、高山村ふるさと景観育成寄附金の寄附報償費や手数料のほか、ふるさと創生基金積立金に1,510万円追加、民生費の社会福祉費で、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等臨時特別給付金など6,313万円追加、土木費では、道路橋梁費で除雪委託料など4,515万8,000円追加、住宅費で、空き家活用推進事業助成金など193万3,000円を追加し、歳入では、地方交付税の普通交付税で、5,239万1,000円追加、国庫支出金の国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）6,313万円追加、寄附金で、ふるさと納税寄附金に1,000万円を追加いたしました。

議案第２号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第４号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ242万円を追加し、当初予算からの累計額を7,236万1,000円とするものであります。

歳出補正は、温泉給湯事業費の給湯事業費で、奥山田温泉給湯事業において源泉の揚湯ポンプが故障したことに伴い、修繕費に242万円を追加し、歳入では、繰入金の基金繰入金で、温泉開発事業基金繰入金に242万円を追加いたしました。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時18分　　休　憩

午前10時30分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第１号　専決予算の承認を求めることについて（令和３年度高山村一般会計補正予算（第５号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第１号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから令和３年度高山村一般会計補正予算（第６号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第２号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第２号　令和３年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第６条の規定によって、これで閉会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきまして、承認１件、議案２件を御審議いただきました。ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、年明けから全国的に急激な拡大が続き、県内においても急速に拡大してきたことから、全県に医療警報が発出されるとともに、多くの市町村が感染警戒レベル５の特別警報２に引上げがなされ、感染防止対策の徹底が呼びかけられています。

本村におきましても陽性者が確認されたことなどから、感染拡大の防止を図るため、社会体育施設などの一部村営施設の利用を当面の間、村民に限定するなど利用制限がなされたところであります。村民の皆様には改めて、３密を避け、手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保など、基本的な感染防止対策を徹底していただきますようお願いをいたします。

過日、コロナウイルス感染症の拡大の影響で１年間延期され、21歳になった皆さんの成人式が行われ、二十歳の皆さんの成人式と２日間続けて開催されました。若いうちは失敗を恐れず、多くの体験を通じて見聞を広め、さらなる成長をしていただき、いずれの日か村を離れている皆さんがふるさとに戻ってきたときに、住んでよかったと思ってもらえるような高山村にしたいと感じたところであります。

議員の皆さんには、村で育った皆さんがＵターンしたいと思える魅力ある村づくりに積極的に関わっていただくことをお願いをいたします。

大寒に入り、まだまだ寒さは続き、大雪にも注意が必要です。お体には十分御自愛をいただきますとともに、今後の御繁栄と御多幸を御祈念申し上げ、簡単ではありますが臨時会閉会の挨拶といたします。

本日は御苦労さまでございました。

この際、村長の発言を許します。

――――――内山村長。

○村　長（内山信行）

１月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、御提案申し上げました専決処分した一般会計補正予算並びに議案２件につきまして、慎

重に御審議いただき、原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

新年を迎えてから早くも３週間が経過し、改めて月日のたつのは早いものと感じておりますが、毎年この時期に開催される広島市平和記念公園前を発着点とする全国都道府県対抗男子駅伝大会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、広島県がまん延防止等重点措置の適用地域になっているため、昨年に引き続き２年連続して中止となりました。

一方、女子駅伝大会は昨年中止されたものの、今年は去る16日に京都市で２年ぶりに開催され、長野県チームが10位と健闘され、県民に勇気と希望を与えてくれました。改めて、選手の皆さんに祝意を申し上げる次第であります。

また、同じくスポーツ関連では、2022冬季オリンピックが来る２月４日に中国の北京で、また冬季パラリンピックは３月４日からそれぞれ開幕される予定であります。冬季オリンピック・パラリンピックに参加される日本選手団の活躍を大いに期待するものであります。

さて、政府は岸田内閣の看板政策であるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、施策の全体像を取りまとめたと報道されております。今後は論点として人材育成やデジタル基盤の整備などの課題が挙げられておりますが、この構想によりデジタル化が進めば、地方にいながらにして国外とも仕事ができる環境が整い、新しいビジネスに成長するとも言われ、地方の活性化が期待されております。

このように、科学の進歩は目覚ましく、同じく科学分野になりますが、政府は日本人宇宙飛行士の月面着陸を2020年代後半に実現させるとの、夢のある明るい話題が報道されておりましたことから、一日も早い月面着陸の日が来ることを期待したいと思っております。

さて、あと２週間余りで立春を迎える季節となりますが、県の南部では17日に早咲きの梅が綻び始めたとの春の便りがありましたものの、本村ではまだまだ寒い日が続きますので、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、引き続き村政発展のためになお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

令和４年第１回高山村議会１月臨時会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前10時41分　　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年１月21日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　黒　岩　清　道

署　名　議　員　　湯　本　辰　雄

署　名　議　員　　松　本　　茂